

# 漢文・モンゴル文対訳

## 「達魯花赤竹君之碑」(1338年) 訳註稿

「元朝～明朝初期の言語接触に関する文献学的研究」班

渡部 洋 (研究代表者)・松川 節・小野 浩・古松崇志・  
石野一晴・毛利英介・伴真一郎・清水奈都紀

はじめに

1. モンゴル文面の転写と逐語訳
2. モンゴル文面語註
3. 漢文面原文・訓読・口語訳・語註

参照文献

碑文拓影

はじめに

本稿は大谷大学における共同研究班「元朝～明朝初期の言語接触に関する文献学的研究」班での共同研究の成果である。本研究は、習俗、文化、言語を異にする多様な人間集団がユーラシア規模で行き交った13・14世紀のモンゴル時代、モンゴル支配下にあった中国本土を含むユーラシア東部における言語接触や多言語環境について、主に漢語とモンゴル語相互の影響関係を中心に、一次史料にもとづいて具体的に解明しようとする試みである。モンゴル時代の多言語史料に対応するべく、モンゴル語、漢語、トルコ語、ペルシア語、チベット語それぞれの文献に通暁した研究者が集まって研究班を組織し、具体的な史料として、下記に挙げる14世紀モンゴル時代の漢語・モンゴル語合璧碑文をとりあげ、共同で読解をおこないながら言語・歴史両面からの分析・検討を進めている。

1. 「張氏先塋碑」(1335年：中国、内モンゴル自治区赤峰市翁牛特旗、現存、以下「張応瑞碑」と略称)
2. 「達魯花赤竹君之碑」(1338年：中国、内モンゴル自治区赤峰市翁牛特旗、現在所在不明)

3. 「居庸関過街塔六体合璧造塔功德記」(1345年：中国北京市、現存)
4. 「勅賜興元閣碑」(1347年：モンゴル国、ウランバートル市のモンゴル科学アカデミー考古研究所及びハラホリン郡カラコルム博物館に一部現存)
5. 「西寧王忻都公神道碑」(1362年：中国、甘肅省武威市永昌鎮、現存、以下「ヒンドゥー碑」と略称)

これらの史料研究のために、モンゴル国ウランバートル、ハラホリン、中国内モンゴル自治区、甘肅省、北京市などの遺跡、図書館、博物館などに赴いて、現地での原碑や拓本の調査も並行して行っている。

本稿は、これらの碑刻資料のうち、漢語・モンゴル語バイリンガルで書かれた碑文「達魯花赤竹君之碑」の訳註の試みである。この碑刻は、モンゴル時代の有力王族コンギラト Qongyirad 駙馬家に仕えたジグンテイ Jigünteï という人物の事跡を刻むもので、漢文面碑額に「神道碑銘」と記されているように、もともとジグンテイの葬られた墓の前に立てられていた。

碑刻は現存しないが、戦前に倒れた状態で発見された碑刻の調査記録によれば、碑の全長は1丈3尺2寸(約4m)、幅は3尺8寸(約1.2m)、とある[田村1937, p. 80]。現在見ることでできる拓本のサイズから推して、ここでいう碑の全長とは碑首と碑身を合わせた長さを指すと考えられる。いっぽう、『翁牛特旗志』によれば、碑の材質は大理石、高さは4.67m、幅は1.51m、厚さは27cmであるという[翁牛特旗志編纂委員会1993, p. 726]。いずれにせよ、亀趺の上に載っていた碑が立っていた当時は、高さ5m近くに及ぶ偉容を誇っていたはずである。碑陽は漢文で記され、27行から成り、1行あたりは最大で70字である。モンゴル朝廷にかかわる聖なる語は、2字あるいは1字の擡頭により表記される。碑陰はウイグル字モンゴル文で記され、37行から成る。やはり聖なる語を擡頭により示す。碑身の上部には碑額が附せられ、碑陽には4行20字から成る篆字漢文、碑陰には3行から成るウイグル字モンゴル文が刻まれる。碑刻はカアン qayan (皇帝)の口頭による命令文書ジャルリグ jarliy (聖旨)を奉じて立てられたいわゆる勅建碑であり、カアンの命により、漢文面の撰者は当時屈指の漢人文人官僚掲傒斯、書者はカンクリ族の能書家巉巉、篆額者は尚師簡が任じられた。そして、先に掲傒斯が漢文を撰述し、後でその漢文の文章にもとづいて碑陰のモンゴル文が撰述されるという手順で碑文は作成された。大きさといい、拓本からうかがえる漢文面とモンゴル文面の書字の美しさと刻字の深さ

といい、堂々たるモンゴル時代の勅建碑であると言える。

さて、ジグンテイが属したコンギラト部は、モンゴル時代屈指の有力王族として名高い。コンギラト部は、モンゴル勃興以前、モンゴリア東部に大きな勢力を有した遊牧民集団であった [岡田 1985]。チンギス家とは早くから婚姻をつうじて協力関係を取りむすんでおり、チンギス・カン Činggis qan によるイェケ・モンゴル・ウルス Yeke Mongγol ulus (大モンゴル国) の建国およびそのあとの拡大過程においては、コンギラト部のなかでも、デイ・セチェン Dei Sečen (チンギスのカトゥン qatun (皇后) ボルテ Börte の父) とアルチン・ノヤン Alčin noyan の父子が非常に重要な役割を果たした。以後、その家系は、最大の譜代功臣として、そしてまたチンギス家の姻族 (Mong. quda) として、厚遇されることとなった。その結果、コンギラト部の牧民集団には、シリン・ゴルから熱河に至る広く豊かな草原地帯が遊牧地として与えられた [杉山 1992, pp. 100-101]。当主のアルチン・ノヤン家は大興安嶺南端一帯を分封地として与えられ、そこで代々遊牧生活を営んだ。クビライ Qubilai の大元ウルス建国後には、夏営地に応昌府城、冬営地に全寧府城という二つの城郭都市を築いて拠点とした。そして、アルチン・ノヤンの娘チャブイ Čabui がクビライに嫁ぎ正后となった結果、コンギラト部アルチン・ノヤン家は通婚関係によって帝室と緊密に結びつき [宇野 1993, 1999]、大元ウルスの姻族たる駙馬家として栄華をきわめたのであった。

本碑の主人公ジグンテイは、もともとダルマバラ Darmabala (皇太子チンキム Činkim の嫡子) の娘センゲ・アガ Sengge aγa (センゲラギ・アガ Senggeragi aγa) が、コンギラト駙馬家のディウバラ Diwubala のもとに嫁いださいに随従した付き人 (Mong. inje) だった。彼はそのままコンギラトの一員となり、当主の魯王ディウバラおよび魯国大長公主センゲ・アガに仕えて、諸色人匠都総管府副ダルガチに任じられ、コンギラト家に所属する戸口や財産の管理に当たった。そのほかに目立った官歴を残すことはなく、至治三年 (1323年) に数え年42歳で亡くなっている。

その後、コンギラト家からセンゲ・アガの娘のブダシリ Budasiri がハイシャン Haišan の子トク・テムル Toγ Temür に嫁いださいに、今度はジグンテイの子サルゲスゲブ Sargesgeb がインジェとして随行した。そののちサルゲスゲブはケシグ kesig の一員として、トク・テムルの身边に仕えた。いわゆる天曆の

内乱を乗り越えてトク・テムルがカアンに即位すると、サルゲスゲブは奉宸庫提点を皮切りに、中央政府の官を歴任し、宮相府副総管に任じられた。トク・テムルの死後、カトゥンのブダシリが大権を掌握し、サルゲスゲブは彼女の後ろ盾を得て、実権のないカアンのトゴン・テムル Toyon Temür から、父の墓前での勅建碑建立を認める聖旨を賜ることに成功する。こうした経緯を経て、本碑はジグンテイ自身の死から15年後の至元四年（1338年）に、子のサルゲスゲブの栄達により立てられたのであった。

クリーヴスがつとに強調しているように、本碑を含めたいくつかの14世紀の漢語・モンゴル語バイリンガルの碑刻史料は、第一に元史研究のための歴史史料として、第二に当時の古いモンゴル語を書写した言語史料として重要な価値を持つ [Cleaves 1951, p. 4]。

本碑についていえば、歴史史料として特筆すべきなのは、モンゴル時代の遊牧民の婚姻で嫁入りに付き従うインジェについて詳細に記した希有な実例であるとともに、コンギラト部というモンゴル有力王族に仕えた一臣僚の事跡を記したものであるということである。正史などにはけっして残ることのない本来は無名だったはずの人物の事跡を詳細に伝える本碑は、手がかりの少ないモンゴル時代の分封勢力の内実を迫ることを可能にする数少ない史料である。また、ジグンテイが仕えたのがコンギラト駙馬家に嫁いだ公主センゲ・アガであり、そしてまた立碑の後ろ盾となったのがコンギラト出身の皇后ブダシリであり、いずれも元代中後期の政治・文化を考えるうえで欠かすことのできない女性王族であることも、本碑の歴史史料としての重要性を高めている。

いっぽう、言語史料として貴重なのは、これだけまとまった分量を有する14世紀のモンゴル語史料は非常に数が少ないということである。また、モンゴル文面は漢文をもとにして作られたもので、モンゴル時代の多言語状況と言語接触を考察するための材料を提供する点でも重要である。本碑のモンゴル語には、『元朝秘史』に典型的に見られるモンゴル口承文芸を起源とする表現、大元ウルス皇族が発令した命令文に見られるウイグル起源の文書行政用語、そして『孝経』のモンゴル語訳と同様な儒教的概念が反映されており、14世紀前半の大元ウルスにおける文化状況が如実に示されていると言ってよい。しかしながら、日本のモンゴル学界において、本碑がモンゴル語資料として注目されることは、今までなかった。

本碑の研究史については、クリーヴスの論文 [Cleaves 1951, pp. 4-12] に詳しいが、以下に概略を記しておこう。本碑の漢文面はつとに『熱河志』(1781年)、『承德府志』(1887年)などに移録された。碑石の所在は、『熱河志』に「元中順大夫準台墓在烏丹城南七里」、「碑今尚在」とあり、清代乾隆年間の段階では、オンニュート旗烏丹城近くのジグンテイ墓近くに石碑がまだ立っていたことが分かる。その後、碑石は倒れて地中に埋もれてしまい、民国3年(1914年)、烏丹城から八里の南梁子で地元民によって地中から発掘され、烏丹城河南関帝廟に運び込まれたという(『赤峰県誌略』(1933年)) [田村 1937, p. 79]。いっぽう、別の伝聞によれば、碑石は民国10年(1921年)に発見された。もともとは烏蘭板附近の耕地に碑石と亀趺が埋もれていて、北側には古墓のような墳丘があり、附近の地表には磚や瓦の断片があったという。[翁牛特旗志編纂委員会 1993, p. 726]。そののち満洲国時代になってから遺跡調査が進展するなか、1937年に羅振玉の息子羅福頤が国内の碑刻を集成した『満洲金石志』を編纂したが、そこには新しく採られた拓本にもとづいて本碑の漢文面を移録するとともに、『熱河志』及び『畿輔通志』の註、錢大昕『潜研堂金石文跋尾』の関連部分、羅振玉による跋文(「家大人跋」)、そして羅福頤の注記を掲載する。羅福頤はここで「此碑原在赤峯縣烏丹城南、今歸烏丹警察署」と記している。

1935年、京都帝国大学のグループが現地調査を行い、碑石そのものを確認した。その調査報告である田村実造「烏丹城附近に元碑を探る」(1937年)によると、本碑は、「(烏丹)城南路傍に半ば土中に埋れてあ」った [田村 1937, p. 79] という。

その後、本碑は所在不明となり、現在に至る。1993年に出版された『翁牛特旗志』の編纂過程で、石碑の出土地の調査がおこなわれたが、石碑と亀趺ともにすでに存在しなかったとのことである [王 1995, p. 686]。『蒙古学百科全書・文物考古卷(中文版)』に掲載される本碑の項目には、「原碑已佚」とある [蒙古学百科全書編輯委員会 2004, p. 490]。

本碑のモンゴル文面の最初の本格的な研究は、上述のクリーヴスによるものであり [Cleaves 1951]、その後、リゲティによるローマ字転写 [Ligeti 1972, pp. 51-58]、ドブによる移録と語註 [Dobu 1983, pp. 269-306]、トゥムルトゴーによる移録と文献目録 [Tumurtogoo 2006, pp. 20-23] が公表されてきた。現時点で公表されている拓本には、京都帝国大学グループが採拓し、田村論文

に掲載されたもの [田村 1937, plate] (京都大学文学部東洋史研究室蔵)と、クリーヴス論文に掲載されたもの [Cleaves 1951, plate I- XXXII] の2種がある。その他、未公表のものとして、中国国家図書館善本部、東洋文庫、大阪大学附属図書館石浜文庫、広島大学大学院文学研究科東洋史学研究室(鴛淵一旧蔵)にそれぞれ本碑の拓本が所蔵されていることが判明している [堤 2006; 寺池 1987]。本稿では、主としてクリーヴス論文所載の拓影を利用し、また、巻末に転載した東洋文庫所蔵拓本の拓影を随時参照した。同拓本は、前田直典が先駆的に利用した学史的に重要な拓本でもある [前田 1973, p. 36]。

本稿は、研究班のメンバーである、渡部洋(大谷大学)、松川節(大谷大学)、小野浩(京都橘大学)、古松崇志(岡山大学)、石野一晴(京都大学)、毛利英介(京都大学)、伴真一郎(大谷大学)、清水奈都紀(奈良大学)全員の共著によるものだが、分担部分においては末尾に担当者名を記してある。また、漢文部分の著録・訓読文・現代日本語訳・註釈は、古松・毛利・石野が担当した。前述のとおり、本来は漢文面が先に来るものであるが、モンゴル語の読解を優先して、モンゴル文面を先にして、漢文面を後にした。そして、モンゴル文面と漢文面で内容が重なる部分については、モンゴル文面で優先的に註記を附し、漢文面の註記は最小限度にとどめてある。

前述のとおり、本碑については、稀代のモンゴル文献学者であるクリーヴスが半世紀以上前に残した偉大な業績がある。依然として裨益するところ大であり、本稿における訳註もその多くをクリーヴスに依拠している。いっぽうで、その後のモンゴル時代史(あるいは元代史)、モンゴル文献学、漢語史など関連分野における研究の進展をふまえ、ところどころその補訂が必要になってきていることも事実である。本研究では、できるかぎり最新の知見をとりこむべく努めたが、班員の力量不足、作業に傾注できる時間の不足もあり、じゅうぶんに検討できなかった課題も数多く残されているし、じつのところ註記の粗密も統一できていない。しかしながら、まずはこの貴重な史料を容易に利用できるようにするべく、日本語の試訳を提示することじたいに意味があると考え、訳註の公表にふみきることにした。したがって、本稿は本研究班における共同研究の途中経過報告というべきものであり、他日のさらなる補訂を期したい。今回「訳註稿」と題する所以である。ご寛恕願うとともに、博雅の示教を乞う次第である。



tur sayulγaysan ajuγu. ačige inu Ajen neretü.  
 に居らせたのであった。父（←彼の）はエジェンという名で、  
 aγali aburi yabudal inu sayin-u tula-ta olan qari-yin  
 性格と行状（←彼の）が良いために、多くの国の  
 irgen imayi ačige [me]tü kündülen ajuγu Jigüntei  
 民は彼を父のように敬うのであった。ジグンテイは  
 бүрүн morid üked qonid aduγun-a jeber  
 （たとえば）、ウマ・ウシ・ヒツジ 畜群に？

[04] бүкүйбер. sayin kümü manaγulsun bolγan tüsiγü ebestin  
 であることにより、良き人を見張りとなして任せ、草  
 usun dayan aduγun-i belčigeγü es-e ber joγsayulbasu ende  
 水に従い畜群を放牧させ、一箇所に止めないのに 此処  
 tende ülü butaran kedün tümed-te kürtele öskegülügen  
 其処に散らばることなく幾万に至るまで増やした  
 ajuγu. [ad]uγun-i aγin joqis-iyar öskegülür-ün  
 のであった。畜群をこのように適切に増やすにあたって、  
 mün nasu büri ügüler-ün namayi irgen medegülün  
 彼が年毎に言うところは、「我れに民を知らしめ

[05] tüsibesü. mün ene kü metü jasan čidaqu bülege bi  
 任せるなら、同じくこのように治められるのだ、我れは」  
 kemen ajuγu. anu orču dotor-a бүрүн imayi sayisiγan  
 と言うのであった。彼らの府のなかではというと、彼を譽め、  
 maγtaγdaγu ardem-tü бүкүй-yin tula. ♦Diwubala ong imayi  
 [彼は] 称えられ、有徳であるために、ディウバラ王は彼を、  
 yeke ü[il]e qadaγalan čidamu j-e kemen nasuda.  
 「大事を管掌することができるぞ」と、常に

[06]\* deger-e üjegülsü kemebestü. jiči mün odun barabasu bidan-u  
 お上に示そうと言うと、また、「彼が去ってしまえば我々の

ortu dotor-a yambar be üile bolbasu. řaruγdaqu keregtü  
 府 の 中 で いかなる 事 が起ろうと 使われる 有用な  
 kümün ügei bolřuγu kemen öčijü bürün. imayi gonling-  
 人は 居なくなってしまう」と 奏上すると、彼を 管領  
 sui-luu-dabu-[y]ing-[v]ang-čuu-šai-ž-in-seng-ding-qu-sen-leng-  
 随路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧  
 duu-sunggon-vuu-yin vu daruγači bolγaγad  
 都 総管 府 の 副 ダルガチ となして

- [07] čeu-le-daivu sangon-iyar sön soyurqaγuluγsan ařuγu.  
 朝 列大夫 散官として 宣を 賜わらせた のであった。  
 qoyina basa iyđuriγulřu čungšün-daivu sangon-iyar mün sunggon  
 後に また 昇進させて 中順 大夫 散官として 同じ 総管  
 -vuu-yin daruγači bolγan. sön öggegülřügü. teyin  
 府 の ダルガチとなし、宣を与えさせた。そのように  
 yabuγad arb[a]n ülegü od bolřu qadaγalaγsan eđ sang-un oraqu  
 して 十 余年 経ち、管掌した 財庫 の 取  
 γarqu üile-yi řoqis-iyar bolγan  
 支の 仕事を 適切に して

- [08] qadaγalaγad od büri niřiged tümen ülegü sükes arbiđqan  
 管掌して 年毎に それぞれ 一万 余りの 錠を 増やし  
 ülegül[e]n. anu ortu-tur kereglekü eđ sükes-i tügetele  
 余らせ 彼らの 府で 使う 財錠を 十分に  
 güičegen bögetele irgen-i ber ülü alřiyaγulun ařuγu  
 行き渡らせているのに 民をも 疲弊させないのであった。  
 teyin ber bö[ge]sü. ♦Diwubala ong erdem uqayan inu  
 そのようにぞ あるので、ディウバラ王は、学識と英知 (←彼の)  
 daγustala řaruγdaqu üile ügei kemen nasu qairalan  
 が尽きるまで使われる仕事はない と、常に 労わって

- [09] aquī-tur Čii-či yutuγar on γurban sara-yin arban sinede  
 いると、至治三年三月十日（←初旬の）に  
 döčün qoyar nasun-dayan Daitu balγasun-tur ʃob es-e bolʃuγu  
 四十二歳で大都城で亡くなった。  
 anu ortu dotor-a aq-a degü-yügen aldaysan metü  
 彼らの府のなかで兄弟（←自分の）を無くしたように  
 med[el]ün irgen inu ačige eke-yügen keküdeglečegsen  
 治下の民（←彼の）は、父母（←自分の）を失った  
 sitü emgenin ajuγu kedün üdür-ün  
 ように悲しんでいた。数日の
- [10] qoyina anu balγasunu γadana emün-e örön-e ʃüg  
 のち、彼らの城の外で南西方向（の）  
 Qon-qi-ling dabayan-u uγ-tur buquγsan ajuγu. edügeki  
 歡喜嶺（という）嶺の麓に埋葬したのであった。今の
- [11]\* tai-qong-taiqiu Luu-gui-qong-guu-qui-wun-yi-vuu-čin-šiu  
 太皇太后は魯国皇姑徽文懿福貞寿  
 dai-čang-gungǰü Sengge aγ-a-yin ökin buyu. türün  
 大長公主センゲ妃の娘である。先に
- [12]\* ʃayayatu qayan-a ögtegsen-ü qoyin-a.  
 ジャヤガトゥ・カアンに与えられた後
- [13]\* qayan asaγur-un ʃigüntei-yin. köbegüd inu buyuγu kemebestü  
 カアンが尋ねるに、「ジグンテイの息子たち（←彼の）は居るか」と言うと、  
 Sargesgeb neretü köbegün bui kemegdeǰü ačige inu  
 「サルゲスゲブという名の息子が居る」と言われ、父（←彼の）は  
 sečen sayin bülege. köbegün ber inu sečen sayin kü  
 賢く善良であった。息子も（←彼の）賢く善良で

buyu ĵ-e kemen in[ĵes] bolĵan ĵuyuĵu abĉu kesig medegülged.  
 あろうぞ とて、興入れとなして 求め 取ってケシグを 治めさせ、

- [14]\* yeke or-a sayuysan-u qoyina vungĉin-ku-yin tidedem tūsigsen  
 大位に 就いた 後 奉宸 庫 の 提点を 任じた  
 nögügedte šang-gung-šuling. qoyina ĉišing-šešin. edüge  
 他に 尚 功 署令、 後に 直省 舎人 今  
 gung-seng-vuu-yin vu-sunggon bolĵan vungkūn-da[iv]u  
 宮 相 府 の 副 総管 となして 奉訓 大夫  
 sangon-iyar sön soyurqaĵu ögĉügü. edüge.  
 散官として 宣を 賜い 与えた。 今

- [15]\* qayan düled soyurqayad aĉige-yin inu yabuĵuluĵsan sayid  
 カアンは一層 恩賞し 父 の(←彼の)行った 良き  
 üiles-i olan-i daĵuriĵaĵulun kegür-tür inu bii taš  
 事々を、衆をして 模倣せしめ 墳墓に(←彼の)碑 石を  
 bayıĵultuĵai. bii taš-un biĉigi. bi Ge qioši-yi  
 立てるように。 碑 石 の 文を 我れ 掲 倭斯をして  
 ĵoqiyatuĵai kemen.  
 著わすように と

- [16]\* ĵrlĵ bolĵuĵu. bi onobasu.  
 おおせをなした。 我れ 思うに、

- [17]\* suu-dan degedüs nigülesküi isiyeküi sedkil-iyer uluš-ıyan  
 威霊をもつ 祖宗が 慈しみ ?する 心によって 国(←自分の)を  
 aĵui-a dölegen-e bariĵsan-u tula. olan qari-yi oraĵuluĵad  
 大きく 安寧に 建てた ため、 多くの 国を 投降させ  
 nigedkekü siltayan ene kü bui ĵ-e. edügeki Mongĵol  
 統一する 理由は これ であろう。 今の モンゴルの

irgen bičig erdem es-e ber surbasu nigeken üge ügülekü tütüm  
 民は 文の 学問を 学ばなくても たった一語を 語る 毎に  
 üile üiledkü tütüm erten-ü sečed sayid-[un]  
 ことを行う 毎に 古えの 賢人たち 善人たち [の]

- [18] üile-tür toqiyaldun neyilemü. siltayan inu yayun kemebestü.  
 行いに 出あい 合致する。理由(←その)は 何か と言えば、  
 tngri-yin jayayabar törögsen kü bui j-e. Jigün-tei bürtün.  
 天 の 定めによって生まれたからであらう。ジグンテイは、  
 sayid üiles-i tayalaŋu üiledügči bögetele ögiyemür aysan ajuŋu  
 良き事々を 好んで行う者でありながら 気前がよいのであった。  
 ölösküleng-tür budayan daŋaraŋsan-tur degel qubčasun  
 飢える者に 粥、 凍えた者 に 衣服、  
 nasun-tur kürügsed-te beri bayu[lqui]  
 成人した者たち に 嫁を 娶り

- [19] öki be ɣarɣaqui-tur nemesün ükügsed-te yasun bariqu küčün  
 娘を 嫁がせるときに 援助を、 死人 に 葬 る 力を  
 nemeŋü ögün ajuŋu. on büri eyimü üileš kedün-te be  
 添えて与えるのだった。年ごとに このような事々を 幾度 も  
 bütügen ajuŋu. Jigün-tei-yin ene meŋü sayin joriɣ-tur inu  
 成し遂げていた。ジグンテイのこのような 良き気概に (←彼の)  
 adali. imayi ker-be tngri nigülesigeŋü nasun urtu bolɣayad  
 同じく、彼をもしも 天が 慈しみ 歳を長く 為して  
 üŋügür qijiyar [-un üile]  
 辺 境 [の事を]

- [20] qadaɣalayulun es-e bögesü. ŋing. tai-yin yeke üile  
 管掌させて、 さもなくば、 省や 台 の 大事を  
 qadaɣalayuluɣsan bögesü. ülügü bolqu bülege. ker maɣ-a  
 管掌させていた なら、 できないだろうか。 いったいどうして

edüiber qoçorçuγu. qairan-tai gergei inu Adar  
 この程度で 止まったのか。愛した 妻 (←彼の) は アダルという  
 neretei nasun ĵalaγu-turiyan er-e-yügen  
 名をもち、 歳 若い時に (←自分の) 夫 (←自分の)  
 ĵob es-e bolbasu önöçin köbegün-iyen manduγulĵu asaraγad  
 が亡くなると、 孤 児 (←自分の) を 育て 世話し、

- [21] čing ĵoriγ[-iyaran] beyeben ariγun-a saqıĵu saγun aĵiγai.  
 堅き 意志で 身を (←自分の) 清く 守り 生きていた。  
 köbegün inu ber nilq-a büküi-degen ačige-yügen  
 息子 (←彼の) も 幼いうちに (←自分の) 父 (←自分の) を  
 keküdeglečeĵü önöçin qoçorbasu. kičigen.  
 失い、 孤児として残ったとき、努力し、  
 [a]marayuluγsabar ačige-yin ĵal[γamĵi abu]n čidaĵuγu.  
 平隠に過ごしながら 父 の 跡を 取ることができた。  
 ačige-eče inu ulam köbegün inu Sargesgeb  
 父の (←彼の) おかげで 息子 (←彼の) サルゲスgebは

- [22]\* degedüs-e ene metü t [...] γdan soyurqaydayad imadača  
 朝廷 に このように ? 恩賞されて 彼の  
 ulam basa süidügsen ačige-yin inu urida yabuγuluγsan  
 おかげで 同様に亡くなった 父の (←彼の) 以前に 行った  
 sayid üileš-i geyigülün  
 良き事々 を 顕彰して

- [23]\* degedüs-e soyurqaydaĵu bii taš bayiγulĵu ögtekü inu  
 朝廷 に 恩賞されて 碑石を 立て 与えられるのは、  
 ötögü boyod-un uruγ-ača ülegü ülügü bui Ĵigüntei  
 譜代の隸臣たち の子孫より 上回るのではないだろうか。ジグンテイは

- [24]\* degedüs-e жүг-iyer belgetei-e küčü ögügsen-ü tula. soyurqaју  
 朝廷に正しく顯著に力を与えたため、恩賞して  
 ögtegsen ed sükes-ün toyan. Dai-dii γurban on-tur  
 与えられた財錠の数は大徳三年に
- [25]\* yeke taiqiu soyurqaју tabun menggü sükes. nigen qaš büs-e  
 大太后が恩賞して五銀錠、一玉帯を  
 ögügsen aјуу. Či-dai terigün on-tur  
 与えたのであった。至大元年に
- [26]\* Külüg qayan soyurqaју tanaу tomuy-a. nigen menggü  
 クルグ・カアンが恩賞して真珠入りの頭飾り、一銀  
 süke. tabin sükes čau. nigen qaš ayaγ-a ögügsen aјуу.  
 錠、五十錠鈔一玉碗を与えたのであった。  
 Qong-king terigün on-tur. ♦dai-čang-gungjü Senggeragi aγ-a  
 皇慶元年に大長公主センゲラギ妃は  
 Sining medelün [Yeu]-qoo-bu-a[?] γařar-a бүкү  
 濟寧治下の堯河？の地にある  
 γařad-tača tabin king γařad-i soyurqaју  
 土地から五十頃の土地を恩賞して
- [27] ögüged basa niřigegeged altan ba qaš ayaγ-a sabas ögügsen  
 与え、またそれぞれ金と玉の器を与えた  
 aјуу:  
 のであった。
- [28]\* Buyan-tu qayan soyurqaју tabin sükes čau. qorin kibutan  
 ブヤントゥ・カアンが恩賞して、五十錠鈔、二十の綵  
 törges  
 絹

- [29]\* yeke tai-qong-taiqiu soyurqaǰu nigen. altan süke. tabun  
 大 太 皇 太后が 恩賞して 一 金 錠 五  
 menggü süke. basa qorin qibutan törges ögügsen aǰuγu.  
 銀 錠 また 二十の 綵 絹 を 与えた のであった。  
 Či-čii terigün on-tur.  
 至 治 元 年 に
- [30]\* Gegegen qayan soyurqaǰu nigen mingγan sükes čau. arban  
 ゲゲエン・カアンが 恩賞して 一 千 錠 鈔、 十  
 qibutan törges ögügsen aǰuγu. Ten-li terigün on-tur.  
 綵 絹 を 与えた のであった。 天 曆 元 年 に
- [31]\* ǰayayatu qayan soyurqaǰu qoyar mingγan sükes čau  
 ジャヤガトゥ・カアンが 恩賞して 二 千 錠 鈔を  
 ögügsen aǰuγu. köbegün nigen Sargesgeb neretü.  
 与えた のであった。 子男 一人 サルゲスゲブという名を持ち、  
 edüge gung-seng-vuu-yin vu-sunggon buyu. ači köbegün  
 今、 宮 相 府 の 副 総管 である。 孫 男  
 nigen Čeu Qošang neretü aǰuγu. bi Ge qioši onobasu  
 一人 チェウホシャンという名を持っていた。 我れ 掲 倭斯が思うに、  
 [tngri γ]aǰar-un aγur yeke delger büküiber tümen jüil  
 [天] 地 の 気は大きく 広く あることによつて 万 類の  
 ed-i öber-e öber-e nigen  
 物をそれぞれ 一つの
- [32] üile-tür ǰoqistai-a törögülün aǰuγu. adalidqabasu morin-i  
 こと にふさわしく 生み出すのであった。 例えれば 馬をして  
 anǰasan ülü tataγulun. üker-i ülü unuqu metü üçügen mod-i  
 鋤を 引かせず、 牛に 乗らないように、 小さな 木をして  
 quγur egüdkü. yeke mod-i niruγun tulγ-a bolγaqui-a  
 弦楽器を作り出し、 大 木をして 脊 柱を なすことに

ḡayaḡaysan me[t]ü yeke-yi keregleküi-tür üçügen-i  
 運命づけられたように、大 を 用いる際に 小 を  
 kereglebesü seced-te arügdekü üçügen-i  
 用いれば 賢者たちに心配され、小 を

- [33] keregleküi-tür jiçi yeke-yi kereglebesü. seced-te  
 用いる際に また 大 を 用いれば、賢者たちに  
 ḡadaḡalaḡdaqu buyu. ḡigün̄tei kemebesü sayin kültig morin  
 戒められるのである。ジグンテイはといえば、良き 駿 馬  
 -tur adali bögetele maḡuḡan n̄asiḡai morid-luḡ-a qamtu  
 同じく ありながら 悪く 怠惰な 馬たち とともに  
 yabuḡsan meḡü n̄arasun čigöres[ün] yeke mod-tur adali  
 行ったように、松や 柏の 大 木 に同じく  
 bögetele. üçügen ed-i aḡüdküi-e kereglekü meḡü tüsigdegsen-  
 ありながら小さなものを 作り出すのに 用いるかのように 任じられた

- [34] tür-i öber-iyen ülü omoḡsin tus-yuḡan aḡüne  
 ときには、自身(←自分の)を 奢ることなく 当主(←自分の)の前で  
 aqui büküi sedkil-iyer küčü öḡügsen aḡuḡu.  
 ありとあらゆる 心 で 力を与えたのであった。  
 amiḡui-tur-iyen uḡaḡan bilig-tür inu adali  
 生きているときに(←自分の) 知 恵 に(←彼の)みあって  
 es-e keregledebesü ber ḡöb es-e boluḡs[an]-u qoyin-a.  
 用いられないにしても 亡くなった 後で

- [35]\* degedüs-e ene meḡü soyurqaḡdaqu inu köbegüd ačinar  
 朝廷に このように 恩賞されるのは、子 孫たち  
 inu sayid törögsen-ü tula bolḡuḡu ḡ-e ene  
 (←彼の)が良く 生まれた ため そうなったのだぞ。この  
 bayiḡuluḡsan bii taḡ aḡüri urḡu-ta esi boluḡad  
 立てた 碑 石が 永 遠 に 源と なり

uruγ-un uruγ anu öbede ü[...] öskü boltuγai.

子々孫々 (←彼らの) が昇り [...] 栄えるように。

- [36]\* ĵrlγ-iyar ge-yi-daivu Daiṭu-luu-duu-sunggon-vuu-yin  
 おおせによって嘉議大夫大都路都総管府の  
 sunggon gem dai-qing-vuu-yin Čeuṣü Qitad-un  
 総管兼大興府尹チュウジュが中国の  
 ayalγus-ača Mongγol-un ayalγus-tur nayiraγulγan  
 ことばからモンゴルのことばに調和させ  
 orčiγulγad manglai-yin bičig [sel]te bičiṣü tegüskebe::  
 翻訳して、額 の文字とともに書き終えた。

- [37] Či-ön dötüger on wuu barṣ ĵil tabun sara-yin qorin nigen-tür  
 至元四年戊トラ年五月の二十一日に  
 bayiγulbai::  
 立てた。

## 2. モンゴル文面語註

### [h01] ĵrlγ 「おおせ」

13~14世紀のモンゴル支配時代においてジャルリグ (Written Mongolian: ĵrlγ/ĵarliγ. 'Phags pa Mongolian: Jarliq) はモンゴル大カアンの命令をあらわす語で、大カアン以外の皇后・諸王その他の命令ウゲ üge と区別された [杉山 1989, pp. 1-2]。ウイグル語 yrliq/yarliq からの借用形 [Poppe 1955, p. 39; Doerfer 1967, IV Nr. 1849] で、ウイグル文字ウイグル語で YRLX と母音を表記しない綴り字がそのままモンゴル語に導入された。モンゴル語資料における最も古い用例は、1246年のグユクの印璽に ĵrlγ と見られる [Pelliot 1922-23, pp. 22-24, Pl. II]。(松川)

### [h01] bayiγuldaγsan 「立てられた」

bayi- 「存在する」+使役接尾辞-γul- 「存在させる>立てる」+受け身の接尾辞 -da- 「立てられる」+形動詞完了形 -γsan 「立てられた」。(松川)

## [h01-h02] ž-in-seng-sung-gon-vuu 「人匠総管府」

漢文面 [c01] の「諸色人匠都總管府」の省略形 [Cleaves 1951, p. 73, n. 8]。ž-in (Z-YN) は漢字「人」の転写で、zain 文字の中絶末位形が使われる珍しい例である。クリーヴスは、このような zain 文字の中絶末位形の利用は、ウイグル文字ウイグル語資料には散見されるが他の初期モンゴル語資料には在証例がないとする [Cleaves 1951, pp. 73-74, n. 10]。しかし、管見の限りでも、「1268年少林寺聖旨碑」第3截27行目に dabus-un (T'PWZ-WN)「塩」と在証される [中村・松川 1993, p. 31]。また、1268年「少林寺聖旨碑」第3截22行目の q-anu (X-'NW)「お上の」及び1347年「勅賜興元閣碑」10行目の q-an (X-'N)「お上」において、heth 文字で中絶する例外的な綴り字が現れるのも、heth 文字を aleph+zain の如く考えれば、zain 文字による中絶として許容できる [中村・松川 1993, p. 31, n. 74]。ちなみに、ウイグル文字ウイグル語においては、語中の zain 文字は例外なく中絶末位形で書かれる。

漢字「人」の音写のために zain 文字が使われているのは、その音価がžであることを示す「ウイグル的伝統」が適合されたのであろう。類例として、「1407年如来大宝法王建普度大斎長卷画」のモンゴル語テキスト2行目において漢字「如」が ž-ou (Z-WW) と転写されている [松川 2004, p. 7]。しかし同時に、ウイグル語文献に導入された漢語のž音は、Z, S, Š と様々な文字で表記されていることも指摘しておきたい [松川 2004, p. 14, n. 5]。(松川)

## [h02] daruṡači 「ダルガチ」

動詞 daru-「圧迫する」+形動詞未完了形 -ṡa-+行為者を意味する名詞形成接尾辞 -či「～する人」。原義は「圧迫する人」。漢文原文では「達魯花赤」と、モンゴル語からの音写形で書かれている。ダルガチはモンゴル帝国・大元ウルスの官職で、職能の大小を問わず、広く占領地の統治・徴税・駅伝などを監督するモンゴル側の目付・代官をさした [櫻井 in 『角川世界史辞典』2001, p. 575]。『元朝秘史』の daruqačīn の傍訳は「鎮守官名」[SH 11:50:03, §263]。一方、この官職名は東西のモンゴル語文献のほとんどで daruṡa 或いはその複数形 daruṡas で現れる。『元朝秘史』においても daruqačīn と並んで daruṡas が見られる [SH 11:50:03, §263]。モンゴル語と直訳体漢文との合璧命令文では、daruṡas に対しても訳語「達魯花赤」が当てられるのが特徴的である。モンゴル語文献に daruṡači という形が現れるのは比較的珍しく、上述の

『元朝秘史』に3回、本碑に3回、1362年「ヒンドゥー碑」に2回などである。Cleaves 1953; Endicott-West 1986; de Rachewiltz 2006, pp. 961-962参照。(松川)

**[h02] Jīgūntei 「ジグンテイ」**

漢文原文では「竹温台」と、モンゴル語からの音写形で書かれている。Jīgūntei 「部族名?」+所有をあらわす接尾辞 -tei 「～を有する」[Cleaves 1951, p. 36, n. 30; Rybatzki 2006, p. 297]。(松川)

**[h03] sayid üiles 「良き事々」**

sayin üile 「良き事」の複数形。中期モンゴル語の特徴として、修飾する形容詞と名詞のあいだに数の一致が見られる。(松川)

**[h03] bii taš 「碑石」**

bii は漢語「碑」からの借用。taš はウイグル語「石」からの借用[Cleaves 1949, p. 93, n. 1]。(松川)

**[h02-03] yabuγuluγsan sayid üiles-i uqaγulqūi bii taš 「行なった良き事々を知らしめる碑石」**

漢文面碑額の「神道碑銘」と対応する。神道碑とは墓道の前に立てる碑文のことで、故人の生前の事績を記す。モンゴル文面では「故人が行った良いことを知らしめる」という内容に重きをおいた表現になっている。また、「銘」に対応する言葉はモンゴル文面にはない。(石野)

**[01] Dai-ön 「大元」**

漢字「元」が ön ('WN)と綴られるのが特徴的。17世紀以降は yuwan (YWβ'N)と綴られるようになる。(松川)

**[01] Dai-ön kemekü yeke Mongγol ulus 「大元という大モンゴル国」**

漢文面の「大元」が、モンゴル文面でこのように表現される。yeke Mongγol ulus という表現は、クリーヴスが指摘するごとく、1246年のグユクの印璽に初めて見られ、本碑、そして1347年の「勅賜興元閣碑」、1362年の「ヒンドゥー碑」にそれぞれ見られる [Cleaves 1949, pp. 94-95, n. 6]。これらのうち、「ヒンドゥー碑」のモンゴル文面には Dai-ön yeke mongγol ulus が見られ、双方とも漢文原文は「大元」のみである。

本表現は、いわゆる元朝に対するモンゴル語名の略称を「大元ウルス」とする根拠となるものである。(松川)

## [02] čung-šün-daivu 「中順大夫」

文官のランクを示す文資品、正四品（『元典章』巻七、吏部一、『事林広記』官制類など）。（松川）

## [02] ujaγur 「もともと」

原義は「根源」。『元朝秘史』の有名な冒頭句「成吉思合罕訥忽札兀兒 / Činggis qahan-nu huja'ur」の「忽札兀兒 / 根源」と同語。『華夷訳語』には「huja'ur-un nuntuq-dur-ıyan sa'uju... / もともの自らの営地に居って…」[HYYY3: 02a1] とあり、『元典章』や『通制条格』に頻出する「根脚」（本貫地の意）に相当することがわかるが、一方で、「či Tabin Temür huja'ur Dai ön Mongqol-un qahan-nu uruq bolu'at... / なんじ、タビン＝テムルは、もともと、大元モンゴルのカアンの子孫であって…」[HYYY 2: 14b2] のように、副詞としての用例も在証される。ここでは、「もともと」という意の副詞として使われている。（松川）

## [02] Sengge aγ-a 「センゲ妃」

[26] では Senggeragi aγa と記される。Sengge < Tib. Seng-ge < Skt. Siṃha、ライオンを意味する。いっぽう aγa は皇女を意味する [Cleaves 1951, p. 74, n. 15] 父はクビライ時代の皇太子チンキムの嫡子ダルマバラで、母はコンギラト駙馬家出身のダギ。武宗ハイシャンは同母兄であり、仁宗アユルバルワダは同母弟である。

『元史』巻一一八、特薛禅伝によれば、ハイシャンが即位した大徳一一年(1307年)三月に、万戸位を襲封してコンギラト家当主となったばかりのディウバラに嫁いだとされるが、これは誤りで、宇野伸浩が考証するように、二人のあいだの息子であるアリギヤシリが至大三年(1310年)に八歳でディウバラの後を継いでおり、二人の結婚は大徳七年(1303年)以前に遡るはずである [宇野 1999, pp. 43-44.]. この点については、本碑 [24] 以後に列記されている、ジグンテイがその生涯においてカアンやカトンから受けた賜与にかんする記事が参考になろう。その冒頭には大徳三年(1299年)のココジン・カトン(チンキムの正皇后で、当時のカアンのテムルの生母)からの賜与が記されているが、この時点でジグンテイがセンゲ・アガのインジュであった可能性が高い。あるいは、センゲ・アガのコンギラトへの嫁入りを記念して、当時の女性王族の最高権力者であったココジンより孫娘にあたるセンゲ・アガに賜与がおこなわれ、同時に彼女に随従

するインジェたちにも賜与がなされたのかもしれない。

センゲ・アガは、ハイシャン即位後は「皇妹魯国大長公主」、アユルバルワダ即位後は「皇姉魯国大長公主」に封じられ、カアンの妹・姉として大きな権限を持ち、コンギラト家の分封地に属した曲阜孔子廟に資金援助をおこなったほか [宮 2006, pp. 298-299.], 当代一流の漢人文人を集めて書画を収集したり、その観覧会を主催したりするなど、いわば漢文化サロンのパトロンとして活躍したことで名高く、彼女の収蔵にかかる書画も台北故宮博物院などに現存する [傅 1981, pp. 11-27.]. 娘のブダシリが嫁いだトク・テムル (ハイシャンの子) が即位してからは、「皇姑大長公主」と呼ばれて尊崇され、政権より莫大な賜与を受けるなど栄華をきわめるなか、至順二年(1331年)に亡くなっている。(古松)

漢文面には「魯国大長公主」と書かれるのみだが、『元史』巻一一八、特薛禅伝に「天曆間、加號皇姑徽文懿福貞壽大長公主」とあり、対応する漢語が推定できる。『元史』の記載からもわかるようにディウバラの死後、天曆年間に彼女がトク・テムルから賜った号である。また、その経緯については『元史』巻三三、文宗本紀二に記載がある。「皇姑魯国大長公主、蚤寡守節、不從諸叔繼尚、鞠育遺孤、其子襲王爵、女配予一人。朕思庶民若是者猶當旌表、況在懿親乎！趙世延・虞集等可議封號以聞。」皇姑はセンゲ・アガがトク・テムルの父親ハイシャンの姉妹であること、徽文は盛んな文徳、懿福は優れた徳、貞寿は夫の死後も貞節を守り、再婚せず長命であることを示しているのであろう。(石野)

#### [02] injes bolu[n] ögtejü 「輿入れとなって与えられ」

センゲ・アガがコンギラト家ディウバラのもとに嫁いだときに、ジグンテイがインジェとして随行したことを意味する。前註に述べたように、明確な時期は不明だが、大徳七年 (1303年) をさかのぼるいつかである。

同様の表現は、[13] in [jes] bolyan 「輿入れとなして」にも見られる。

injes は inje に複数形 s がついた形。inje は inji と表記する。花嫁の嫁入り道具全般を指す語と一緒に連れてくる付き人も含まれ、その所有権は花嫁にある [小沢 1984, p. 191]。クリーヴスは漢語の媵臣あるいは媵者に語源があるものとする [Cleaves 1950a, pp. 54-55]。クリーヴスは訳さずにそのまま inje と記す例が多い [Cleaves 1950a, p. 100; 1951, p. 69]。人と物を一緒にして財産とする封建社会に基づいた語なので、現代語に適切な言葉を見つけるのは難しいからと考えられる。漢語では「媵臣」という。漢文面 [06] 註参照。

なお、本碑刻の記述によると、ジグンテイやその息子であるサルゲスゲブはその経歴をインジェからはじめているが、モンゴル帝国の中でインジェがどのような役割を果たしていたのかという問題についての研究は少ない。『元朝秘史』においては語の用例がわずか二例であるため [栗林 2009, p. 209]、重要では無いと考えられたのであろうか。しかしジグンテイやサルゲスゲブ、あるいは「張応瑞碑」に出てくる彼の息子張住童はインジェの身分から立身しているため、帝国内でもある程度重要な役割を果たしていた可能性があると考えられる。(伴)

## [02] Luu qari 「魯国」

漢文面 [06] の「魯國」に対応する。qari の原義は「異なった、見知らぬ」という形容詞であり、名詞としても「異邦」の意で使われる。『元朝秘史』の qari の傍訳は「邦」、「外邦」、「部落」；『華夷訳語』の qarıs の傍訳は「王子毎」。(松川)

モンゴル語訳『孝経』では、漢文の「諸侯」の訳に qari-yin ejed (qari の主たち) を充てる。[Cleaves 1991, p. 127, n. 3]。(毛利)

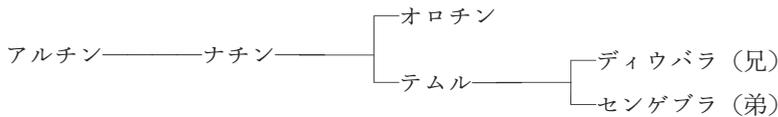
1236年の旧金国領のモンゴル王公への分封地分割にさいして、モンゴル帝室の姻族であったコンギラト部アルチン・ノヤン家(コンギラト駙馬家)には山東南部の済州・兗州・単州が与えられた。この地が春秋時代に魯国の地域にあたることから、のちにコンギラト駙馬家へ嫁いだ公主が「魯国公主」に封じられるようになった(『元史』卷一〇九、公主表参照)。ハイジャンの即位以後にはコンギラト駙馬家当主の駙馬(グレゲン)も一字王号たる「魯王」に封じられるようになる(『元史』卷一〇八、諸王表、Hambis 1954, pp. 17-21)。そして、モンゴリアのコンギラト部の所領もまた「魯」と呼ばれるようになったのである。コンギラト部の山東の分地については、後掲の [26] 「済寧」の註も参照。(古松)

## [02] Diwubal-a ong 「ディウバラ王」([05] 「魯王」)

Diwubala/Diu-a-bala(「張応瑞碑」、漢文面「諦瓦八刺」) < skt. devapāla [Rybatzki 2006, p. 333]。元代漢文文献では「瑀阿不刺」「彌阿不刺」「刀斡八刺」(『元史』) [Cleaves 1950a, p. 48, n. 134]、「刁不剩(刺の誤)駙馬」(『元典章』卷五八、元刊本一一葉裏、至大元年の文書)「諦瓦八刺」(「張応瑞碑」)「孛不刺」(本碑、程鉅夫『雪樓集』卷五、應昌路報恩寺碑、『国朝文類』卷二二、應昌府報恩寺碑)「孛不刺駙馬」(劉敏中『中庵先生劉文簡公文集』卷三、勅賜應昌府罔極寺碑)などとみえる。同一人

名であっても漢字・ウイグル字ともに表記は固定していない。このことは一般に人名が通用していた際には「音」の面のみであって、それもある程度ヴァリエーションを伴っており、漢字による表記が必要となった際には書記者がその都度漢字を充てていたことの結果ではないかと推察される。ウイグル字の場合も、漢字での揺れ幅ほどではないにせよほぼ同様のことがあてはまるであろう。また彼の弟の桑哥不刺は Senggebura と推定されており、兄弟で名前に同じ「不刺」の字を共有しながら一方は〈-bula〉で一方は〈-bura〉ということになり、漢字の人名表記も固定した読みばかりでないことを知る。

ジグンテイが滕臣として同行して来た大長公主セング・ラギ/アガ(武宗ハイジャンの妹で仁宗アユルバルワダの姉)の降嫁先が、このコンギラト駙馬家の魯王ディウバラである。コンギラト家の系譜は以下の通り [Cleaves 1950a, p. 14]。



奥方のセング・アガは曲阜を所領としており、兄の武宗に倣って曲阜の孔子廟に多大の寄進をしたが、彼も協同して盛大な祭祀を催した。セング・アガ、そのむすめで文宗トク・テムルの妃となったブダシリについては [宮 2006, p. 249] 参照。宮によると『民国統修曲阜県志』巻八に「皇帝福廕裏 皇妹大長公主懿旨 魯王鈞旨」ではじまる夫妻の発令があり [宮 2006, p. 298]、ここでセング・ラギの懿旨が夫である魯王の鈞旨に先んじていることは注目されるべきである。すなわち、これはこのとき限りの ad hoc な特例なのか、それとも皇帝の息女姉妹たる公主 qunčuy はつねに駙馬 küregen より優位に立ったことを示すものなのか、という問題も提起しているからである。(小野)

[03] *anu yasun-tayan Qongγirad bolγaju* 「彼らの一族にコンギラトになして」

漢文面 [06-07] 「遂冒魯王族雍吉刺氏」に対応する。モンゴル語 *yasun* の原義は「骨」で、「骨族」、すなわち直系一族を指す。漢文面では「魯王族」とあって、「族」の字がモンゴル語の *yasun* に対応する。(松川)

[03] *Sön-ningvuu balyasun* 「全寧府城」

全寧府は、コンギラト族の遊牧地。balyasun はモンゴル語で城壁に囲まれた

都市をあらわす語で、*balayad/balyasun* の両形態がある。(松川)

コンギラト部アルチン・ノヤン家の遊牧地は、内モンゴル東南部の大興安嶺山脈の南側に設定され、その冬営地に造られた城郭都市が全寧府城である。ここでの *vuu* は漢語の「府」に対応し、元代の地方行政機構である路総管府を指す。全寧の城郭は元貞元年(1295年)に創建され、当初全州城と呼ばれ、二年後の大徳元年(1297年)に全寧府に、大徳七年(1302年)に全寧路に昇格して総管府が設置された(『元史』卷一一八、特薛禅伝、『元史』卷一九、成宗本紀、大徳元年二月戊戌、『元史』卷二一、成宗本紀、大徳七年十一月辛未、『満洲金石志』巻四「全寧路新建儒学記」) [『満洲金石志』巻四「全寧路新建儒学記」羅振玉跋、Cleaves 1951, p. 16]。コンギラト部の駙馬王・公主夫妻は、配下の臣僚・牧民とともに、南北に「七十里」離れた夏営地の応昌と冬営地の全寧のあいだを毎年往還したのである(道光『鉅野県志』巻二〇所収「大元加封宏吉烈氏相哥八刺魯王元勲世徳碑」至正元年立碑)。全寧府の城址は中国内モンゴル自治区赤峰市オンニュート(翁牛特)旗烏丹鎮西側に現存し、城壁の痕跡が若干残っているというが[国家文物局 2003, 下 p. 171]、現状については未確認である。(古松)

### [03] *Aĵen* 「エジェン」

漢文面 [07] では「野旃」と音写される。彼の事跡に関しては他の典籍史料には見られない。(松川)

### [03] *aγali aburi yabudal inu sayin* 「性格と行状(←彼の)が良い」

漢文面 [07] の「有徳行」に対応する。*aγali* と *aburi* は「性格」或いは「品性」の意で、*yabudal* は、実際の行ないの意。(松川)

### [03] *Ĵigūntei bürün* 「ジグンテイは(たとえば)」

*bürün* は動詞 *bü-* に副動詞 *-rün* の付いたもの。ポッペが *converbum prae-  
parativum* とし、小沢が〈準備副動詞語尾〉と呼ぶ *-run/-rün* は訳語を充てるのが難しい副動詞である。一般には「～するのに(は)、～するときに、～して」などと訳されるが、小沢の説明によれば、*-run/-rün* の接尾する動詞でその動作を予め提言し、文の後半でその提言の動作でしめくくるのがこの動詞語尾本来の用法であるという。すなわち *ügüleriün* 「言うのには」を受けて後半で *kemebe/kemen ügülebe* 「と言った」としめくくり、*morilarun* 「出馬するのに」と言っておいて、そのあとで *morilaĵu* 「出馬して」と受ける、という用法である [小沢 1997, pp. 159, 168f.]。ここでは *-run/-rün* の接尾する動詞語幹が *bü*

-「ある、いる」となっているので、直訳すれば「～であるのには」ないし「～であるときに」となり、「ジグンテイにあっては」さらにはより簡潔に「ジグンテイは」と解してよかろう。クリーヴスも『元朝秘史』を引いて〈as for...〉と訳す [Cleaves 1951, p. 75]。また、*Ĵigüntei büürin...*「ジグンテイは…」に続く文章で、動詞は、*...büküüber...*「…であることにより…」*...aĵuγu.*「…であった。」と、いずれも英語では be 動詞にあたる *bü-*, *a-* で受けており、また [18] にも *Ĵigüntei büürin* が見え、ここでもそれを動詞 *bü-*, *a-* で受け... *bögetele...* 「…でありながら…」*...aĵuγu.* 「…であった。」としめくくっている。小沢の言う本来の使い方が守られた例というべきか。[05] の *dotor-a büürin* も「なかにいるときに」、さらに単純に「なかでは」と訳せよう。(小野)

### [03] *ĵeber* 不詳。

*aduγun-a ĵeber büküüber* で *aduγun* に付く *-a* は与位格と見られるので、漢文面 [07] の「公善牧養、畜馬牛羊累鉅萬」と併せ考えると「家畜群に善く対処することにより」「畜群の扱いに長けていることで」といった意味合いになると思われるが、そのような意味を持つ 〈*ĵeber*〉ないし 〈*ĵabar*〉の語が見当たらない。クリーヴスも苦慮しており、コワレヴスキーの辞書にある 〈*dĵiber*〉の訳語のうち、〈*force, vigueur, efficacite*〉に注目し 〈*dĵiber*〉と 〈*ĵeber*〉の同一視が許されるなら「力、活力、効力」から「技能、熟達、熟練」への意味の変遷は可能ではないかと推定している [Cleaves 1951, p. 75f.]。(小野)

### [04] *sayin kümü* 「良き人」

クリーヴスは、*kümün* の末尾の *-n* を欠く *kümü* の形はまず見られないと指摘するが [Cleaves 1951, p. 76]、リゲティの転写では *kümün* と通常のを挙げて [Ligetı 1972, p. 52]。拓本の写真を見るとクリーヴスの言う通り末尾の *-n* が書かれていないことがはっきり確認できる。意味は「人」であることはまず間違いないが、*kümü* の形をモンゴル語単語末における *-n* の不安定さに帰してよいものか、あるいは誤記かは保留とせざるを得ない。(小野)

### [04] *sayin kümü manaγulsun bolγan tūsijü* 「良き人を見張りとなして任せ」

漢文面 [07] 「既擇其地、必謹其人」の「必謹其人」に対応する。モンゴル文面と漢文面とでは、この二つの句の順番が逆になっている。*manaγulsun* については、動詞 *mana-* 「見張る、番をする、用心する」に遂行者を示す動詞接尾辞 *-γul/-gül* が付き、さらに *-sun/-sün* が付いたものと見てよかろう。ただしこ

の名詞接尾辞 *-sun/-sün* の意味機能は明らかでないので、意味の上で *manaγul* との違いの有無が問題となる。*-sun/sün* について小沢はそれの付く名詞に一般化ないし集合性を表わすとする [小沢 1997, p. 258f.]。 *-sun/-sün* には動詞接尾辞もあるので、形の上では動詞 *mana-* の使役形 *manaγul-* に *-sun/-sün* が付されたものと見ることも可能ではあるが、上記の語形解釈が妥当と思われ、ここでは採らない。(小野)

*tüsi-* はある特定の職務・任務に委任すること。元代のモンゴル語直訳体漢語で書かれた行政文書に頻出する「委付」がこれに対応する語彙である。(古松)

**[04] *ebesün usun daγan aduγun-i belčigejü* 「草水に従い畜群を放牧させ」**

「牧畜を生業とし、水と草のあるところを求めて移住する」というのは、匈奴以来の北アジア遊牧民の生活形態に対し漢文史料が決まって用いる表現である。ところがここではモンゴル語がそれをストレートに表現しているのに対し、漢文面 [07] には「既擇其地」とあるのみで「逐水草」のごとき常套表現が見られない点が興味深い。(小野)

**[04] *es-e ber joγsaγulbasu ende tende ülü butaran* 「(家畜の群れを) 一箇所に止めないのに (群れは) 其処彼処に散らばることなく」**

漢文面 [07] の「其順之若随、其視之若遺、而不亂其指麾」に対応する。クリーヴスは、自動詞の *butara-* 「散り散りになる、散らばる」が、ここでは他動詞的意味と解されるべきであることに拘り、本来の自動詞が他動詞としても使われる例として *bütü-* 「完成する」などの動詞を挙げる [Cleaves 1951, p. 77]。しかし上の訳のようにそれぞれ動詞の主体が変わる点が許容されるのなら、ことさら前の動詞 *joγsaγul-* に合わせて他動詞としての *butara-* を詮議する必要はないのではなからうか。(小野)

**[04] *nasu büri* 「年毎に」**

「毎年」という意味であれば本碑にも現われる *on büri* [19]、*od büri* [08] でよいように思われるが、ここでは年月の「年」でなく生物の「年齢、歳」を意味する *nasu(n)* が使われており、その違いが問題となろう。成案は持ち合わせていないが、ジグンテイが「年毎に」言っている内容は、自分が家畜群を増殖させた手腕からすれば人びとをも上手に治めることができるのだ、という自負であるから、「家畜の群が年々増えるとともに、ジグンテイも齢を年々重ねていき」という意味合いが表われているものと解しておきたい。また [08] には、

一語で「常に」と訳されるべき *nasu* の語があり、漢文面に「常」とあるので、ここも「常に」「常づね」と意識することも可能であろう。(小野)

**[05] *anu ortu* 「彼らの府」**

漢文面の「府」に対応。コンギラド駙馬家のオールド(=魯王府)を指す。「張応瑞碑」モンゴル文面[27]では同王府を漢字音写で *ong-vuu* と表記する[Cleaves 1950a, p120, n.133]。本碑において *anu* (彼ら) が繰り返し名詞に前置される形で出現する[02,05,08,10]のは特徴的である。[Cleaves 1951, p77, n.31]。(毛利)

オールドは遊牧民君主の居所であり、移動する宮廷・幕営とも言うべきもの。君主の子弟もまた長ずるに及んで独自のオールドを営むが、これも古今の遊牧政権に共通して看取される。洪武帝時代に較べると15世紀前半以降その独立性が弱められたとはいえ明代を通じて存在した世襲の「王府」も、モンゴルのオールドを直接の起源とするものと言ってよいだろう。(小野)

**[05] *imayi sayisiyan maytaγdaju* 「彼を誉め、称えられ」**

漢文面 [08] 「交稱其賢」に対応する。*sayisiya*-*~sayisiya*-「賞讃する、(良しと)認める」が目的語の対格 *imayi* 「彼を」をとるのはよいとして、それと同様の意味を有する次の動詞 *maytaγda-* が *mayta*-「称える、賞讃する」の受動形「称えられる」となっていることをどう解すべきか。つねに詳細な註を付すクリーヴスであるが、この点については何ら文法的説明を加えていない。仮にこの例が節の中で主格を表わす対格だとしても、同様の語義を持つ2つの動詞の一方のみが受動形であることの疑問は解消しない。*converbum* の *-n* で結ばれる際には、能動受動の別は後ろの動詞が担うこともある、とでも解すべきなのだろうか。後考を俟つ。(小野)

**[05] *yeke üile qadaγalan čidamu j-e* 「大事を管掌することができるぞ」**

漢文面 [08] 「魯王以其才可大用」に対応する。*yeke üile* 「大きな仕事」は、モンゴル朝廷にかかわる重大な仕事を言う。元代のモンゴル語直訳体漢語公文書に頻出する「大勾當」がこれに当たる。例えば、「軍馬勾當不似民間勾當、是緊急大勾當有。」(『通制条格』卷六、選挙、軍官襲替、至大四年閏七月二十日)「今後諸王駙馬有大勾當呵、皇帝根底明白奏過教行者。小勾當呵、經由中書省行者。」(『通制条格』卷二七、雜令、投下千分、大德四年四月)「必合上位聞奏の大勾當有呵、奏了便行者。」(『元典章』卷四、朝綱一、政紀、省部紀綱)などとあり、皇帝に報告を要

するような重大な仕事を指していることが分かる。(古松)

qadaγala- は多くの辞書で「保管する」の意。『華夷訳語』(甲種本)は語彙・例文ともに「管」を充てる [HYYY 47, 77, 83, 111]。ここから「管理・管轄・監督」の意味は容易に導き出せそうではあるが、yeke üile を目的語にとっていることから見ると、「モンゴル帝室関連の仕事を委付されてそれを勤め上げる」といった意味を有しているように解される。モンゴル時代やティムール朝のペルシア語文献では、「敕命、絶対命令；緊要、重大事」を意味するモンゴル語起源の語 qadaγan が散見するが [Doerfer I, p. 394f.]、この qadaγala- と関連語であることはまず確実であろう。モンゴル皇帝であれティムールであれ帝王の至上の命を受けることは大いなる榮譽であると同時に失敗は許されないという重大な責任も発生するのであり、それを立派に遂行することを qadaγala- の語は意味しているのではないだろうか。あるいは qatagu「堅い、堅固な、厳しい」とも関連することばかも知れない。(小野)

qadaγala- という動詞について、バクバ字モンゴル語と直訳体漢語の合璧で上下二載に刻されている「彰徳善応儲祥宮聖旨碑」(延祐元年(1314年)発給)に、彰徳路善応儲祥宮住持の陳道明にたいして、モンゴル語、漢語でそれぞれ “jañ-dhiy čolge-dür бүкүн Гүн-gonu'ud-i qadaqala'ulju yabutuqayi.” 「彰徳路應有的宮觀提調著行者。」(彰徳路にある宮觀を管理させて行え)と記されるジャルリグの文言がみえる [蔡 1955口絵(四), 照那斯図 1991, pp. 45-47, 蔡 2011, p. 186]。現存する蒙漢合璧文書で qadaγala- が用いられる唯一の事例であるが、これよりこのモンゴル語動詞に対応する直訳体漢語の語彙は「提調」であることが知られる。「提調」は『元典章』など元代政書に収められるモンゴル語直訳体漢語文書に数多く現れるが、その用例を検討していくと、範囲の定まった特定の職務・任務を遂行することを指すと帰納することができる。qadaγala- の語義を考えるうえで参考になろう。(古松)

[05] *anu ortu dotor-a бүрүн ~ Diwubala ong imayi … kemen* 「彼らの府のなかではというと～、ディウバラ王は彼を…と」

この部分は漢文面 [08] の「魯王以其才可大用、一府中亦交稱其賢」に対応する。漢文面ではまず魯王がジグンテイを評価していたことが記され、王府でもその才能が讃えられたと読めるのに対して、モンゴル文面では順番が逆になっている。また、漢文面 [08] で記される「及事魯王」はモンゴル文面では省

略されている。(石野)

**[06] deger-e üjegülsü kemebesü 「(私は) お上に示そう、と言うと」**

deger-e「お上」の語で擡頭されている。漢文面 [09] では「上」とし、おなじく擡頭される。-su/-sü は一人称単数の希望形。現在は -suyai/-sügei が使われる。üjegül- の目的語は、前行 [05] の imayi「彼(ジグンテイ)を」である。

üjegülsü は漢文面 [08] の「献」に対応する。同様の用法の üjegül-としては『華夷訳語』(甲種本)「捏怯来書」(一)に a'uljarin üje'ülü'et として出現し a'uljarin に「拜見の物」、üje'ülü'et に「献」が当てられる例 [HYYY 03: 13a3-4]、トプカプサライ所蔵の蒙漢合璧聖旨でモンゴル語部分 [04] に aγuljarin-iyān üjegülün (クリーブスは presenting thy gifts と英訳) として出現し漢文部分の「朝貢」に対応する例 [Cleaves 1950b, p. 443, n. 7]、『華夷訳語』(乙種本)韃靼館来文に aγuljarin-iyān üjegülün として頻出し「進貢」の二文字が充てられる例 [山崎 1955] などがある。(小野)

**[06] mün odun barabasū.....Jarūydaqu keregtü kümün ügei boljuγu öčijü bürün 「(他ならぬ) 彼が去ってしまえば…… (もはや) 使われる有用な人は居なくなってしまう」と奏上すると」**

漢文面 [09] で「復念府中去是人、緩急無可使者」と記すのにぴったり対応するが、モンゴル文面ではその内容をカアンに奏上したとされる。

mün はジグンテイを指す。文語形 mön はバクパ字文献では mün と表記される。このことと、mönke の ö がバクパ字文献で moŋ-k'a と o に書かれることを併せ考えるなら、ここでは mön ではなく mün と転写すべきかもしれない。

Jarūydaqu keregtü kümün は、Jarūydaqu「使用さるべき、雇われるべき」と keregtü「必要な、必須の」との2語が並列して kümün「人、人物」にかかっていると見るべきか、あるいは keregtü の語が動詞の -qu/-kü 形と結んで「…するのに必要な人物、…せねばならぬ人、…すべき人物」の意味で kümün にかかっていると見るべきか、意味するところに大きな差異はないものの判断に苦しむ。

仮定形 odun barabasū の帰結部が ügei boljuγu であって、意味的には「ジグンテイが去ってしまえば登用すべき有為の人物は皆無となってしまう」という方向で解されるから、ügei boljuγu を単なる過去形として「いなくなった」と

訳すのではなく、「いなくなってしまうだろう」と訳してよかろう。するとモンゴル文語文法の観点からここでの *-juγu(i)*/*-jügü(i)* の用例を、非現実仮定法の帰結としての用法と規定することも検討されてよいのではないだろうか。

文の構成上 *öčijü bürtin*「奏上すると」は、この行の前の *kemebesü* に対応すると見られるにもかかわらず、なぜ *öčibesü* とはなっていないのか、少しく疑問が残るが、これは詰まるところ、*öčijü bürtin* と *öčibesü* とで意味上いかなる差違を認めるかという意味解釈上の問題にも関わってこよう。(小野)

[06] *gonling-sui-luu-dabu-ying-vang-čuu-šai-ž-in-seng-ding-qu-sen-leng-duu-sunggon-vuu-yin vu daruγači* 「管領隨路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧都総管府の副ダルガチ」

モンゴル帝国は、領域を拡大していく過程で、支配下に入った地域で住民の戸口調査をおこない、職能別に分類登録していった。中国方面については、1235年に旧金国支配下の華北を対象に大規模な戸口調査がおこなわれ、いわゆる「乙未年籍」が作成され、戸口の分類とカアン直屬戸（御位下）やモンゴル王公の位下・投下領への戸口分割がおこなわれた。この官名にみえる「打捕鷹房」「諸色人匠」は、いずれも戸口の職能別分類のカテゴリーであり、前者は各種狩猟に従事する鷹匠（Mong. *sibaγuči*）、狩人・勢子（Mong. *abači*）を、後者は各種製作に従事する職人を指す。『元典章』卷三八、兵部五、捕獵、打捕、打捕鷹房影蔽差役に引く至元十六年（1279年）の聖旨に「應管打捕鷹房人匠官、多將各處富強人戸、不問是否打捕鷹房人匠、妄以入數影蔽差役。據已收戸内、若有從來不係此色人、不閑此等藝、即仰分付合屬爲民。違者治罪。」とあるように、狩猟や製作の技能に習熟した者だけがこれらの戸として認定される建前になっており、一般民戸のになう差役が免除された。管領隨路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧都総管府とは、モンゴル王族の位下領に隸属するこれらの戸口の財務や製造を管轄する役所であり、本碑の場合には、コンギラト駙馬家位下領に属する戸を管理する都総管府を指す。『元典章』卷七、吏部一、官制一、職品、内外文武職品には、正三品の匠職として「管領本位下隨路諸色民匠打捕鷹房」とみえている。元代中国の分封地における位下・投下領への隸属戸とその管轄機構については、

[李 2007, pp. 155-182] 第四章「投下私属分撥」参照。(古松)

[06] *vu daruγači* 「副ダルガチ」

「ダルガ」と「ダルガチ」に関しては、[02] の註を参照のこと。モンゴル語

文献で *daruγači* と出てくるのが珍しいことは、そこで述べられている通りだが、ペルシア語文献でも *dāru-gači* なる形は見えず、専ら *dārūga* として出てくる。〈vu〉は漢語「副」を音写したものであり、このことは逆に「副ダルガチ」の「副」にあたるモンゴル語が存在しなかったことを示しているのであろうが、一步踏み込んで解釈すれば「副達魯花赤」なる漢語の職位を表わすモンゴル語が存在しなかったこと、さらに言えば「達魯花赤」も「副達魯花赤」もモンゴル語では等しく *daruγa* ないし *daruγači* であったことをも示しているように思われる。(小野)

**[07] čeu-le-daivu 「朝列大夫」**

従四品の文資品(『元典章』卷七、吏部一、『事林広記』官制類など)。(清水)

**[06-07] …*bolyaγad čeu-le-daivu sangon-iyar sön soyurqaγuluγsan ajuγu*  
「…となして朝列大夫 散官として宣を賜わせたのであった」**

モンゴル語では職事官に任じることを *bolya-*(なす)という動詞で表し、位階(ランク)を示す散官(資品)については「[漢語を音写した散官名]+*sangon* (散官)-*iyar* (造格語尾)」というかたちで表したことが知られる。モンゴル語直訳体漢語文書には「倣 [某官]」という表現が頻出するが、*bolya-*(なす)を直訳したものである。いっぽう、このモンゴル語の「[散官名]+*sangon*」という散官の表記の仕方は、漢文面にはみられない。元代漢語文献を通覧しても、雅文漢文や吏牘体漢語文書にはみられない表記である。いっぽう、モンゴル語直訳体漢語文書には、「與太中大夫散官」(『秘書監志』卷一、設官(延祐元年))、「與正議大夫散官呵」(『元典章』卷一一、吏部五、職制、致仕、致仕陞散官一等)、「臺大夫也先帖木兒根底與開府儀同三司散官、帖陸爾達實根底與銀青榮祿大夫散官者。」(『憲台通紀統集』加授散官(至正四年))などとみえるように、「[散官名]+散官」という表記が散見する。これは、まさしく本碑にみえる *čeu-le-daivu sangon* や *čungšün-daivu sangon* などのようなモンゴル語表記をそのまま漢語に写したものであることが判明する。当時の任官にかんするモンゴル語語彙を知るための貴重な記述であると言えるだろう。(古松)

**[07] *sön soyurqaγuluγsan* 「宣を賜らせた」**

漢文面にこの文はないが、モンゴル文の *sön* をクレーヴスは「宣」に比定する [Cleaves 1951: 78, n. 38]。『元史』卷九一によれば文散官の中で一品から五品までは「宣授」によって任命されたと述べている。朝列大夫は従四品なので

クリーヴスの比定は正しい。「宣」とは『元史』巻九一に「宣授則以制命之」とあるので皇帝の直接の命令によって任命されたのであろう。なお、文散官の中でも六品から九品までは「勅授」によって任命された。「勅授」とは『元史』巻九一に「勅授則中書署牒」とあることから中書省を通じて任命されたのであろう。(伴)

コンギラト駙馬家位下領の隷属人戸を管轄する管領随路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧都総管府副達魯花赤への選任は、当主の魯王ディウバラが人選をおこなって、それを中央政府に報告したうえで、カアンの名のもと発給される任命書の宣を賜わるという手順でおこなわれたことが分かる。管領随路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧都総管府副達魯花赤に任じられたジグンテイは散官として文資品の従四品にあたる朝列大夫を与えられており、副達魯花赤は五品以上ということで受宣官であった。かつては王の令旨によって任命された位下・投下領の官は、元代後期には受宣官となったものの、すくなくともコンギラト駙馬家の場合には、事実上の任命権は依然として領主のもとにあり、分封勢力として相当の自律性を有していたことがうかがえる。(古松)

[07] *iyduriγulju* 「昇進させて」

動詞は *iyduri-* 漢文面 [09] 「進(中順大夫)」に対応し、「昇進する」という意味であることが想定できる。クリーヴスが指摘するように、「ヒンドゥー碑」([38], [40])にも同じ意味であられるが、他に在証例は知られていない [Cleaves 1949, p. 123, n. 191]。(清水)

[07] *qadaγalaγsan ed sang-un oraqu γarqu üile-yi joqis-iyar bolγan qadaγalaγad* 「監督した財庫の収支の仕事を適切にして監督して」

漢文面 [09-10] 「貨無悖入、亦無濫出」に対応する。

*sang* は穀物を貯蔵する「くら」を意味する漢語の「倉」に由来し、ウイグル語をつうじてモンゴル語に借用された語である [Cleaves 1951, p. 79, n. 45]。モンゴル時代のウイグル字モンゴル語史料では、「1261年少林寺聖旨碑」(19行目)「1268年少林寺聖旨碑」(22行目)に一箇所ずつ、いずれも *sang amu* (S'NK "MW) (「倉糧」を意味する)の形で在証される [中村・松川 1993, p. 77]。そのほか、トゥルファン出土のウイグル文字モンゴル語『入菩提行疏』(1312年刊刻)にも「くら」を意味する *sang* の在証例がある [Cleaves 1954a, p. 43]。なお、バクバ字で書かれたモンゴル語命令文では、しばしば「地稅」を意味する *cañ* が

あらわれる。ここでは、ed「物品」と sang を連ねて「財庫」を指すと考えられる。

当時のモンゴル語で財物の収入を oraqu üile (入る仕事)、支出を yarqu üile (出る仕事)と呼んだことが分かる。oraqu yarqu üile という語彙については、クリーヴス [Cleaves 1951, p. 79, n. 44] を参照。なお、この語は当時の吏牘体漢文文書にあらわれる「収支勾當」に対応するはずである(『通制条格』卷一四、倉庫、關防、中統五年八月聖旨など)。この部分以下の記述より、ジグンテイが任じられた「管領隨路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧都總管府副達魯花赤」の職責が、おもに財務の管理であったことが知られる。(古松)

**[08] od büri niǰiged tümen ülegü sükes arbidqan ülegül[e]n** 「年毎にそれぞれ一万余りの錠を増やし」

漢文面 [10] では「歳節財用五十餘萬緡」と記すが、モンゴル時代の銀およびそれをふまえる紙幣の単位が一錠=五十緡=五十兩であることから、同じ額を指している。後掲のモンゴル文面 [26] tabin sükes čau の註を参照。(古松)

**[08-09] Diwubala ong …nasu qairalan aq̄i-tur** 「ディウバラ王は…常に勞わっていると」

漢文面 [10] では「猶恨不能盡其才」とあり主語が明示されないため、撰者である掲傒斯がジグンテイの能力が発揮されぬまま亡くなったことを悲しんでいるように読める。一方でモンゴル文面ではディウバラが主語となり、ジグンテイの優れた学識と英知を評価して寵愛していたことになるので、意味がかなり異なる。なお、ディウバラは至大三年(1310年)に亡くなっており、至治三年(1323年)のジグンテイの死には立ち会っていない。(石野)

**[09] Čii-či yutuγar on γurban sara-yin arban sinede döč̄in qoyar nasun-dayan Daitu balγasun-tur ǰob es-e boljuγu** 「至治三年三月十日に四十二歳で大都城で亡くなった」

漢文面 [10] の「至治三年三月十日」に対応する。至治三年は西暦1323年に相当する。arban sinede は「初十日」という漢語表現に近いが、漢文面では「十日」としか書かれていない。(石野)

ジグンテイの死を記す部分。漢文面 [10] ではジグンテイの亡くなった場所として「京師之仁壽里」と記すが、モンゴル文面では Daitu balγasun とあるのみで、里名は省略される。元代のバクパ字モンゴル語命令文には、カアンのジ

ャルリグ発令地として、「大都」を指す Taydu がしばしばみられるが、ウイグル字モンゴル語で書かれた Daitu balyasun という表現は本碑が唯一の事例で、当時のモンゴル語による大都の呼称を伝えるものとして貴重である。「仁寿里」の正確な位置は不明だが、大都城内の民戸居住区のどこかにあったはずである。大都城内は50の坊に区画され、各坊には巷あるいは里が設けられ、それぞれ坊正・巷長・里長が置かれていた [陳 1982, pp. 81-82]。コンギラト駙馬家は、モンゴル王族の有力メンバーであり、しばしば大都の大元ウルス朝廷までやって来た。したがって、大都城内には彼らのなんらかの拠点があったはずで、ジグンテイが亡くなった仁寿里にはコンギラト家の邸宅があったのかもしれない。

ジグンテイが大都で亡くなったのと同年同月にあたる至治三年三月二十三日（甲寅）、当時のコンギラト駙馬家の最高実力者であったセンゲ・アガは、大都に勤める数多くの文人官僚たちを集めて、大都南城（旧金国中都城）の天慶寺において酒宴を開催し、みずからが愛蔵する絵画を展覧し、彼らに題記を書かせた。その場に居合わせた当代屈指の漢人文人官僚である袁桷が詳しい記録を残している。その冒頭に次のようにある。「至治三年三月甲寅、魯国大長公主集中書議事執政官・翰林・集賢・成均之在位者、悉會于南城之天慶寺、命秘書監丞李某爲之主、其王府之寮案悉以佐執事。籩豆靜嘉、尊斝絜清、酒不強飲、簪佩雜錯、水陸畢湊、各執禮盡歡、以承飫賜、而莫敢自恣。酒闌、出圖畫若干卷、命隨其所能、俾識于後。禮成、復命能文詞者、叙其歲月、以昭示來世。……」（『清容居士集』卷四五、魯国大長公主図画記）本碑とのかかわりで注目されるのは、「其王府之寮案悉以佐執事」とあるように、センゲ・アガに仕える魯王府の官たちがこぞってこの一大イベントのスタッフとして参加していたということである。もとよりセンゲ・アガのインジェであったジグンテイも、センゲ・アガに随行して大都まで来ていたのであり、本来は参加するはずだったと推測される。だが、その直前に急死してしまったのであろう。（古松）

#### [10] anu balyasun 「彼らの城」

漢文面 [10] の「城」に対応。balyasun は [3] [9] で既出。ここでは [3] の「全寧府城」を指す。既述のとおり現在の内モンゴル・オンニュート旗の烏丹であり、本碑がかつてその近辺に存在したことは次項参照。（毛利）

#### [10] Qon-qi-ling dabayan 「歡喜嶺（という）嶺」

漢文面 [10] の「歡喜嶺」に対応。クリーヴスは Qon si ling とするが、モン

ゴル時代には、漢字の「喜」はパクパ字で“hi”とつづられ [Coblin 2007, p. 123]、qi の綴りが許容されることから、リゲティの Qon-qi-ling をとるべきである [Cleaves 1951, p. 84, n. 57; Ligeti 1972, p. 53]。歛喜嶺という地名は現存しないようだが、本碑の原所在地 (= 歛喜嶺) について『潜研堂金石文跋尾』巻二〇は「碑は烏丹城南七里にあり、その地の名は烏蘭板である」とする。『翁牛特旗志』は、『承德府志』に基づき「かつての歛喜嶺は今の烏丹西大山である。」とする [翁牛特旗志編纂委員会 1993, p. 726]。(毛利)

**[11] tai-qong-taiqiu 「太皇太后」**

太皇太后はハイジャンの子トク・テムル (文宗) の正皇后ブダシリ Budasiri <skt. buddhaśrī>。コンギラト駙馬家出身で、父がディウバラ、母がセンゲ・アガ (センゲ・ラギ・アガ)。

モンゴル文面のこの語は擡頭されている。ブダシリは元統元年 (1333年) に太皇太后となり順帝の政務を後見する。至元六年 (1340年) 死去 [『元史』 卷一一四、后妃伝一による]。彼女はエル・テムル死後の大元ウルス宮廷において大きな影響力を持った人物であり、本碑の立碑も彼女の権勢が背景にあると考えられる。(伴)

**[11-12] türüin ĵayaγatu qayan-a ögtegsen-ü qoyin-a 「先にジャヤガトゥ・カアンに与えられた後」**

ブダシリがトク・テムルに嫁いだことを指す。『元史』本紀によれば、泰定元年 (1324年) 十月、英宗時代に海南の瓊州まで流されていたトク・テムルが、泰定帝イスン・テムルより大都まで召還され、懷王の王号を封ぜられた直後のことであった (『元史』 卷二九、泰定帝紀一、泰定元年十月丁丑、壬午)。(古松)

**[12] Ĵayaγatu qayan 「ジャヤガトゥ・カアン」**

この語は擡頭されている。なお [13]、[15] の qayan も同様に擡頭されている。ジャヤガトゥ・カアンの漢式廟号は文宗。名はトク・テムル。在位天曆元年 (1329) ~ 至順三年 (1332)。天曆の内乱の後に即位するが、その経緯は杉山 [杉山 1996, pp. 202-211] を参照。(伴)

**[13] buyuγu 「〔ジグンテイの息子たちは〕居るか」**

動詞語幹 buyu- 「ある」+ 現在・未来の形動詞語尾 -γu。この γu は文脈から考えると疑問形の意味で取る事が適当であるように考えられる。クリーヴス [Cleaves 1951, p. 69] もそのような意味で訳している。松川節の教示によれば

buyuyu の形で疑問の意味を持つのは非常に珍しいという。(伴)

### [13] Sargesgeb 「サルゲスゲブ」

まとまった彼の伝記は管見できなかった。本碑刻において彼の経歴に関する記述は漢文面とモンゴル文面では異なる。

1. 漢文面 [13]: トク・テムルへの媵臣 (インジェ) → トク・テムルの即位 → 宮相都総官府の副総官 → 宿衛 (ケシク)。
2. 漢文面 [23]: トク・テムルの知遇を受ける → 奉宸庫の提点 → 尚功署の令 → 直省舍人 → 宮相都総官府の副総官 → 奉訓大夫。
3. モンゴル文面 [13-14]: トク・テムルへのインジェ → ケシク → トク・テムルの即位 → 奉宸庫の提点・尚功署の令 → 直省舍人 → 宮相都総官府の副総官 → 奉訓大夫。

記述が二箇所に分かれている漢文面よりもモンゴル文面が整理されている。しかし、サルゲスゲブがケシクに入った時期をモンゴル文面ではトク・テムルが即位する前、漢文面では宮相都総官府の副総官になった後としている。(伴)

### [13] kesig 「ケシク」

漢文面 [13] の宿衛と対応する。ケシクは服属民の子弟を選抜したカアン直属の組織である。1204年に創設された。カアンの警護を担当し、宮廷内の雑務を管理する家政機関としての役割も担うほか、官僚の予備軍的な性格を有していた。ケシクに関する研究は数多いが、総論的な研究として古くは箭内 [1930]、その後の研究として真杉 [1970]、Hsiao [1978]、蕭 [1983] 等がある。なお、モンゴル文面ではサルゲスゲブがケシクとなった後で様々な官職に任命されているが、これはモンゴル王族による帝国統治を支えるものである、私的主従関係と官僚制度の密接な関係を示している。ケシクと大元ウルスの官僚制度との関係に関する専論として片山 [1980] がある。(伴)

ケシクはカアンの宮廷のみならず、モンゴル王族の各ウルスにもより小規模なかたちで設置された。ここでは、インジェとしてカトウンのブダシリに付き従ってやって来たサルゲスゲブが、即位以前のトク・テムル王府のケシクの一員となったことを意味する。この点について、漢文面 [13] では、「及即位、置宮相都総官府、以為副總管、入宿衛」とあって、トク・テムル即位後に宮相都総官府副総管に任じられてからケシクに入ったというように読み、ブダシリに随行してきたサルゲスゲブがケシクに入ってトク・テムルに近従し、即位後に

取り立てられて官に任じられたとするモンゴル文面の記述とはあきらかに矛盾する。おそらく漢文面は時系列を無視して任官とトク・テムルのケシグに入ったことをまとめて述べたのであり、モンゴル文面の記述のほうが妥当であると考えられる。

なお、本碑では何も語らないが、ブダシリがトク・テムルに嫁いでから三ヶ月足らずの泰定二年(1325年)正月、トク・テムルは、今度は健康(現在の南京)へと流されている(『元史』卷二九、泰定帝紀一、泰定二年正月辛丑)。このときカトゥンのブダシリも随行しているし(『元史』卷一一四、后妃伝)、ケシグに入ったサルゲスゲブも同様であったと推測される。(古松)

#### [14] yeke or-a 「大位」

この語は擡頭されている。「大」を意味する yeke はモンゴル皇室を表す言葉である[志茂1995: 461-475]。or-a について、クリーヴス[Cleaves 1950a, pp. 106-107, n. 17]は『元朝秘史』等にある用語である oro の変形であり、or-a の a は与位格では無いとする。

yeke or-a については「張応瑞碑」のモンゴル文面 [06]、[32] にも在証例がある。また本碑 [25] には「yeke taiqu 大太后」、[29] には「yeke tai-qong-taiqu 大太皇太后」という用語がある(後述)。しかし、この yeke は漢文では表記されない場合が多い。クリーヴス[Cleaves 1950a, pp. 106-107, n. 17]が指摘しているように本碑刻の yeke or-a に対応する漢文面 [13] は「及即位」であり、「張応瑞碑」のモンゴル文面 [06] に対応する漢文は「賤阼」である。そのうえ、モンゴル文面と異なり、漢文面のこれらの語句は改行や空格などは施されていない。また、本碑 [25]、[29] の yeke taiqu に対応する漢文は「裕聖太后」、「元聖太后」であり(後述)、「張応瑞碑」モンゴル文面 [02] において対応する漢文は「正位」と表記されている。石浜[石浜 2001: 第8章]においては清代の史料である『平定朔漠方略』の検討を通じてモンゴル人の重要な観念を表す用語が漢文では正確に翻訳されていない事が明らかにされているが、本碑にも漢文面とモンゴル文面のくいちがいが見られる。ここからもモンゴル文・漢文両者を比較検討する意義が見出される。(伴)

#### [14] vungč̣in-ku-yin tidem 「奉宸庫の提点」～sön soyurqaju ögč̣ügü 「宣を賜い与えた」

この行のサルゲスゲブの官歴を述べるモンゴル文に対応する漢文は位置が異

なっており、漢文面の [13] から [23] に移っている。(伴)

**[14] vungčün-ku-yin tidem 「奉宸庫の提点」**

「奉宸庫」は『元史』巻八八、百官志四、中政院条に記載があり、「中藏の寶貨錢帛の給納の事」を掌り、「提点」四員が置かれるとされる。中政院は「中宮」関連の諸事を掌るものであり、ここでの「中宮」はブダシリである。すなわち、時の太皇太后ブダシリに直属する財庫の管理をおこなう官職である。(毛利)

漢文面 [23] の「奉宸庫提点」に相当する。片山 [片山 1980, p. 25] はケシク出身者が各種倉庫の提点に任じられる事例を挙げており、職務内容は難しくないが責任感を強く要求されるため、ケシク出身者の人物を試みるために就かせる見習い的な官職であるとしている。(伴)

トク・テムルの即位後、サルゲスゲブは、この奉宸庫提点を皮切りに栄達を遂げていくわけだが、このころ彼と同じブダシリのインジェが取り立てられたことについては、『元史』巻三三、文宗本紀二、天曆二年(1329年)正月丙子「皇后媵臣張住童等七人、授集賢侍講學士等官。」という記事がみえる。(古松)

**[14] šang-gung-šuling 「尚功署令」**

通常は「功」ではなく「工」の字を用いて「尚工署令」と記す。「奉宸庫」と同じく、尚工署は『元史』巻八八、百官志四、中政院条に記載があり、「營繕雜作の役」を掌る。「令」一員が置かれるとされる。太皇太后ブダシリに直属する建設事業に従事する役所である。(毛利)

**[14] čišing-šešin 「直省舍人」**

漢文面 [23] の「直省舍人」に相当する。片山 [片山 1980, p. 25] はケシク出身者の才器を試みるために就かせる官職だったとしている。(伴)

『元史』巻八五、百官志一、中書省「中書省掾屬、……直省舍人二員、至元七年始置、後增至三十三員。掌奏事・給使・差遣之役。』『元史』巻八二、選舉志二、銓法上「直省舍人、内則侍相臣之興居、外則傳省闈之命令、選宿衛及勳臣子弟為之。又擇其高等二人、專掌奏事。至元二十五年、省臣奏、其充是職者、俾受宣命。』『元史』巻八一、選舉志一、序「由直省・侍儀等入官者、亦名清望。」『事林廣記』官制類、隨朝職品「從五品 直省舍人」など。以上のいくつかの記事より、直省舍人が中書省の属官であり、上奏・役使・派遣など中書省の情報伝達にかかわる重要な仕事にあたり、ケシクや勳臣の子弟といったモンゴルのエリートが任じられるポストであったことが知られる。張帆の研究に言及が

ある [張 1997, pp. 161-2]。(古松)

**[14] gung-seng-vuu-yin vu-sunggon 「宮相府の副総管」**

漢文面の「宮相副総管」に相当する。モンゴル文の vuu は「府」の音写と考えられる。漢文面ではモンゴル文の vuu に相当する語が無いが、クリーヴスは「府」に比定する [Cleaves 1951, p. 86, n. 71]。『元史』卷三四に「[至順元年(1330年)三月] 戊午、封皇子阿剌忒納答剌為燕王、立宮相府總其府事」という記述があるのでクリーヴスの比定は正しい。(伴)

『元史』卷三五、文宗本紀四、至順二年三月癸卯「立宮相都總管府、秩正三品、給銀印。」同所、至順二年四月壬子「命燕鐵木兒總制宮相都總管府事、也不倫、伯撒里俱以本官兼宮相都總管府都達魯花赤。」同所、同年五月丙子「敕建宮相都總管府公廡。」同所、同月丁丑「賜宮相都總管府給驛壘書。」同所、同月甲午「以平江官田五百頃立稻田提舉司、隸宮相都總管府。」『元史』卷八九、百官志五「宮相都總管府、秩正三品。達魯花赤二員、都總管一員、副達魯花赤二員、同知二員、副總管二員、經歷、知事、提控案牘承發架閣各一員。至順二年、罷宮相 府并鶴馭司、改怯憐口錢糧總管府為本府。」すなわち、サルゲスゲブの宮相都總管府副総管任命は至順二年三月の總管府創設時であると考えられる。サルゲスゲブの任官については、[13] Sargesgeb 「サルゲスゲブ」の項目において前述。(古松)

**[14] vungkūn-da[iv]u sangon 「奉訓大夫散官」**

漢文面 [23] の「奉訓大夫」に相当すると考えられる。モンゴル文の sangon については漢文面に対応する語が無いが、クリーヴスは sangon を「散官」に比定する [Cleaves 1951, p. 78, n. 39]。『元史』卷九一によれば官制の中には「文散官四十二階」が設けられ、その中に従五品として「奉訓大夫」があるのでクリーヴスの比定は正しい。(伴)

**[14] sön soyurqaju 「宣を賜い」**

漢文面ではこの「宣を賜い」に対応する表現はない。漢文面は官歴を重ねて「奉訓大夫」についたことを述べているのに対し、モンゴル文面は皇帝の直接の命令で任命されたことを強調している。片山 [片山 1980, p. 32] は皇帝とケシクとの主従制的な関係は官僚制的な支配統属関係より優位にあったと述べているが、モンゴル文面はそのような状況が表れているのであろうか。微細な相違点ではあるが、「出世」や「名誉」に関する認識が漢人とモンゴル人とでは

異なっていたことが示されていると考えられる。(伴)

**[14-15] edüge qaγan 「今、カアンは」**

qaγan の字は擡頭されている。漢文面 [14] の「今皇帝」に対応している。順帝トゴン・テムルを指す。(伴)

モンゴル文面は「今、カアンは……」と読めるのにたいし、漢文面 [14] は「今皇帝」とあり、「今の皇帝」と解せる。いずれにせよ、本碑が立てられた至元四年時点での皇帝とは明宗コシラの子であるトゴン・テムルを指す。このときトゴン・テムルはまったく実権を持たず、大権は太皇太后であるブダシリのもとにあった。したがって、ブダシリの嬖臣（インジェ）であったサルゲスゲブが父ジグンテイの碑文を特別に立てることを認められるに至った後ろ盾は、当然のことながら太皇太后ブダシリであったはずであり、トゴン・テムルの寵愛を受けたという記述をかならずしも額面通りに受け取ることはできない。(古松)

**[15] düled 「一層」**

この語をクリーヴス [Cleaves 1951, p. 69] は more and more と訳す。小沢 [小沢 1987, p. 37] は「なお一層、それほど一層」の意味であるとする。düled についてクリーヴス [Cleaves 1950a, p. 115, n. 103] は『元朝秘史』の用例をあげ、後代の文献には見受けられないとする。小沢 [小沢 1987, p. 37] でも düled は現在では用いられていない用語とする。(伴)

**[15] kegür 「墳墓」**

クリーヴス [Cleaves 1951, p. 69] は tomb と訳す。この語については「ヒンドゥー碑」のモンゴル文面 [54] にも在証例がある。kegür についてクリーヴス [Cleaves 1949, p. 103, n. 45] は、中世モンゴル語においてはこの語は見られず、後に墳墓という意味で現れ、そこから遺体という意味が派生したとするペリオの説を紹介している。しかし、ペリオが kegür の初出を至正二年(1362年)に立てられた「ヒンドゥー碑」としている記述を訂正し、後至元四年(1338年)に立てられた本碑刻のこの箇所を初出としている。(伴)

**[15] Ge qioši-i 「掲傒斯」**

『元史』巻一八一に列伝がある。字は曼碩。若い頃に文才を認められ、推挙されて国史院編修官となり、その後も要職を歴任した。『経世大典』の編纂に関わり、『遼史』、『金史』、『宋史』の編纂の際には総裁官の一人となる。至正四年

(1344年)に死去。(伴)

**[16] *jarly boljuγu* 「おおせをなした」**

漢文面 [14] では「詔」とあり、モンゴル文面にみえる皇帝(カアン)の口頭による至高の命令 *jarly*~*jarliγ* を意味する「聖旨」の語が用いられていない。モンゴル文面に *jarly* がみえる以上、カアンがモンゴル語でジグンテイ神道碑の立石と撰述を命ずるジャルリグ(聖旨)を發し、それを受けて翰林国史院で雅文漢文による「詔」が起草されて関係者へ發給されたと考えらるべきであろう。ここから、漢文のみでは分からない勅建碑作成の過程がうかがえ、興味深い。

モンゴル時代のモンゴル語文献では、カアンが *jarliγ* を發することを、動詞 *bol-* を用いて表現する。『元朝秘史』[SH 04: 43: 10, §145など]や漢蒙合璧碑(「張応瑞碑」[10]、「ヒンドゥー碑」[11])など、数多くの在証例がある。元代のモンゴル語直訳体公文書に頻出する「……麼道、聖旨了也(……とて、聖旨をなした)。」という表現は、モンゴル語の対訳の事例は存在しないものの、原語は“…… *kemen jarliγ bolba (boljuγu)*”であると予測される。この点について、つとに村上正二が、『元朝秘史』にみえる“*jarliγ bolba*”という表現が「…麼道聖旨了也」の原形ではないかと推測している [村上 1970, vol. 1, pp. 335-6]。

なお、このジャルリグ(聖旨)は順帝トゴン・テムルの發令したものであるが、[14-15] *edüge qaγan* の註で述べたように、事実上太皇太后ブダシリの後ろ盾によって發せられたものとみてよい。(古松)

**[17] *suu-dan degedüs* 「威靈をもつ祖宗」**

改行擡頭して敬意を表しており、モンゴル朝廷にかかわる語である。*suu*(威靈、威福)はモンゴル皇帝およびそれに関連する事柄を形容する語である。クレーヴスによれば、*suu-tan* は *suu-tu* の複数形であり、*degedüs* は「至高の」の意味を持つ *degedü* に複数形語尾 *-s* がついたもので、*pluralis majestatis* (尊称としての複数形)であるとし [Cleaves 1951, p. 88, n. 79]、*“Fortunate Emperor”* と単数形のかたちで訳語をあてているが [Cleaves 1951, p. 69]、ここではチンギス・カン以来のモンゴルの拡大を述べているのであり、特定の皇帝ではなく歴代の皇帝を指すはずである。なお、当該箇所の漢文面 [14-15] でこの語に対応するのは「我朝」である。(古松)

**[17] *nigülesküi* 「慈しみ」**

動詞語幹 *nigüles-*「慈しむ」+現在形の形動詞語尾 *-küi*。漢文面 [15] 冒頭の

「我朝以仁愛立心」とある「仁」に対応する。これについては、『華夷訳語』（甲種本）身体門に「仁 紐列思魁 ni'ülesküi」[HYYY 01:25:04]とあり、『華夷訳語』（甲種本）来文「詔阿札失里」には「ni'ülesküi sedkil-iyer olon-i amurli'ulu'ad（慈しむ心で衆を慰撫し）」[HYYY 02:05:02]と本碑と似た表現がみえている。「詔阿札失里」においてこのモンゴル語に対応する雅文漢文は「以仁撫衆」であり、ni'ülesküi sedkil の傍訳は「仁 心」があげられている。本碑や『華夷訳語』より、nigülesküi が経書などにもしばしばあらわれる儒教のもっとも重要なキー・ワードのひとつである漢語「仁」に対応するモンゴル語であったことが分かる。（古松）

[17] isiyeküi 「?する」

クリーヴスが述べるように、この語は他所に在証例がないが、nigülesküi の同義語であると推測される [Cleaves 1951, p. 88, n. 80]。nigülesküi とあわせて漢文面 [15] にみえる「仁愛」という漢語に対応するはずである。（古松）

[17] dölegen-e 「穏やかに」

「静かな、穏やかな」を意味する形容詞 dölögen~dölügen の代替形の語と推測され、-e は与位格を示す語尾である [Cleaves 1951, p. 88, n. 81]。『華夷訳語』（甲種本）通用門にみえる「慢 多劣延 dölö'en」[HYYY 01:26:10] も同一語で、「ゆったりした」の意味。前語 ayui-a とあわせ、漢文面 [15] にみえる「以廣大制國」の「廣大」（「寛大な」の意）に対応する。ここにはモンゴルの武威の強調はなく、チンギス以来のイェケ・モンゴル・ウルスおよび大元ウルスは寛容な支配によって広大な領域の統治に成功してきたとする立碑当時のモンゴル政権の公式見解を示している。（古松）

[17] olan qari-yi oraγuluyad nigedkekü siltaγan ene kü bui j-e 「多くの国を投降させ統一する理由はこれであろう」

oraγuluyad は、漢文面 [15] 「臣妾天下」の「臣妾」に対応する。動詞語幹 ora- 「入る」+使役形 -γul- +介在母音 -u- +完了形の連用形語尾 -γad。ora- は oro- の古い語形と考えられている。『元朝秘史』では、oro- の傍訳として、「入」のほかに「投入」「投降」「投」「従」をあてる事例が見えていて [栗林 2009, pp. 335, 337-8]、ある人間や集団が他所より投降してモンゴル・ウルスに入ってその一員となる動作を表す語として用いられていることが知られる。ここもこれとまったく同じ用法である。

この部分にみえる ene 「これ」とは、この行冒頭からの *suu-dan degedüs ~bariγsan-u tula* の部分を指す。(古松)

**[17] edügeki 「今の」**

副詞 *edüge-* 「今」+接尾辞 *-ki* [Cleaves 1950a, p. 111, n. 58]。接尾辞 *-ki* は、副詞の語尾について同じ意味の形容詞をつくる機能を持つ [Poppe 1954, p. 50]。(古松)

**[17] bičig erdem es-e ber surbasu 「文の学問を学ばなくても」**

対応する漢文面 [15] は「不待問學」。bičig は儒学の経書をはじめとする漢文典籍を指し、bičig erdem で、そうした書物に書かれている士大夫の学べき学問を指す。(古松)

**[17] tütüm 「毎に」**

この語は TWYDWM であり、前舌母音の語であることは明らかであるが、『元朝秘史』に数カ所現れる *tutum* と同じ語であろう [栗林 2009, p. 478]。クリーヴスは *dütüm* と転写するが、ここでは『元朝秘史』にもとづき *tütüm* としておく。クリーヴスは、*törge* と *torγa* のように異なる音韻を持ちながら意味は同じとなる語の組み合わせが、モンゴル語には数多く存在することを指摘している [Cleaves 1951, p. 89, n. 85]。

**[17-18] erten-ü sečed sayid-[un] üile 「古えの賢人たち、善人たちの行い」**

漢文面 [15] にみえる「古聖賢」に対応する。漢語で記される「聖賢」とは、ひろく中国歴代の聖人や賢人を指すが、孔子や孟子をはじめとする儒家を指す場合が多い。たとえば、『事林広記』(至順刊本)後集卷三～五に収められる聖賢類、先賢類などを参照。(古松)

**[18] toqiyaldun neyilemü 「出あい合致する」**

*toqiyaldun* は動詞語幹 *toqiya-*「会う」+相互形 *-ldu-*+非分離継続形連用語尾 *-n*。つぎの語をクリーヴスは *neyilmü* と翻字するが [Cleaves 1951, p. 54]、拓影をみると N'YYL'MW と読め、*neyilemü* とすべきであろう。『元朝秘史』に多くの用例があり、傍訳は「相合」である [栗林 2009, pp. 315-6]。この二語で漢文面 [15] の「與……合」(～と合する)に対応する。この部分の記述は、漢地の儒学の教えが一般のモンゴル人のあいだではあまり普及していなかったことを示すものではあるが、同時に儒教振興策を推進する当時のブダシリを中心とするモンゴル政権の意向に合致するものであり、華北分封地のなかに

曲阜を擁するコンギラトが早くから儒学をはじめとする漢人士大夫の文化を保護してきたことをあわせて考えると、非常に興味深い。(古松)

[18] *siltaγan inu yaγun kemebesü* 「その理由は何かと言えば」

クリーヴスがすでに指摘するように [Cleaves 1951, p. 89, n. 86]、モンゴル語訳『孝経』18葉裏6～7行目に、“*siltaγan anu yaγun kemebesü*” という非常に類似した表現がみえる [Cleaves 2001, pp. 80, 85]。(古松)

[18] *tngrī-yin ǰayaγabar törögsen kü bui ǰ-e* 「天の定めによって生まれたからであろう」

漢文面 [15] 「天運之所在如此」に対応する。クリーヴスがすでに指摘するように [Cleaves 1951, p. 89, n. 87]、この表現は『元朝秘史』冒頭にみえるかの有名な “*Činggis-Qahan-u huǰa’ur de’ere tenggeri-eče ǰaya’atu törögsen Börte-Čino aǰu’u*。(チンギス・カアンの根源は、上なる天より定めをもって生まれたボルテ・チノであった)” [SH 01 : 01 : 02-03, §1] という表現に類似し、注目される。(古松)

[18] *ögiyemür* 「気前がよい」

漢文面 [15] 「尚義而好施」の「好施」に対応する。この語は、コヴァレフスキーの辞書にみえるが [Kowalewski 1, p. 566]、現在、内モンゴルのモンゴル語では、ウイグル字で *öggiyemür* (‘WYKKYY’MWR) とつづられる [『蒙漢詞典』 p. 279]。ögiyemür はこの語の古いつづり方であると考えられ、ほかにモンゴル語版『スバシド』 *Subhāsitaratnanidhi* 9章3葉表に2箇所用例がみえる [Ligeti 1948; Bosson 1969, p. 189]。クリーヴスが述べるように、動詞 *ög* 「与える」より派生した語である [Cleaves 1951, p. 89, n. 88]。(古松)

[18] *öl[ös]küleṅg-tür* 「飢える者に」

碑刻の断裂により、語頭の ’WYL- と語末の -KWL’NK のあいだが欠けてみえないが、漢文面 [15] 「飢」に対応する語であるから、欠けた部分に -WS- があると考えて、*ölösküleṅg* と復原することができる。クリーヴスによる転写では *öl[üs]küleṅg* とする [Cleaves 1951, p. 55] が、『元朝秘史』には「飢える」を意味する動詞語幹の音訳として「斡劣思、斡羅思、斡劣速、斡羅速」(*ölös-*) と綴っているので [栗林 2009, p. 349]、*öl[ös]küleṅg* とすべきである。(古松)

[18] *budaγan* 「粥」

対応する漢文面 [15] は「其食」であるためか、クリーヴスはたんに food と訳すが、厳密には正確ではない。この語については、『事林広記』所収の蒙古訳語（元至順年間椿荘書院刊本統集卷八所収）、至元訳語（元禄年間刊和刻本庚集卷一〇所収）の飲食門に「粥 不朶」とあり、『華夷訳語』（甲種本）飲食門に「粥 ト答安」[HYYY 01 : 12 : 11]とあり、『元朝秘史』「ト答安 *buda'an*」の傍訳に「粥飯」とあり [SH 01 : 28 : 01, §46]、『華夷訳語』（乙種本）飲食門「PWD'X'N (*budaγan*) 粥 ト答安」（東洋文庫蔵韃靼館雑字語50葉表）とあって、粥を意味することが分かる。また本碑と同時代の「張応瑞碑」のモンゴル文面 [15] には PWD'X' (*budaγa*) と現れる。（古松）

[18] *daγaraγsan-tur* 「凍えた者に」

動詞語幹 *daγara-* 「冷たく感じる」+完了形動詞語尾 *γsan*+与位格語尾 *-tur*。形動詞語尾がついて、動作を行う主体を表す。（古松）

[18] *degel qubčasan* 「衣服」

*degel* も *qubčasan* もいずれも「衣」の意味で、同義語を重ねてつくられる熟語。クリーヴスがすでに指摘するように [Cleaves 1951, p. 90, n. 89]、『元朝秘史』に“*de'el qubčasan-ıyan*（傍訳「衣服自的行」）”という同じ表現が在証される [SH 04 : 39 : 07, §145]。現代モンゴル語で *degel* は *debel* とつづられ、*debel qubčasu* という表現がある [Lessing 1960, p. 976 ; 『蒙漢詞典』p. 1163]。（古松）

[18] *nasun-tur kürügsed-te* 「成人たちに」

*kürügsed* は *kürügsen* の複数形で、*nasun-tur kürügsed* は直訳すると「年に達したものたち」だが、転じて「成人」の意 [Cleaves 1951, p. 90, n. 91]。現代モンゴル語でも同様の表現がある [Lessing 1960, p. 566 ; 『蒙漢詞典』p. 350]。（古松）

[18] *beri ba [γulqui]* 「嫁を娶り」

*beri* については、『事林広記』所収の蒙古訳語（元至順年間椿荘書院刊本統集卷八所収）人事門に「兒婦 別里」、同至元訳語（元禄年間刊和刻本庚集卷一〇所収）人事門に「兒婦 繁里」、『華夷訳語』（甲種本）人物門に「媳婦 別里 [舌]」とあり [HYYY 01 : 15 : 03]、息子の妻を指す。つづく語については、末尾に断裂があるため、語頭の P' しかみえない。クリーヴスはこの部分について、モスタールトの示唆にもとづき *baγulqui* と復原している [Cleaves 1951, p. 91, n.

92]。現代モンゴル語では、嫁を迎えることを *beri bayulyaqu* (直訳すれば「嫁を下ろす」の意) というが、『元朝秘史』では「下ろす」を意味する動詞は *ba'ul-* と表記しており[栗林 2009, p. 57]、当時は *bayul-* が用いられていたと判断できる。そして、次行の *-dur* にかかると、現在形動詞語尾 *-qui* を付して *bayulqui* と復原することができる。(古松)

[19] *öki be yarγaqui* 「娘を嫁がせる」

字義どおりには「娘を出す」の意で、娘を家から嫁に出すことを言う[Cleaves 1951, p. 91, n. 93]。(古松)

[19] *nemesün* 「援助」

クリーヴスが述べるように、他に在証例を見ない語 [Cleaves 1951, p. 90, n. 90]。 *neme-* 「添える」+ 名詞化語尾 *-sün*。『元朝秘史』に “*neme'estin* 涅槃額孫 (傍訳「添助」)” が在証される [SH 08 : 08 : 05, §199]。(古松)

[19] *yasun bariqu* 「葬る」

字義通りには「骨を取る」の意であるが、転じて「葬る」の意。漢文面 [16] の「喪葬」に対応し、埋葬およびその前後の祭祀をふくむ一連の喪葬儀礼をおこなうことを指すと考えられる。クリーヴスが指摘するように、『元朝秘史』巻八 (二葉裏、二二葉裏) に 3 箇所在証例がある [Cleaves 1951, pp. 91-92, n. 95]。現代の内モンゴルでも *yasu bariqu* で「送終」の意があることが知られる [『蒙漢詞典』p. 1387]。なお、広範な現代モンゴル族の喪葬儀礼にかんする民族誌を用いた人類学研究によれば、死の直後あるいはしばらく遺体を安置してから死者の姿勢を整えることを *yasu bariqu* と呼び、喪葬儀礼のはじまりを意味するという [小長谷 1998, p. 171]。(古松)

[19] *bütügen* 「成し遂げて」

クリーヴスは *bütegen* と転写するが、拓影をみると *PWYDWK'N* (*bütügen*) と読める。『元朝秘史』では、*bütege-* が 3 例、*bütüge-* が 1 例、それぞれ確認できるが [栗林 2009, p. 102]、いずれも傍訳は「完備」であり、物事を完全な状態にすることを言う。(古松)

[19] *nigülesigejü* 「慈しみ」

この語は在証例がないが、[17]に既出のとおり、当時のモンゴル語文献にふつうにみられる *nigüles-* 「慈しむ」との関連が予想される。クリーヴスによれば、在証されない *nigüles* という形容詞があり、それに名詞や形容詞を動詞化する

る接辞 *-sige-* がついたものと推測している。そして、接辞 *-sige (siya)-* は *-siye (siya)-* の古い形であると考えられている [Cleaves 1951, p. 92, n. 96]。

(古松)

**[19] *üjügür qijıyar [-un üile]* 「辺境の事を」**

*üjügür* は『元朝秘史』に数例在証され、傍訳は「梢」「梢頭」で、「先端」「端」を意味する [栗林 2009, p. 512]。いっぽう、*qijıyar* は「ヒンドゥー碑」モンゴル文面 [31] に *qijaγar* が在証される。「元朝秘史」では *kijı'ar* と *kija'ar* の双方がみられ、いずれも傍訳は「邊」である [栗林 2009, p. 270]。『華夷訳語』(甲種本)方隅門には「邊 乞札阿兒 *kija'ar*」「梢 兀主兀兒 *üjü'ür*」[HYYY 01 : 25 : 16] が並んであらわれる。漢文面 [16] の「封疆」に対応し、この二語が連なって、辺境を意味する。ここでは国家にとって重大な意味を持つ軍事関係の職務を指すものと考えられる。(古松)

**[20] *šing tai-yin yeke üile qadaγalaγuluγsan bögesü* 「省や台の大事を監督させていたなら」**

冒頭の *šing* は「中書省」の「省」、*tai* は「御史台」の「台」の漢字音を表したものの。この部分全体で漢文面 [16] の「立廊廟」に対応する。「廊廟」とは朝廷の意味であり、漢文面では「朝廷に立たせることができたなら」という意味になるが、モンゴル文面では中書省と御史台という二つの具体的な官庁名でこれを表す。クリーヴスの言うように、モンゴル語へ翻訳する際に、漢文の文語的表現を口語的表現に置き換えたのであろう [Cleaves 1951, p. 93, n. 99]。(石野)

**[20] *ker maγ-a edüiber qočorčuγ* 「いったいどうしてこの程度で止まったのか」**

漢文面 [16] の「而竟止此」に対応する。*ker maγ-a* については『華夷訳語』(甲種本)来文「詔阿札失里」に *ker maqa* として現れ「何期(思いもよらぬことに)」との傍訳があてられている [HYYY 2 : 03a2]。1340年発令の雲南王アルグの令旨碑 [03] 行目にも見られる表現である [Cleaves 1964-5, pp. 50-51, n. 9]。*qočur-* は現代ハルハ方言では「残る、遅れる」の意味で用いられる。直訳すると「どうしてこの程度で止まったのか」となる。『元朝秘史』にも何か所か *qočur-* という綴りで現れるが傍訳の大半が「落後」で、他には「墮落」「抛下」という意訳が一部見られるだけであり、死を表している用例はないが、クリー

ヴスはこの部分を How, then, did it happen that he died at this moment? (どうして彼はこの時点で亡くなったのか)と意識している。シグンテイはより大きな仕事を行えたにもかかわらず若くして亡くなったことを嘆く表現と言えよう。(石野)

[20] qairan-tai gergei inu 「彼の愛した妻」

漢文面 [16] の「夫人」に対応する。直訳すると「いたわりもつ妻」だが「寵愛した妻」という意味にとらえて良いだろう。qaira- の用例は少なく『元朝秘史』には一例も見られないが『華夷訳語』(甲種本)来文「勅禮部行移安答納哈出」[HYYY 2 : 25a1] に qairala = qči という表現がみえ、その傍訳に「愛恤的」があてられている。(石野)

[20] Adar 「アダル」

漢文面 [16] の「阿荅而」に対応する。クリーヴスは「阿荅而氏」と後ろに「氏」の文字があることから、個人名ではなく氏族名と推定する[Cleaves 1951, p. 93, n. 103]。確かに前近代の中国では女性の名前は姓+氏で表されることが多いが、モンゴル人にも通用することができるかどうかは疑問である。本碑漢文面に見られる「竹公」「竹君」はシグンテイ(竹温台)というモンゴル人名を漢語のように表現しただけで姓を示しているわけではない。該当箇所ではアダルというモンゴル人女性の名前に敬称として漢語の「氏」を加えただけではなからうか。なお、『元朝秘史』には Adargin [SH 01 : 28 : 03, §46]、Adarkin [SH 08 : 41 : 08, §207]、Adarkidai [SH 01 : 28 : 02, §46] という氏族名が現れる。(石野)

[20] jǒb es-e bolbasu 「亡くなると」

er-e-yügen jǒb es-e bolbasu で漢文面 [16] の「失其所天」と対応する。jǒb es-e bol- は「死ぬ」ことを表す慣用表現である。『元朝秘史』においてトゥルイが毒薬をあおって自殺する場面でこの表現が現れる。傍訳では「是不做呵(行わないので)」「是不曾做了呵(行わなかったので)」と直訳されているが、総訳には「遂死了」とある。この jǒb es-e bol- というモンゴル語表現は本碑刻を含め「張応瑞碑」や「ヒンドゥー碑」など複数の漢蒙合璧碑文の中に現れ、いずれも漢文面の「薨」「没」「終」といった「死」を表す漢字と対応していることから、クリーヴスは『元朝秘史』における表現も同様に「死ぬ」という意味の慣用表現と結論づける [Cleaves 1948]。(石野)

[20] *önöčin köbegün-iyen manduγulju asaraγad* 「孤児 (←自分の) を育て世話し」

漢文面には見られないモンゴル文面独自の表現である。漢文面ではアダルがサルゲスゲブを育てたことについては特に触れず、貞節を守ったことのみ述べる。(石野)

[21] *čing joriγ [-iyaran]* 「堅き意志で」

漢文面 [16] の「玉雪」という潔白、高潔さを表す語と対応する。čing は至誠の意。「誠」の漢字音からの借用語か。『元朝秘史』には čing sedkilten (誠の心もつ) として用例有り [SH 10 : 01 : 09, §230]。拓本からは joriγ に続く文字は確認できないが、クリーヴスは意味から推測して iyar を補うべきとし、リゲティは iyan を補う。ここではリゲティに従うことにする。なお「ヒンドゥー碑」のモンゴル文面の [30] には čing ünən joriγ という表現が見られる [Cleaves 1951, p. 93, n. 105]。(石野)

[21] *beyeben ariγun-a saqiju* 「自分の身を清く守り」

漢文面 [16] の「能玉雪自守以保其節」と対応する。同様の表現が「ヒンドゥー碑」モンゴル文面 [29] にも現れる。これは同碑の漢文面 [20] の「自持」と対応する [Cleaves 1951, p. 93, n. 107]。(石野)

[21] *saγun ajiγai* 「生きていた」

この表現は文字通り解釈すれば saγu-n という「座る」を意味する動詞に a-jiγai という表現がつき「座っていた」となる。クリーヴスによれば ajiγai は ajuγu (ajuγui) の古典的な女性形である。なお、『元朝秘史』には -ji'ai という形の女性形の語尾が現れ [SH 10 : 13 : 02, §238] 「張応瑞碑」でも -jiγi や -čiγi といった女性形の語尾が現れる [Cleaves 1951, p. 93, n. 106; Cleaves 1950, pp. 120-121, n. 151]。(石野)

[21] *nilq-a бүкүй-degen* 「幼いうちに (←自分の)」

漢文面 [17] の「以弱齡」に対応。nilq-a は「最も小さい」という意味であり、直訳すると「(自分が) 最も小さかった頃に」となる。なお nilq-a は『元朝秘史』において Nilqa Senggüm (赤児のようなセングム) という固有名詞として現れる [SH 05 : 39 : 07, §165]。[Cleaves 1951, p. 93, n. 108] (石野)

[21] *ačige-yügen keküdeglečeju* 「自分の父を失い」

漢文面 [17] の「失其所怙」に対応する。keküdegleče- は [09] にも keküdeglečegsen として現れる表現であるが、他の文献には在証されない。[09] でも漢

漢文の動詞「失」と対応しているため、失うことを意味していると見て間違いない。(石野)

[21] [a]maraγuluγsabar 「平穩に過ごしながら」

冒頭の文字は判然としないが意味から補った。漢文面 [17] の「自克」と対応する。amaraγuluγsabar は、親愛を意味する動詞 amara- は amala- と同じ意味で安らぐことを意味し、それに使役態 -γul-、介在母音 u、継続の副動詞語尾 -γsabar が付いたものである。(石野)

[21] jal[γamji ab] un 「(父の) 跡を取る」

jalγa- は「つなぐ」という意味の動詞語幹。この部分は判読困難であるが、漢文面 [17] の「以善其繼」より推定して γamji ab- という綴りを補った [Cleaves 1951, p. 93, n. 109]。『元朝秘史』では jalqa-qsan という形で現れ「接了の」という傍訳が付けられている [SH 03:23:09, §114]。(石野)

[21] ulam 「おかげで」

漢文面 [18] の「因」と対応する。ulam には複数の意味がある。コヴァレフスキーの辞書には「徐々に、ゆっくり」といった意味が示され、『元朝秘史』では、ulam ulam という形で現れ「轉轉」と傍訳があてられ、「代々継いで」という意味で用いられる [SH 07:03:10, §187]。さらに「ヒンドゥー碑」モンゴル文面 [11] には「伝統」という意味の用例が見つかる。しかし、これらの用例に示される意味は、この場所にはそぐわない。クリーヴスは「興元閣碑」のモンゴル文面に現れる ulam が漢文面の「因」と対応していることなどを挙げて、因果関係を示していることを指摘する。このような用例は『孝経』のモンゴル語訳にもいくつか見られるという [Cleaves 1951, p. 93, n. 110]。(石野)

[22-24] degedüs 「朝廷」

degedüs は前掲115頁の注にあるように [17] 冒頭にも suu-dan degedus という形で現れ、漢文面 [14-15] の「我朝」に対応している。[22] でも同じく改行擡頭されている。漢文面 [18] の「天子」と対応するので、トゴン・テムルを指すようにも見えるが、degedüs と複数形で書かれているため単独の個人を指しているわけではない。トゴン・テムルだけでなくブダシリらも含めた宮廷の人々の集団を指しているのであろう。なお、[23] [24] も同様に degedüs の語が改行擡頭されて現れる。[23] はこの碑刻を立てた主体を表しており、おそらく指し示すところは [22] と同じである。[24] の degedüs は [24-31] に列

挙される賜与がカアンによるものだけでなく、セング・アガなどの女性によるものも含まれていることからわかるように、必ずしもカアンだけを指しているわけではない。(石野)

[22] t [...] γdan

漢文面 [18] の「賢其父以及其子」と対応する部分であるが、この単語は判読することができない。(石野)

[22] geyigülün 「顕彰して」

geyi- は「明るくなる」の意。使役態の -gül- と介在母音 ü がついて「明るくさせる」「明らかにする」という意味になる。geyigül- は「張応瑞碑」モンゴル文面 [48] にも geyigülküi として現れる。『アルタン=ハーン伝』にも geyigüljü が「等しく有情を照らす」という意味で現れる [吉田ほか 1998, p. 50]。ここでは「功績を明らかにする」という意味と考えればよいだろう。(石野)

[23] ötögü boyod-un 「譜代の隸臣たちの」

漢文面 [18] の「元勲世臣」と対応する。漢文面の註でも記されているようにモンゴル・ウルス建国時の功臣と代々モンゴルに仕えてきた家柄を指す。ötögü は『元朝秘史』に多く用例が見られ「老的毎」[SH 10:13:02, §238] 「爲長的毎」[SH 10:13:02, §238] などといった傍訳があてられ、『華夷訳語』(甲種本)「人物門」で [HYYY 1:14a8] にも「老人 幹脱沽古温 ötögü gü'ün」とある。「ヒンドゥー碑」モンゴル文面 [12] にも ötögüs-ün といった例がある。boyod は名詞 boyol という奴隷を表す名詞の末尾の -l が脱落して複数形語尾の -d が付いたもの。ここで複数形を示す -d は boyol の後ろにだけついていることから ötögü boyod でひとまとまりの表現だと思われる。(石野)

[23-24] Jigün<sup>te</sup>i degedüs-e jüg-iyer belgetei-e kücü ögügsen-ü tula soyurqa<sup>ju</sup> ögtegsen ed sükes-ün toγan. 「ジグンテイが朝廷に正しく顕著に力を与えたため、恩賞して与えられた財錠の数は」

以下に歴代カアン、カトンからジグンテイが受けた賜与が記される。これらの賜与は、ジグンテイがディウバラあるいはセング・アガに随行してモンゴル朝廷を訪れたさいに賜ったものであろう。

大元ウルスのカアン(皇帝)は、大量の賜与をおこなうことにより、配下のモンゴル帝室以下の遊牧民集団の支持をとりつけていた[杉山 1995, p. 207]。すなわち賜与は、大元ウルス政権の存立にかかわるきわめて重要なものであった。

帝室など有力な王族に毎年決まった額が支給される歳賜や、臨時におこなわれる特例の賜与などについては、『元史』などに数多くの記録が残っているが、本碑のごとく、モンゴル王族に仕える末端の一臣僚への生涯にわたる賜与が詳細に記されている事例は希有であり、モンゴル時代の賜与というものを考察するうえで貴重な価値を持つ史料である。(古松)

この部分は漢文面 [18] の「最公平生所被錫賚」と対応し、ジグンテイが朝廷から与えられた賜与が以下に列挙される。「平生」という漢語のニュアンスはモンゴル文面には反映されておらず、*degedüs-e jüg-iyer belgetei-e küčü ögügsen-ü tula* に相当する表現は漢文面には存在しない。(石野)

#### [24] *belgetei-e* 「顕著に」

漢文面にはこの部分に対応する表現はない。クリーヴスは *jüg-iyer* と *belgetei-e* を合わせて *in a significant manner* と翻訳する。*belge* の原義は「表すもの」であり、『元朝秘史』では目に見える形、耳に聞こえる形での「しるし」といった意味で用いられる。*belgetei* はそれに「～を持つ」意味を表す *-tei* が付いたものであるから、漢文面の表現とも照らし合わせると「顕著に」など、彼が目に見える業績を挙げたことを示すような意味と考えるのがよいだろう。この表現は「ヒンドゥー碑」にも *belgetüi-e* という形で現れる [Cleaves 1949, p. 127, n. 227]。(石野)

#### [24] *Dai-dii γurban on* 「大徳三年」

漢文面 [18] の「大徳三年」と対応している。大徳三年は西暦1299年にあたる。(石野)

#### [25] *yeke taiqiu* 「大太后」

モンゴル語の *yeke* と漢語の「太后」の音写 *taiqiu* を組み合わせたもので、擡頭される。ここでの太后は漢文面 [19] の「裕聖太后」に対応し、チンキムの夫人ココジンを目指す。ココジンはコンギラト出身で、ダルマバラや成宗テムル等の母(『元史』巻一一六后妃伝)。「大」を意味する語はモンゴル皇室に関わることを意味することがあり [志茂 1995第五部]、本例や [14] の *yeke or-a* もそれにあたるか。(毛利)

#### [25] *menggü sükes* 「銀錠」

*sükes* は *süke* の複数形。単独あるいは *ed sükes* の形で [8] [24] に既出。元来「斧」の意であるが、モンゴル時代にはしばしばインゴットを示す術語と

して用いられる。menggü は古典期モンゴル語では第一音節の母音がöとなるほか、先古典期モンゴル語でも『元朝秘史』§238等では「蒙古」と漢字音写される [SH 10 : 13 : 02, §238] ことから同様にöが一般的と考えられる。しかし、ライデン語彙でeとなるほか、一部のモンゴル系諸言語や満洲語ではeの形をとることからここでの表記は孤立したものではない [Cleaves 1951, p. 96, n. 118]。むしろ、当時のeとöに明確な区別を求めることが難しいとも考えられる。(毛利)

[25] qaš büs-e 「玉帯」

漢文面 [19] の「瓊玉束帯」に対応。qaš はテュルク語からの借用語であり、カシュガリーに用例がある [Cleaves 1949, p. 125, n. 211]。(毛利)

[25] Či-dai terigün on 「至大元年」

至大元年は西暦では1308年に相当。至大 Či-dai のパスパ字音はji-tay [Coblin 2007, pp. 121, 133]。(毛利)

[26] Külüg qaγan 「クルグ・カアン」

武宗ハイシャンを指し、擡頭される。(毛利)

[26] tanatu 「真珠入りの」

漢文面 [20] の「大珠」に対応。tana は『華夷訳語』(甲種本) 珍宝門でも「大珠」とされる [HYYY 1 : 13b4]。ここでの tanatu は tana + tu から構成され、「大きな真珠を持つ」の意である。『元朝秘史』には複数形の tanas の形以外にまさに tanatu として用例があり、「大珠有的」とされる [SH 04 : 14 : 04, §133]。モンゴル語の tana はペルシア語 dāna(種) がテュルク語を經由して導入されたと考えられる。王国維「蒙古札記」塔納条(『觀堂集林』卷一六)には漢文史料における「塔納」等の漢字音写例が検討される [Cleaves 1951, pp. 96-97, n. 124]。漢文史料での用例としては『元史』卷七八、輿服志、質孫条に「答納都納石失(原注、綴大珠於金錦)」「(納石失)は同条の原注によれば金錦のこと」とあるものも挙げられる。なお、後世のモンゴル語における tana は真珠そのものではなく母貝をさす。(毛利)

[26] tomuγ-a 「頭飾り」

漢文面 [20] の「首飾」に対応。他のモンゴル語史料には見出せない語彙だが、カルムイクやオールドスに関連の想定される語彙が存在する。一説に「紡ぐ・搓る」を意味する動詞語幹 tomu + γa (未完了形動詞) から構成されるとされる

[Cleaves 1951, p. 96, n. 123]。クリーヴスにはこの語について専論もあり [Cleaves 1954b]、胡敬『南薰殿図像考』に引く『永楽大典』所引『析津志』（後に『析津志輯佚』風俗条所収）によって、漢文史料では「脱木華」と音写されること、「木」字で音写されることから第二音節の母音を o ではなく u とみなすべきこと、及び本碑文で *tanatu tomuγ-a* (真珠入りの頭飾り) とされるのと同様に「脱木華」が真珠で装飾されること等が指摘される。(毛利)

#### [26] *tabin sükes čau* 「五十錠鈔」

*sükes* は [8] [24] [25] に既出。*čau* は漢語「鈔」(紙幣)の音写で、パスパ字音は *chaw* [Coblin 2007, p. 152]。ここでは *sükes čau* の組み合わせで用いられ「紙幣」の意味となる。元代の紙幣=鈔には中統鈔と至元鈔が存在するが、単に「鈔」と言えば通常中統鈔を指す。*tabin sükes čau* 全体では漢文面 [20] の「楮幣二千五百緡」に対応。貫文単位(ここでは「緡」)は民間での、錠両単位は政府の使用単位であったというが、モンゴル文面と漢文面で単位の表記が異なる理由は不詳。換算は、[28]、[30]、[31] の 50、1000、2000 *sükes čau* と対応する漢文面 [20]、[22] の楮幣二千五百緡・五万緡・十万緡との関係からも 1 *süke čau* = 一錠鈔 = 五十緡 = 五十両である。この換算に関連し、五十両の銀錠は五代から使用されていたことが知られる [Cleaves 1950a, p. 118, n. 123; Cleaves 1951, p. 97, n. 12; 加藤 1925, pp. 319-322; 前田 1973, p. 23; 市丸 2002]。なお、先行研究ではこの *tabin* は *tabun* と読まれてきたが [Cleaves 1951 p. 55; Ligeti 1972 p. 56]、拓本及び漢文面(楮幣二千五百緡)との対応から *tabin* とすべきである。ただし、前田直典はまさに本碑漢文面の「楮幣二千五百緡」がモンゴル文面の *tabin sükes čau* に相当することを指摘しており [前田 1973, p. 23]、*tabin sükes čau* は [28] にも出現することから確定的ではないものの、*tabin* と正確に読解していた可能性が高い。(毛利)

#### [26] *ayaγ-a* 「碗」

漢文面 [20] の「杯」に対応。蒙漢対訳語彙集では「碗」(『至元訳語』器門)・「碗」(『華夷訳語』(甲種本)器用門[HYYY 1: 11a4])とされる。後述のとおり *saba* と熟して用いられることが多い。(毛利)

#### [26] *Qong-king terigün on* 「皇慶元年」

皇慶元年は西暦では1312年に相当。皇慶 *Qong-king* のパスパ字音は *xong-khing* [Coblin 2007, pp. 111, 120]。(毛利)

[26] *dai-čang-gungjü Senggeragi aγ-a* 「大長公主センゲラギ妃」

センゲラギ妃 *Senggeragi aγ-a* は [2] [11] に *Sengge aγ-a* として既出。漢文面 [20] では「魯國大長公主」に対応。[11] では *Luu-gui-qong-guu-qui-wun-yi-vuu-čin-šiu dai-čang-gungjü* (魯國皇姑徽文懿福貞壽大長公主) と、より正式な称号で記される。ここでは *dai-čang-gungjü* の直前を空格となし敬意表現がとられている。(毛利)

[26] *Sining* 「濟寧」

濟寧路は山東の南部に位置し、済州・兗州・単州の三州と属県一六県から成る。この地は、金国滅亡後の1236年、旧金国領華北のモンゴル王公以下への分封地分割を確定したいわゆる「丙申分撥」にさいして、コンギラト駙馬家(当時の当主はアルチン・ノヤン)に位下領として分賜された。当初は金代以来の州・県であったが、至元六年(1269年)に済州を濟寧府へ昇格、さらに至元一六年(1279年)には濟寧路へと昇格し、コンギラト家の家臣が路総管府ダルガチ以下の諸官に任じられた。濟寧路のコンギラト家位下領としての沿革については、『元史』卷九五、食貨志三、歳賜、魯国公主位の条、『元史』卷一一八、特薛禅伝、道光『鉅野県志』卷二〇、金石、胡祇遜「濟寧路総管府記碑」(至元二四年立石)などを参照。コンギラトにとって、前出の応昌路・全寧路一帯のモンゴル高原東南部が北の本貫地としての分封地であるのにたいし、山東濟寧路一帯は華北の分封地ということになる。ここでは、時のカアン(仁宗)アユルバルワダの姉のセンゲ・アガが、みずからの裁量でジグンテイに分地を賜っているわけだが、モンゴルの位下領主が土地の分配を自由に行っていた実態を示す貴重な実例である。なお、濟寧路管内には曲阜を含んでおり、モンゴル時代の孔子廟の復興、儒教の振興にコンギラト家がおおいにかかわっていたことも注目される。(古松)

濟寧 *Sining* のパスパ字音は *dzi-ning* [Coblin 2007, pp. 112, 122]。(毛利)

[26] [*Yeu*]-*qoo-bu-a* [?] 「堯河?」

漢文面 [20] との対応からは「堯河分地」に相当するはずだが、判読不能。(毛利)

[26] *γařad* 「地」

*γařar* (土地) の複数形。(毛利)

[26] **king** 「頃」

「頃」は面積の単位で百畝に相当。一畝は一步平方×240、一步は五尺、元代の一尺は31.6cm [白石 2002, pp. 156-157]。よって、一頃は6ha程度に相当。

「頃」のバスバ字音は *kyung* (~*kyung*) [Coblin 2007, p. 115]。(毛利)

[27] **nijigeged** 「それぞれ」

漢文面 [20] の「各一」との対応から、[8] *nijiged* と同じく「それぞれ」の意である。*nijigeged* は *nijiged* に使役の *ge* が付加された形と理解されるが、ここでは実際には使役の意味は存在しない [Cleaves 1951, p. 98, n. 135]。(毛利)

[27] **qaš ayaγ-a sabas** 「玉の器」

漢文面 [20] の「玉器」に対応。*qaš* 及び *ayaγ-a* は [25]、[26] に既出。*sabas* は *saba* の複数形。*saba* は『華夷訳語』(甲種本)器用門において「器皿」とされる [HYYY 1 : 10b7]。ここでは *ayaγ-a sabas* で複合語を構成している。クリーヴスはこの点を指摘しつつも *jade bowls and vases* と訳すが、*ayaγ-a saba* の組み合わせは『元朝秘史』では §187 [SH 07 : 02 : 08, §187] 等に頻見し、二語に対し「器皿」の傍訳が付されることから、漢文面にも従い「玉(の)器」とするのが妥当だろう。なお、*saba* には朝鮮語 *sabal* (鉢) との関連を推定する考えもある [Poppe 1950, p. 579; Cleaves 1951, p. 98, n. 134]。(毛利)

[28] **Buyan-tu qaγan** 「ブヤントウ・カアン」

仁宗アユルバルワダを指し、擡頭される。漢文面 [20] の「上」に対応。(毛利)

[28] **kibutan** 「綵」

*kib* が語根であり、*kib+u+tan* から構成される。*u* は介音であり、語義どおりには「*kib* を持つ」の意。ここでは次の *törges* との二語で漢文面 [20] の「對衣材」に対応。*kib* の用例は『華夷訳語』(甲種本)衣服門に確認可能であるほか [HYYY 1 : 12a7]、『元朝秘史』に複数形の *kibu'ud-iyar* の形で確認され [SH 11 : 07 : 03, §248]、それぞれ漢文の「熟絹」に対応する。また、トブカブサライ所蔵の蒙漢合璧聖旨にも *kib* の用例があり、漢文の「綵絹」に対応する。なお、*kib* には朝鮮語からの借用語との説もある [Cleaves 1950b, pp. 445-6, n. 25; Cleaves 1951, p. 98, n. 137]。(毛利)

[28] **törges** 「絹」

*törge* の複数形。後舌音の *torγa* 等の形で辞書に登録されており、*torqan* の

形は『元朝秘史』に出現し、傍訳として「紵絲」があげられる [SH 04: 17: 03, §135]。torγu の形は古代ウイグル語に見え、『クタドゥグ・ビリグ』にも用例がある [Cleaves 1950b, pp. 443-4, n. 10; Cleaves 1951, pp. 98-99, n. 138]。

『至元訳語』衣服門では漢語「段子 (= 緞子)」に対してモンゴル語「秃魯哥」が当てられる。『至元訳語』では「哥」は前舌音を表すことから、「秃魯哥」は機械的には tuluge、実際には türge を表すものとなるが、古典期モンゴル語で ö に該当する音が『至元訳語』では ü で表される点もすでに指摘があり、『至元訳語』の例は本碑刻の törge と近似する例となる [長田 2000, pp. 20-23, 62]。その他、『華夷訳語』(乙種本)「韃靼館来文」にも複数の törge の用例が存在し、ここでも「段 (= 緞)」が訳語としてあげられる [山崎 1955, p. 139]。(毛利)

#### [29] yeke tai-qong-taiqiu 「太皇太后」

モンゴル語の yeke と漢語の「太皇太后」の音写 tai-qong-taiqiu を組み合わせたもので、擡頭される。[25] yeke taiqiu と同様の造語法。ここでは漢文面 [21] の「元聖太后」に対応し、ダルマバラの夫人ダギを指す。ダギはコンギラト出身で、武宗ハイシャン・仁宗アユルバルワダ・魯国大長公主センゲラギの母(『元史』卷一一六、后妃伝)。(毛利)

#### [29] tabun menggü süke 「五銀錠」

同一の表現は [25] にも出現するが、そこでは süke を複数形の sükes に作る。(毛利)

#### [29] qibutan 「綵の」

[28] kibutan と同一の語彙であるが、ここでは語頭が k ではなく q となる。古典期の正書法では避けられる qi という綴りやそれに伴う k と q の交代自体は、本碑を含め先古典期の文献において珍しい現象ではない [Cleaves 1949, pp. 95-96, n. 11]。(毛利)

#### [29] Či-čii terigün on 「至治元年」

至治元年は西暦では1321年。至治 Či-čii のパスバ字音は ji-ci(ji) [Coblin 2007, p. 121]。(毛利)

#### [30] Gegegen qaγan 「ゲゲエン・カアン」

漢文面 [21] の「英宗」と対応し、擡頭される。仁宗の嫡子で1320~1323年の約3年帝位に就く。(渡部)

## [30] Ten-li terigün on 「天曆元年」

天曆元年は西暦1328年に相当する。対応する漢文面 [22] では「天曆初」と書かれ元年とは明示されない。(石野)

## [31] Ĵayaγatu qaγan 「ジャヤガトウ・カアン」

漢文面 [22] の「文宗」と対応し、擡頭される。武宗の次子であり明宗の弟で1329年～1332年の約4年帝位に就く。[12] に既出。(渡部)

## [31] Čeu Qošang 「チェウホシャン」

サルゲスゲブの息子の名前。漢文面ではこれに対応する表現はない。クリーヴスは Qošang が僧侶を意味する漢語の「和尚」に由来し、Čeu は唐代の高僧の「慧超」などから「超」の音写ではないかと推測する [Cleaves 1951, p. 99, n. 148]。しかし、漢文面に対応する部分がないため具体的な漢字は確定できない。クリーヴスはこの名前からジグンテイの孫が僧侶であった可能性を述べるが、おそらくはそうではない。モンゴル文面 [21] を見てもわかるようにサルゲスゲブは幼くして父を失っている。この碑刻が立てられたのはジグンテイの死から15年後のことであるから、サルゲスゲブは少壮の頃であろう。立碑の時点では息子はまだ幼かったに違いない。本碑が立てられた段階でこの息子が出家して「和尚」と呼ばれている可能性は極めて低い。なお、ホシャンという名前は、モンゴル時代の非漢人の名前として良く見られるものである。

孫の名前がなぜモンゴル文面にだけ現れるのかは興味深い。あるいは、サルゲスゲブに続いてその息子も同様にモンゴルのために活躍することへの期待の表れであろうか。(石野)

## [31] bi Ge qioši onobasu 「我れ掲僊斯が思うに」

この部分から、[35] 末尾までが漢文面の銘文と対応する。漢文面では銘文の始まる [24] の冒頭で改行されているが、モンゴル文面では特に改行はされておらず、「撰者が思う」という言葉を加えることで銘文の始まりを示している。なお、「張応瑞碑」モンゴル文面では49行目途中からが銘文にあたるがやはり改行はされない。しかし、「ヒンドゥー碑」モンゴル文面では49行目冒頭からが銘文にあたるが、ここでは改行して区別を示している。

また、「ヒンドゥー碑」には頭韻と脚韻が用いられ、「張応瑞碑」には頭韻と脚韻ともに見られないが単語数が整えられている部分がある。本碑刻にはそのような特徴は見られない。(石野)

## [31] [tngri γ]aǰar-un aγur 「天地の氣」

ここから銘文が始まるが、漢文面[24]同様その旨は明言されない。[tngri γ]は拓本では判読できず、漢文面の「天地」から補ったもの[Cleaves 1951, p. 99, n. 150]。なお、漢文面には aγur (氣) に対応する表現は存在しない。(毛利)

## [31-32] tümen jüil ed-i öber-e öber-e nigen üile-tür joqistay-a törögülün ajuγu. 「万類の物をそれぞれ一つのことにふさわしく生み出すのであった」

漢文面 [24] の「萬物至衆、生之不齊、各致其用。」に対応する。ただし、「至衆」「不齊」は訳出されない。tümen jüil ed-i törögül- は「勅賜興元閣碑」モンゴル文面 [15] にも「發生萬物」の対訳として出現する。[Cleaves 1951, p. 99, n. 151; Cleaves 1952, p. 102, n. 123] (毛利)

## [32] adalidqabasu 「例えれば」

漢文面 [24] では明言されない。ただし、漢文面でも対応箇所は例示である。(毛利)

## [32] üčügen mod 「小さな木」

漢文面 [24] の「椅桐」に対応。漢文面の「椅桐」も「小さな木」の意で使用されている。コヴァレフスキーは mot (=mod) を modon の複数形とするが、クリーヴスは『元朝秘史』§223における moči 抹赤(木匠)の語の存在もあり[SH 09: 30: 02, §223]、在証されない mo(n)の複数形とみなす。[Cleaves 1951, p. 99, n. 152]。(毛利)

## [32] quγur 「弦楽器」

漢文面 [24] の「琴瑟」に対応。quγur はトルコ語の qobuz~qubuz に相当。「胡不兒」(=qubur)として『至元訳語』では「三絃子」とされる。なお、『元史』卷七一礼楽志「宴樂之器」条には「火不思」が「琵琶のごとし」として掲載されるが、これは四絃とされる。[Pelliot 1926; Cleaves 1951, p. 99, n. 153]。(毛利)

## [32] yeke mod 「大きな木」

漢文面 [24] の「松柏」に対応 [Cleaves 1951, p. 99, n. 154]。漢文面の「松柏」も「大きな木」の意で使用されている。(毛利)

## [32] niruγun tulγ-a 「脊柱を」

niruγun は『元朝秘史』の傍訳に「脊」とある [SH 12: 24: 01, §272]。tulγ-a は tulu として『元朝秘史』に「柱脚」とある [SH 10: 37: 01, §245]。(渡

部)

[32] *ḡayaḡaḡsan me[t]ü* 「運命づけられたように」

[t]は拓本からは判読できないが、文脈から問題なかろう。「運命づけられたように」とは漢文面 [24] では明言されないが、漢文面でも「相応しい関係」であることが念頭にある。(毛利)

[32] *sečed* 「賢者」

漢文面 [24] の「君子」に対応。「君子」はモンゴル語訳『孝経』においては、*siliḡun sayid* あるいは *siliḡu sayid* と訳される。[Cleaves 1951, p. 101, n. 156]。(毛利)

[32] *arügedkü* 「心配され」

漢文面 [24] の「惰」に対応。*arügedkü* は *erü-gde-kü* と分析可能であり、*erü-* は「ヒンドゥー碑」[53] に *erütele* の形で出現する。また『元朝秘史』には *herü-* (赫魯 [舌]、傍訳「愁」として出現する [SH 02 : 35 : 08, §93 など]。[Cleaves 1949 p. 133, n. 266 ; Cleaves 1951, p. 100, n. 155]。(毛利)

[33] *ḡadaḡalaḡdaqu* 「戒められる」

漢文面 [24] の「戒」に対応。*ḡadaḡalaḡdaqu* は *qadaḡalaḡdaqu* (監督する)とも読めるが、クリーヴスは漢文面の「戒」との対応もあり、モスタールトのアイデアである *ḡadaḡa* を語根とし「外に居続けられる」つまり「避けられる」の意をもつと想定される *ḡadaḡalaḡdaqu* ととる。[Cleaves 1951, p. 101, n. 157]。(毛利)

[33] *našiyai morid* 「怠惰な馬たち」

漢文面 [24] の「駑駘」に対応。後世には *našiyai* の形は残らないが、コヴァレフスキーには *našayai* として掲載される。また、イブン・ムハンナーの語彙に *našiya*、ライデン語彙に *našqai* が見える。[Cleaves 1951, p. 101, n. 160]。(毛利)

[33] *qamtu yabuḡsan* 「ともに行った」

漢文面 [24] の「下随」に相当するが、漢文面の表現のほうがよりへり下ったものとなっている。(毛利)

[33] *narasun ėigöres[ün] yeke mod* 「松や柏の大木」

漢文面 [24] の「松柏」に対応。漢文面の「松柏」も「大木」の意で使用されており、モンゴル語面では「大木」が補訳されている。同様の表現は「張応

瑞碑」[55]に「柏松」の対訳として *narasun čigöresün mod-tu* と現われるが、これらの *čigöresün* の形は一般的とは言えず、コヴァレフスキーには *čügürsü*、『華夷訳語』(甲種本)花木門には「桧」が *čigörsün* (赤郭児孫) とされる [HYYY 1 : 03b8]。[Cleaves 1950a, p. 131, n. 323 ; Cleaves 1951, p. 102, n. 161] なお、漢語における「柏」「桧」は「柏桧」の語が存在するように、いずれもヒノキ科の常緑高木を指す。(毛利)

**[33] *üčügen ed* 「小さなもの」**

漢文面の [24]「桷榱」に対応。漢文面の「桷榱」も「小さなもの」の意で使用されている。(毛利)

**[33-34] *tüsigdegsen-dür-i* 「任じられたときには」**

与位格語尾 *-dur/-dür: -tur/-tür* に *-i* の付いた形。この形は「張応瑞碑」(1335)に *kürtegsen-dür-i* [50]、「ヒンドゥー碑」(1362)に *siltegen-dür-i* [52]、*kürtegsen-dür-i* [53] と、いくつか用例が証される [Cleaves 1951, p. 101] が、今この *-i* をどう解すべきか成案を得ないので、ここではひとまずクリーズに従い *-i* は *inu* が弱化したものと見ておく。ポッペのロシア語によるモンゴル文語文法 [*Grammatika Pis'menno-Mongol'skogo Jazyka*, Moskva-Leningrad, 1941, str. 81.] には、*-i* およびその与位格に付いた *-dur-i* の説明があるというが [Cleaves 1949, p. 131; Cleaves 1951, p. 101] 未見。しかしその後ポッペが英語で刊行した *Grammar of Written Mongolian*, 3rd printing, Wiesbaden 1974. にはその説明が見当たらない。(小野)

**[34] *aqui бүкүй sedkil-iyer күчү өгүгсөн ажуγу* 「ありとあらゆる心で力を与えたのであった」**

*aqui*, *büküi* とともに「ある、いる」を示す *a-*, *bü-* に現在・未来形動詞語尾 *-qu/-kü* の付いたもの。*küčü ögü-* 「力を与える」はペルシア語文献にも *küč dādan* の並行する表現が見られるが、既に突厥 *Köl Tägin* 碑に *täηri küč bär-tük üčün* 「天が力を与えたがゆえに」と見えるので文献的にはテュルク語の用例がもっとも古い。「全身全霊で仕えたのであった」と訳してよからう。(小野)

**[34] *amidui-dur-iyän* 「自分の生きているときに」**

*ami* 「生命」に *-du* が付いた *amidu* 「生きている、生命のある」が辞書に見える普通の形であるが、『元朝秘史』には「阿未都」*amidu* (傍訳「活的」[SH 02 : 11 : 07, §78]、*「命有的」* [SH 06 : 40 : 05, §181])のほかに、ここと同形の「阿未堆」

amidui (傍訳「活」§190) も見られる。(小野)

[35] esi boluγad 「源となって」

boluγad の主語は bii tas 「碑石」であるから「碑石が…となって」という意味になるが、クリーヴス、リゲティともに…にあたる語を esi 「源、根元、根幹、根拠」と見ており、ここでもひとまずはそれに従った。しかし拓本写真を見るとこの箇所は大変読み難いながら少なくとも esi とは認め難いようである。漢文面でこれに対応する語は「徴」一字であり、「しるしとなってあらわれる、きざす」というほどの意味であろうが、それにあたるようなモンゴル語を見出せていないので、不明としておくべきかも知れない。(小野)

[36] ge-yi-daivu daidu-luu-duu-sunggon-vuu-yin sunggon gem tai-qing-vuu-yin Čeuǰü 「嘉議大夫大都路総管府の総管兼大興府尹チェウジュ？」

従来属格語尾と見られていた上記2つの yin のうち、後者の yin が漢語「尹」の音写でありクリーヴスの訳は訂正さるべきことが、講読会席上で古松崇志によって指摘された。また2つの sunggon の後者はクリーヴス、リゲティともに sangon と読んでおり [Cleaves 1951: 56, 72; Ligeti 1972: 57]、クリーヴスはこれを「散官」と解したが、中国の官制から見て「大都路総管府の散官兼大興府尹」との表現はありえず、ここは「総管府の総管」と解すべきであるから sangon 「散官」は sunggon 「総管」と読むべきであることも古松により提唱された。これにより従来の読みと解釈は訂正を要することになる。なお名前と想定される部分 Čeuǰü の漢字復元は未決。(小野)

[36] Qitad-un ayalγus-ača mongγol-un ayalγus-tur nayiraγulγan orčiγuluγad manglai-yin bičig [sel]te bičijü tegüskebe 「キタド(中国)のことばからモンゴルのことばに調和させ翻訳して額の文字とともに書き終えた」

「キタドのことば」「モンゴルのことば」において「ことば」と訳した ayalγu は、レッスングの辞書に〈melody, tune; tone, intonation, lilt; pronunciation; accent; exclamation, interjection〉、モスタールトのオールドス語辞典には〈air d'une chanson, rythme, modulation〉とあるように厳密に言えば「ことば」という意味はなく、「メロディー、音調、旋律、節、抑揚」すなわち音ないし発声における高低強弱の連続を謂い、つまりは声に出したものを指し示している。単なる「ことば」であれば üge の語を用いれば足りるはずである。とすれば、

この碑を刻むに際して中国語、モンゴル語いずれもまずは口頭で朗読されたのであろうか。漢文面とモンゴル文面両者の対応に注意する限り、モンゴル語表現の独自性が随所に見られ、少なくとも先に書かれた漢語文を見てそれを逐一モンゴル語に訳していったのではないように思える。動詞 *nayirayul*-「調和させる、合わせる」で漢語からモンゴル語を作る際に逐語訳をしたのではなく、「意味内容を合わせた」を示しているのだと解したい。次の動詞 *orčiyul*-は「回す」が原義であるが、「翻訳する」と訳して問題はない。ここと同様の表現は「ヒンドゥー碑」(1362)にもあり、そこでは *ayalyu* の語は4例とも *bii tas-un ayalyus-i joqiya-* という言い回しで出てくる。この「碑石の」と限定の付いた *ayalyu(s)* はどう理解したらよいのであろうか。普通には碑石に刻まれた文を指すものと考えられる。また [9]、[10]、[47] の用例では *ayalyus* に対応する漢語は確かに〈銘〉となっている。だが、[10] では *ayalyus-i joqiya-* が〈述銘〉にあたることを考慮すれば、*ayalyu(s)* を「最後には碑石に銘として刻まれることになる文章の朗読」と捉え、著作行為の背後に口頭での朗読を想定しても、あながち牽強付会とばかり言えぬのではないか。(小野)

[37] *Či-ön dötüger on vuu bars jil tabun sara-yin qorin nigen-dür bayiyulbai* 「至元四年戊トラ年五月の二十一(日)に立てた」

年月日の書き方について。漢文面は [26] 〈時歲次戊寅至元四年五月吉日建〉。比較のため本碑と同様の漢蒙合璧碑の「張応瑞碑」(1335)、「ヒンドゥー碑」(1362)の年月日表記を引く。

「張応瑞碑」

[57] 〈*Ön-tung yurban on qabur-un terigün sar-a-da*〉

[39] 〈時元統三年歲次乙亥孟春吉日建〉 [9] 〈元統三年春正月〉

「ヒンドゥー碑」

[54] 〈*Či-čing qorin qoyadyar on bars jil arban sara-yin arban qoyar-a bayiyulbai::*〉

[32] 〈至正二十二年歲次壬寅十月吉日立石〉

本碑ではモンゴル語では日付が「21」と明記されるのに対し、漢文では「吉日」とするのみ。「張応瑞碑」、「ヒンドゥー碑」ともに漢文面は「吉日」とされているので漢文碑立石に際してそのまま踏襲された習慣であろう。(ただし「張応瑞碑」はモンゴル語面も日付を欠く。)しかしこれら諸碑には、漢文が先に書かれそれにもと

づきモンゴル文が作られた、という共通の前提が認められる。このことは例えば本碑[36]に、qitad-un ayaγus-ača mongγol-un ayaγus-tur nayiraγulγan orčiγuluyad manglai-yin bičig [sel]te bičijü tegüskebe 「キタド（中国）のことばからモンゴルのことばに調和させ翻訳して額の文字とともに書き終えた」と記されることから明らかである。それからすれば、漢文が「吉日」と記したところをモンゴル文では具体的な日付が書き込まれている事実は注目すべきであろう。年月日に限らず漢文面とモンゴル語面との対応と非対応について総合的な検討を行なえば、モンゴル文が漢文の単純訳とは決して言えないことが判明し、両者間の関係の真相に迫れるものと思われる。

年次については、モンゴル語で Či-ön（至元）、Ön-tung（元統）、Či-čing（至正）と、これらの碑ではいずれも中国式年号を音写して取り入れており、その点、クビライ時代のモンゴル語発令分では年次表記がモンゴル語動物の十二支のみで記されているのと相違する。また「張応瑞碑」は動物十二支を欠くが、「壬寅」を〈bars jil〉と十二支のみ記す「ヒンドゥー碑」に対し、本碑は「戊寅」の十干「戊」を音写した〈vuu〉も添えて「十干（漢字音）プラス十二支（動物名）」という構成であり、クリーヴスも “very interesting” というように [Cleaves 1951, p. 104]、珍しい年次表記となっている。譬えて云えばわが国における「戊寅」「つちのえとら」を「ぼとら」と言うようなものか。のちにはモンゴル語でも十干が、木・火・土・金・水（modun, γal, sirui, temür, usun）、ないし男女ペアの青・赤・黄・白・黒（köke/kökegčün, ulayan/ulaγaγčün, sira/siraγčün, čayan/čaγaγčün, qara/qaraγčün）で表わされるようになるが、一方で十干の漢字音を音写した ga, yi, bing, ding, u, gi, gīng, sin, sim, güi も用いられるようになり、ここの例はその魁といえる。（小野）

## 3. 漢文面原文・訓読・口語訳・語註

[原文] \*\*二字擡頭、\*一字擡頭、囲み文字は拓影では不明で補ったもの

[H] 大元勅賜故「諸色人匠府」達魯華赤竹」公神道碑銘

[01] \*\*大元勅賜故中順大夫諸色人匠都總管府達魯花赤竹君之碑

[02] 翰林待制奉議大夫兼國史院編脩官臣揭傒斯奉勅撰

[03] 奎章閣大學士資善大夫知經筵事臣巖巖奉勅書

[04] 奎章閣侍書學士中奉大夫同知經筵臣尚師簡奉勅篆額

[05] \*國族有諱竹温台者、爲

[06] \*魯國大長公主媵臣、事 魯王弭不刺、甚愛幸、遂冒

[07] \*魯王族雍吉刺氏。家全寧、今爲全寧人。父曰野旆、有德行、舉其部以父事之。公善牧養、畜馬牛羊累鉅萬、既擇其地、必謹其人、其順之若隨、其視之若遺、而不亂其指麾、以畜以率、而

[08] 己若不知、而賞罰是宜。常曰使吾得其民治之、亦猶是也。及事 魯王、魯王以其才可大用、一府中亦交稱其賢、數欲獻之

[09] \*上、復念府中去是人、緩急無可使者、遂奏爲管領隨路打捕鷹房諸色人匠等戶錢糧都總管府副達魯花赤、與階朝列大夫、尋進中順大夫、以爲達魯花赤。居府中十餘年、貨無悖

[10] 入、亦無濫出、歲節財用五十餘萬緡、公室以富、民生以遂。猶恨不能盡其才、至治三年三月十日、年四十二、卒于京師之仁壽里。府中如失其弟兄、境內之民如失其父母。後

[11] 日葬城西南五里歡喜嶺之麓。

[12] \*\*今太皇太后、魯國大長公主之女也。其歸

[13] \*\*文宗、文宗問竹温台有後否。曰、有。有子、曰撒而吉思鑑。今若干年矣。遂求以充媵臣、以其父賢必有賢子也。及即位、置宮相都總管府、以爲副總管、入宿衛。

[14] \*\*今皇帝尤愛之。詔樹碑其父之墓、以旌其賢以勸于後、而以文命臣傒斯。臣竊惟我

[15] \*朝以仁愛立心、以廣大制國、故能臣妾天下、號令八方。凡在國人、出一言、施一政、不待問學、亦動與古聖賢合、天運之所在如此。若公平生、尚義而好施。飢而待其食、寒而待其衣、長

- [16] 而待其昏嫁、没而待其喪葬者、誠不知其幾。以公之志復假之年、使得守封疆、立廊廟、當何如也、而竟止此。然夫人阿荅而氏、以盛年而失其所天、能玉雪自守、以保其節。子撒而
- [17] 吉思鑑、以弱齡而失其所怙、能奮勵自克、以善其繼。致使
- [18] \*\*天子賢其父以及其子、因其子以追其父、廣褒賢之典、賜述德之碑、與元勳世臣等、不亦盛哉。最公平生所被錫賚、大德三年、
- [19] \*\*裕聖太后賜白金爲兩二百有五十・瓊玉束帶一。至大元年、
- [20] \*\*武宗賜大珠首飾一副・白金五十兩・楮幣二千五百緡・玉杯一。皇慶元年、魯國大長公主割賜濟寧堯河分地五十頃及金玉器各一、上及后賜楮幣二千五百緡・對衣材<sup>卅</sup>、
- [21] \*\*元聖太后賜黃金五十兩・白金二百五十兩・對衣材二十。至治初、
- [22] \*\*英宗賜楮幣五萬緡・對衣材十。天曆初、上及后賜楮幣十萬緡。子男一人、撒而吉思鑑。受知
- [23] \*\*文宗、特授奉宸庫提點、歷尚功署令、進直省舍人、進宮相副總管、累階奉訓大夫。
- [24] 天地至大、萬物至衆。生之不齊、各致其用。馬不使耕、牛不使乘。椅桐琴瑟、松柏棟楹。用大而小、君子之惰。用小而大、君子之戒。公如騏驎、下隨駑駘。公如松柏、施之桷榱。以屈知<sup>己</sup>、
- [25] 以就任使。而誰爲之、豈曰
- [26] \*\*天子。生不盡用、沒有餘榮。子孝孫賢、茲石永徵。
- [27] 時歲次戊寅至元四年五月吉日建。

## 〔訓読〕

（篆額）大元勅賜故諸色人匠府達魯華赤竹公神道碑銘

大元勅賜故中順大夫諸色人匠都總管府達魯花赤竹君之碑。

翰林待制奉議大夫兼國史院編脩官臣揭傒斯勅を奉じて撰す。奎章閣大學士資善大夫知經筵事臣饒魯勅を奉じて書す。奎章閣侍書學士中奉大夫同知經筵事臣尚師簡勅を奉じて篆額す。

國族に諱<sup>いみな</sup>竹温台なる者あり、魯國大長公主の媵臣たりて、魯王弼不刺に事え、甚だ愛幸せられ、遂に魯王族雍吉刺氏を冒す。全寧に家し、今ま全寧の人と爲る。父は野斡と曰い、德行有りて、其部を舉げて父を以て之れに事う。公

は牧養を善くし、馬牛羊を畜<sup>やしな</sup>うこと鉅萬<sup>かさ</sup>を累ね、既に其の地を擇び、必ず其の人を謹<sup>した</sup>し、其の之に順<sup>したが</sup>うこと隨<sup>ま</sup>うが若く、其の之を視<sup>す</sup>ること遺<sup>す</sup>つるが若く、而して其の指磨<sup>やしな</sup>を亂<sup>ま</sup>さず、以て畜<sup>やしな</sup>い以て孳<sup>ま</sup>し、而して己は知らざるが若けれども、而れども賞罰<sup>よろ</sup>是れ宜<sup>ま</sup>し。常に曰く「吾をして其の民を得て之を治めしむれば、亦た猶お是くのごときなり」と。魯王に事<sup>つか</sup>うるに及びては、魯王は其の才の大いに用<sup>つか</sup>う可く、一府中も亦た<sup>こもこ</sup>交<sup>た</sup>も其の賢<sup>た</sup>を稱<sup>た</sup>うるを以て、數<sup>しばし</sup>ば之れを上<sup>ま</sup>に獻<sup>ま</sup>げんと欲<sup>ま</sup>するも、復<sup>ま</sup>た府中より是の人を去<sup>ま</sup>らば、緩急<sup>ま</sup>に使<sup>ま</sup>す可<sup>ま</sup>き者無<sup>ま</sup>きを念<sup>ま</sup>じ、遂<sup>ま</sup>に奏<sup>ま</sup>して管領<sup>ま</sup>隨<sup>ま</sup>路<sup>ま</sup>打<sup>ま</sup>捕<sup>ま</sup>鷹<sup>ま</sup>房<sup>ま</sup>諸<sup>ま</sup>色<sup>ま</sup>人<sup>ま</sup>匠<sup>ま</sup>等<sup>ま</sup>戸<sup>ま</sup>錢<sup>ま</sup>糧<sup>ま</sup>都<sup>ま</sup>總<sup>ま</sup>管<sup>ま</sup>府<sup>ま</sup>副<sup>ま</sup>達<sup>ま</sup>魯<sup>ま</sup>花<sup>ま</sup>赤<sup>ま</sup>と爲<sup>ま</sup>し、階<sup>ま</sup>を朝<sup>ま</sup>列<sup>ま</sup>大<sup>ま</sup>夫<sup>ま</sup>に與<sup>ま</sup>えられ、尋<sup>ま</sup>いで中<sup>ま</sup>順<sup>ま</sup>大<sup>ま</sup>夫<sup>ま</sup>に進<sup>ま</sup>み、以て達<sup>ま</sup>魯<sup>ま</sup>花<sup>ま</sup>赤<sup>ま</sup>と爲<sup>ま</sup>す。府中<sup>ま</sup>に居<sup>ま</sup>ること十<sup>ま</sup>餘<sup>ま</sup>年<sup>ま</sup>、貨<sup>ま</sup>は悖<sup>ま</sup>りて入<sup>ま</sup>る無<sup>ま</sup>く、亦た濫<sup>ま</sup>りに出<sup>ま</sup>づる無<sup>ま</sup>く、歳<sup>ま</sup>ごとに財<sup>ま</sup>用<sup>ま</sup>五十<sup>ま</sup>餘<sup>ま</sup>萬<sup>ま</sup>緡<sup>ま</sup>を節<sup>ま</sup>すれば、公<sup>ま</sup>室<sup>ま</sup>は以て富<sup>ま</sup>み、民<sup>ま</sup>生<sup>ま</sup>は以て遂<sup>ま</sup>ぐ。猶<sup>ま</sup>お其の才<sup>ま</sup>を盡<sup>ま</sup>くすこと能<sup>ま</sup>わざるを恨<sup>ま</sup>み、至<sup>ま</sup>治<sup>ま</sup>三年<sup>ま</sup>三<sup>ま</sup>月<sup>ま</sup>十<sup>ま</sup>日<sup>ま</sup>、年<sup>ま</sup>四<sup>ま</sup>十<sup>ま</sup>二<sup>ま</sup>、京<sup>ま</sup>師<sup>ま</sup>の仁<sup>ま</sup>壽<sup>ま</sup>里<sup>ま</sup>に卒<sup>ま</sup>す。府中<sup>ま</sup>は其の弟<sup>ま</sup>兄<sup>ま</sup>を失<sup>ま</sup>うが如<sup>ま</sup>くして、境<sup>ま</sup>内<sup>ま</sup>の民<sup>ま</sup>は其の父<sup>ま</sup>母<sup>ま</sup>を失<sup>ま</sup>うが如<sup>ま</sup>し。後<sup>ま</sup>日<sup>ま</sup>、城<sup>ま</sup>の西<sup>ま</sup>南<sup>ま</sup>五<sup>ま</sup>里<sup>ま</sup>の歡<sup>ま</sup>喜<sup>ま</sup>嶺<sup>ま</sup>の麓<sup>ま</sup>に葬<sup>ま</sup>る。今<sup>ま</sup>の太<sup>ま</sup>皇<sup>ま</sup>太<sup>ま</sup>后<sup>ま</sup>は魯<sup>ま</sup>國<sup>ま</sup>大<sup>ま</sup>長<sup>ま</sup>公<sup>ま</sup>主<sup>ま</sup>の女<sup>ま</sup>なり。其<sup>ま</sup>の文<sup>ま</sup>宗<sup>ま</sup>に歸<sup>ま</sup>するや、文<sup>ま</sup>宗<sup>ま</sup>問<sup>ま</sup>うらく、「竹<sup>ま</sup>温<sup>ま</sup>台<sup>ま</sup>に後<sup>ま</sup>有<sup>ま</sup>るや否<sup>ま</sup>や」と。曰<sup>ま</sup>く「有<sup>ま</sup>り。子<sup>ま</sup>有<sup>ま</sup>り、撒<sup>ま</sup>而<sup>ま</sup>吉<sup>ま</sup>思<sup>ま</sup>鑑<sup>ま</sup>と曰<sup>ま</sup>い、今<sup>ま</sup>若<sup>ま</sup>干<sup>ま</sup>年<sup>ま</sup>なり」と。遂<sup>ま</sup>に求<sup>ま</sup>めて以て媵<sup>ま</sup>臣<sup>ま</sup>に充<sup>ま</sup>つるに、其<sup>ま</sup>父<sup>ま</sup>の賢<sup>ま</sup>なれば必<sup>ま</sup>ず賢<sup>ま</sup>子<sup>ま</sup>有<sup>ま</sup>るを以てなり。即<sup>ま</sup>位<sup>ま</sup>するに及<sup>ま</sup>び、宮<sup>ま</sup>相<sup>ま</sup>都<sup>ま</sup>總<sup>ま</sup>管<sup>ま</sup>府<sup>ま</sup>を置<sup>ま</sup>き、以て副<sup>ま</sup>總<sup>ま</sup>管<sup>ま</sup>と爲<sup>ま</sup>し、宿<sup>ま</sup>衛<sup>ま</sup>に入<sup>ま</sup>る。今<sup>ま</sup>皇<sup>ま</sup>帝<sup>ま</sup>は尤<sup>ま</sup>も之<sup>ま</sup>れを愛<sup>ま</sup>す。詔<sup>ま</sup>して碑<sup>ま</sup>を其<sup>ま</sup>父<sup>ま</sup>の墓<sup>ま</sup>に樹<sup>ま</sup>て、以て其<sup>ま</sup>賢<sup>ま</sup>を旌<sup>ま</sup>し以て後<sup>ま</sup>を勸<sup>ま</sup>め、而して文<sup>ま</sup>を以て臣<sup>ま</sup>僕<sup>ま</sup>斯<sup>ま</sup>に命<sup>ま</sup>ず。臣<sup>ま</sup>竊<sup>ま</sup>かに惟<sup>ま</sup>えらく、我<sup>ま</sup>が朝<sup>ま</sup>は仁<sup>ま</sup>愛<sup>ま</sup>を以て心<sup>ま</sup>を立て、廣<sup>ま</sup>大<sup>ま</sup>を以て國<sup>ま</sup>を制<sup>ま</sup>すれば、故<sup>ま</sup>に能<sup>ま</sup>く天<sup>ま</sup>下<sup>ま</sup>を臣<sup>ま</sup>妾<sup>ま</sup>し、八<sup>ま</sup>方<sup>ま</sup>に號<sup>ま</sup>令<sup>ま</sup>す。凡<sup>ま</sup>そ國<sup>ま</sup>人<sup>ま</sup>に在<sup>ま</sup>りては、一<sup>ま</sup>言<sup>ま</sup>を出<sup>ま</sup>だし、一<sup>ま</sup>政<sup>ま</sup>を施<sup>ま</sup>すに、學<sup>ま</sup>を問<sup>ま</sup>うを待<sup>ま</sup>たずして、亦<sup>ま</sup>た動<sup>ま</sup>もすれば古<sup>ま</sup>えの聖<sup>ま</sup>賢<sup>ま</sup>と合<sup>ま</sup>するに、天<sup>ま</sup>運<sup>ま</sup>の在<sup>ま</sup>る所<sup>ま</sup>は此<sup>ま</sup>の如<sup>ま</sup>し。公<sup>ま</sup>の平<sup>ま</sup>生<sup>ま</sup>の若<sup>ま</sup>きは、義<sup>ま</sup>を尚<sup>ま</sup>び施<sup>ま</sup>を好<sup>ま</sup>む。飢<sup>ま</sup>えれば其<sup>ま</sup>の食<sup>ま</sup>を待<sup>ま</sup>し、寒<sup>ま</sup>ければ其<sup>ま</sup>の衣<sup>ま</sup>を待<sup>ま</sup>し、長<sup>ま</sup>ずれば其<sup>ま</sup>の昏<sup>ま</sup>嫁<sup>ま</sup>を待<sup>ま</sup>し、没<sup>ま</sup>すれば其<sup>ま</sup>の喪<sup>ま</sup>葬<sup>ま</sup>を待<sup>ま</sup>するは、誠<sup>ま</sup>に其<sup>ま</sup>の幾<sup>ま</sup>くを知らず。公<sup>ま</sup>の志<sup>ま</sup>を以て復<sup>ま</sup>た之<sup>ま</sup>に年<sup>ま</sup>を假<sup>ま</sup>し、封<sup>ま</sup>疆<sup>ま</sup>を守<sup>ま</sup>り、廊<sup>ま</sup>廟<sup>ま</sup>に立<sup>ま</sup>つるを得<sup>ま</sup>さしむれば、當<sup>ま</sup>に何<sup>ま</sup>如<sup>ま</sup>すべけんや、而<sup>ま</sup>れども竟<sup>ま</sup>に此<sup>ま</sup>れに止<sup>ま</sup>む。然<sup>ま</sup>るに夫<sup>ま</sup>人<sup>ま</sup>阿<sup>ま</sup>荅<sup>ま</sup>而<sup>ま</sup>氏<sup>ま</sup>は盛<sup>ま</sup>年<sup>ま</sup>を以て其<sup>ま</sup>の天<sup>ま</sup>とする所<sup>ま</sup>を失<sup>ま</sup>うも、能<sup>ま</sup>く玉<sup>ま</sup>雪<sup>ま</sup>に自<sup>ま</sup>守<sup>ま</sup>し、以て其<sup>ま</sup>の節<sup>ま</sup>を保<sup>ま</sup>つ。子<sup>ま</sup>の撒<sup>ま</sup>而<sup>ま</sup>吉<sup>ま</sup>思<sup>ま</sup>鑑<sup>ま</sup>は弱<sup>ま</sup>齡<sup>ま</sup>を以て其<sup>ま</sup>の怙<sup>ま</sup>む所<sup>ま</sup>を失<sup>ま</sup>うも、能<sup>ま</sup>く奮<sup>ま</sup>勵<sup>ま</sup>して自<sup>ま</sup>克<sup>ま</sup>し、以て其<sup>ま</sup>の繼<sup>ま</sup>を善<sup>ま</sup>くす。天<sup>ま</sup>子<sup>ま</sup>をして其<sup>ま</sup>の父<sup>ま</sup>を賢<sup>ま</sup>とし以て其<sup>ま</sup>の子<sup>ま</sup>に及<sup>ま</sup>び、其<sup>ま</sup>の子<sup>ま</sup>に因<sup>ま</sup>りて以て其<sup>ま</sup>の父<sup>ま</sup>を追<sup>ま</sup>し、褒<sup>ま</sup>賢<sup>ま</sup>の典<sup>ま</sup>を廣<sup>ま</sup>め、述<sup>ま</sup>德<sup>ま</sup>の碑<sup>ま</sup>を賜<sup>ま</sup>わり、元<sup>ま</sup>勲<sup>ま</sup>・世<sup>ま</sup>臣<sup>ま</sup>と等<sup>ま</sup>しからしむるを致<sup>ま</sup>すは、亦<sup>ま</sup>た盛<sup>ま</sup>んならずや。

公の平生被むる所の錫賚<sup>あつ</sup>を最むるに、大徳三年、裕聖太后は白金を賜いて兩を爲すこと二百有五十、瓊玉の束帶一。至大元年、武宗は大珠の首飾一副・白金五十兩・楮弊二千五百緡・玉杯一を賜う。皇慶元年、魯國大長公主は濟寧の堯河の分地五十頃及び金玉器各一を割賜し、上及び后は楮弊二千五百緡・對衣材廿を賜い、元聖太后は黄金五十兩・白金二百五十兩・對衣材二十を賜う。至治の初め、英宗は楮弊五萬緡・對衣材十を賜う。天曆の初め、上及び后は楮弊十萬緡を賜う。子男一人、撒而吉思鑑。知を文宗に受け、特に奉宸庫提點を授けられ、尚功署令を歴し、直省舎人に進み、宮相副總管に進み、階を奉訓大夫にかき累ぬ。

天地は至<sup>はなは</sup>だ大にして、萬物は至<sup>ひと</sup>だ衆なり。之を生ずること齊しからずして、各々其の用を致す。馬は耕さしめず、牛は乗らしめず。椅桐は琴瑟とし、松柏は棟楹とす。大を用って小とするは、君子の<sup>うれ</sup>悄いなり。小を用って大とするは、君子の戒めなり。公は騏驎のごとくして、駑駘に下隨す。公は松柏のごとくして、之れを桷椽に施す。以って知己に屈し、以って任使に就く。而して誰か之れを爲さん、豈に天子と曰わん。生きては用を盡くさざるも、没しては餘榮有り。子は孝にして孫は賢<sup>とこし</sup>にして、茲の石は永<sup>しるし</sup>えに徵とせん。

時に歲次戊寅至元四年五月吉日建つ。

### 〔口語訳〕

（碑額）大元が勅命によって下賜した故諸色人匠府達魯<sup>グル</sup>華<sup>ガチ</sup>赤竹公の神道碑銘。

大元が勅命によって下賜した故中順大夫諸色人匠都總管府達魯<sup>グル</sup>花<sup>ガチ</sup>赤竹君の碑。翰林待制奉議大夫兼国史院編修官の臣揭傒斯が勅命を奉じて撰述した。奎章閣大学士資善大夫知經筵事の臣巒巒が勅命を奉じて揮毫した。奎章閣待書学士中奉大夫同知經筵事の臣尚師簡が勅命を奉じて碑額を篆書でした。

国族に竹温<sup>ジグンテイ</sup>台という名前の者がいた。魯国大長公主（センゲ・アガ）の媵臣で、魯王孛不剌に仕えてたいへん寵愛され、そこで魯王一族の雍吉<sup>コンギラト</sup>刺氏を名乗ることを許された。全寧に居住して、今では全寧の人となった。

父の名を野<sup>エジエン</sup>斡といい、徳行があったので、部族こぞって自らの父のように事えた。

ジグンテイは牧養に優れ、馬・牛・羊を養って数万頭にまで増やしたが、彼は放牧する適切な土地を選んだうえ、必ず適切な人に管理させると、家畜たち

のなすがままにするかのようで、見るさまは家畜を捨てるかのようであるのに、その指揮は乱れず、養ってその数を増やし、自分では関知していないかのようであり、賞罰は適正であった。彼は、「私に民を治めさせれば、やはりこのようになすだろう。」と常に言っていた。

魯王に仕えるようになると、魯王は彼の才能は大きな仕事を任せるに足ると評価していたし、王府でもみなが彼の賢さを讃えていたので、たびたび皇帝に献上しようとしたが、王府が彼を失うと、緊急の際に用いることができる者がいなくなることを考慮して、そこで上奏して管領随路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧都総管府副達魯花赤とし、朝列大夫の位階を授け、ついで中順大夫に進み達魯花赤となった。王府には十年余りいたが、財貨の出入は適正であり、毎年五十万緡あまりの財物を節約したので、王府は豊かになり、民の生活も安定した。

遺憾なことに彼の才能は発揮し尽くされぬまま、至治三年(1323)三月十日に四十二歳で大都の仁寿里で亡くなった。王府ではまるで兄弟を失ったかのようであり、治下の民も父母を失ったかのようであった。後に彼は全寧城から西南五里のところにある歡喜嶺の麓に葬られた。

今の太皇太后(ブダシリ)は魯国大長公主(センゲ・アガ)の娘である。彼女が文宗に嫁いたとき、文宗(トク・テムル)は「ジグンデイには後継ぎはいるのか。」と尋ねると、彼女は、「います。撒而吉思鑑<sup>サルゲスグブ</sup>という名の子がいて、今幾歳になります。」と答えた。かくて彼を求めて媵臣としたが、それは父が賢ければかならず賢い子がいるはずだからであった。文宗が即位してから、宮相都総管府を置き、彼を副総管とした。宿衛(ケシグ)に入った。今上皇帝(トゴン・テムル)がとりわけこれを愛した。詔が下され、その父の墓に碑を建て、それによってその賢才を褒め称えて後人を教え導くよう命じ、碑文の撰述をわたくし僉斯に命ぜられた。

わたくしが思うに、我が朝は仁愛によって心を立て、寛大さによって国を治めてきたので、天下を服属させ、八方に号令することができたのである。すべてモンゴル人たちは、一つの言葉を発し、一つの政事を行うときに、学問を用いなくても、常にいにしへの聖賢と一致するのであり、天運のあるところというのはこのようなものである。

ジグンテイは平生、義を重んじ施しを好んだ。飢えた者にその食事を用意してやり、凍える者にその衣服を用意してやり、年頃になった者にその結婚を準

備してやり、亡くなった者にその葬式を準備してやったことなどは、まことに数えきれないほどあった。公の志でさらに長生きさせて、もし辺境を守り、朝廷に立つことができたならば、どのようであっただろうか。だが、けっきょくはここまでであった。

しかし、夫人の阿荅而氏は、<sup>アダール</sup>盛年でその天とするところの夫を失ったが、よく白雪のように高潔に自分を守って、貞節を保った。子の撒而吉思鑑は、<sup>サルダスダブ</sup>幼くしてのむところの父を失ったが、よく奮い励んで自分に打ち克って、うまく父のあとをつぐことができた。

その結果、天子が父を賢いとみなしてそれを子にまで及ぼし、子にもとづいてそれを父にまでさかのぼらせ、その賢才を褒め称える恩典を広め、その徳行を述べて明らかにする碑を賜って、元勳や代々の臣僚と肩をならべるまでになったのは、なんと立派なことか。

ジグンテイが生涯に受けた賜与をまとめると、大徳三年(1299年)に裕聖太后(コゴジン)が銀を合計二百五十両と玉をあしらった帯一つを賜った。至大元年(1308年)に武宗(ハイシャン)が大きな真珠つきの頭飾り一そろい、銀五十両、紙幣二千五百緡、玉杯一つを賜った。皇慶元年(1312年)に魯国大長公主(センゲ・アガ)が濟寧堯河の分封地のうち五十頃を分賜し、また金器、玉器それぞれ一つを賜い、皇帝(仁宗アユルバルワダ)と皇后(アナシシリ?)が紙幣二千五百緡、対衣の材二十を賜い、元聖太后(ダギ)が金五十両、銀二百五十両、対衣の材二十を賜った。至治初年に英宗(シディバラ)が紙幣五万緡、対衣の材十を賜った。天曆初年に皇帝(文宗トク・テムル)と皇后(ブダシリ)が紙幣十万緡を賜った。

ジグンテイの息子は一人で、<sup>サルダスダブ</sup>撒而吉思鑑である。<sup>サルダスダブ</sup>撒而吉思鑑は文宗(トク・テムル)の知遇を受け、特に奉宸庫提点を授けられ、尚功署令を歴て、直省舎人に進み、宮相総管府の副総管に進み、官階は奉訓大夫にまで至った。

天地ははなはだ大きく、万物ははなはだ多い。万物を生ずるときにみなを同じくはせず、それぞれにその役割を果たさせる。馬には耕させないものであり、牛には乗らせないものである。椅や桐は琴を作るものであり、松や柏は棟木や柱とするものである。大きな材を小さなものに用いるのは、君子が憂えるところであり、小さな材を大きなものに用いるのは、君子が戒めるところである。ジグンテイは駿馬のようであつたのに駄馬に従い、ジグンテイは松や柏のよう

であったのにたるきに用いられた。知己にはへりくんだり、任じられた使命に赴いた。誰がそうさせたのだろうか、まさか天子ではあるまい。生前にはその才能を発揮しきれなかったが、没後には余栄があった。息子が親孝行で孫が賢いからであり、この石碑が永久にその証しとなるように。時に歳次戊寅至元四年(1338)五月吉日に建てた。

## 〔語註〕

## 〔H〕 故

すでに亡くなった人物であることを示す表現だが、モンゴル文面には対応する表現はない。

## 〔01〕 諸色人匠都總管府

漢文面〔09〕の「管領随路打捕鷹房諸色人匠等戸錢糧都總管府」の省略形。モンゴル文面〔06〕参照。

## 〔01〕 竹君

篆額では「竹公」とする。いずれも「竹温台」の省略形。「竹」が姓であるかのような書き方をするが、これは漢語で非漢人名を記す場合に古くからみられるものである。

## 〔02〕 翰林待制

翰林兼国史院の属官で、正五品。定員は五名。(『元史』卷八七、百官志三)

## 〔02〕 奉議大夫

正五品の文資品(『元典章』卷七、吏部一、『事林広記』官制類など)。

## 〔02〕 國史院編脩官

翰林兼国史院の属官で、正八品。定員は十名。(『元史』卷八七、百官志三)

## 〔02〕 臣

碑石の断裂部分にあたり、拓本では読めないが、書者の巉巖、篆額者の尚師簡と同様、諱の前に「臣」が付せられているはずである。

## 〔02〕 揭傒斯

モンゴル文面〔15〕の註を参照。なお、漢文面〔02-04〕に書かれる撰者、書名、篆額者の情報はモンゴル文面には書かれていない。

## 〔03〕 奎章閣大學士

奎章閣は文宗が天曆二年(1329)に大都に設けたサロンである。文宗はここで

臣下と書画の鑑賞を行なったほか、『経世大典』などの編纂も行われた。大学士はそのトップで正二品。（『元史』卷三三、文宗本紀二、『元史』卷八八、百官志四）。

### [03] 資善大夫

正二品の文資品（『元典章』卷七、吏部一、『事林広記』官制類など）。

### [03] 經筵

皇帝のために特別に設けられた経史を講義するための場所。教官は翰林学士が兼任することが多かった。

### [03] 夔夔

カンクリ族の出身で、著名な書法家であり楷書・行書・草書のいずれにも優れていたことで知られる（『元史』卷一四三、夔夔伝）。彼の名前をどう発音するかについてはかつて議論があり、クリーヴスは諸文献を博搜して「夔」の字体を調査し、「夔」ではなく「夔」が正しい文字であり、また「張応瑞碑」の漢文面に現れる「夔夔」が、モンゴル語面では nau nau と表記されていることから、k'uei k'uei という従来の読みは誤りであると指摘した [Cleaves 1947]。しかし、ペーター=ツィーム・百済康義はウイグル語の『観無量寿経』の訳者名 Kki-Kki について考証を行った際に、クリーヴスの論に対して異議を唱える。確かに『洪武正韻』等の韻書では夔の音を nao としているが、『集韻』では k'uai と発音する「夔」という漢字が載せられている。何よりも重要なのは夔夔自らが漢文面、ウイグル語面ともに執筆した『高昌王世勲碑』では、自らの名前を Ka Kä と表記していることである。KkiKki との音の相違については母音交替で説明できよう。よって、この人物の漢字表記は夔夔で、「キキ」と発音すべきである [ツィーム・百済 1985]。なお、北村高が夔夔の生涯についてまとめている [北村 1984]。

### [04] 奎章閣侍書學士

侍書學士は奎章閣で大学士に次ぐ二番目の官職。従二品。他の官と兼任の者が多かった。（『元史』卷八八、百官志四）

### [04] 中奉大夫

従二品の文資品（『元典章』卷七、吏部一、『事林広記』官制類など）。

### [04] 同知經筵事

「事」字は碑石の断裂部分にあたり、拓本では読めないが、官名により補う。

### [04] 尚師簡

字は眞仲、保定満城の人。奎章閣学士院承旨学士同知経筵事。篆書に巧みであったとされ、巉巉が撰した碑文の篆額をしばしば作成している。元史に伝は立てられていないが、東洋文庫所蔵の乾隆『満城県志』巻九に尚師簡とその父親である尚野の墓がともに昇賢村という県城から西北五里の所にあることが記され、危素の撰になる尚師簡の神道碑銘の録文が収録される。この神道碑銘は「侍読学士尚師簡神道碑」として『全元文』にも収録される。（『全元文』第四八冊、四百四十一頁）。なお彼の父親である尚野については『元史』巻一六四に伝が立てられ、末尾に尚師簡についての簡潔な記述がある。

#### [05] 國族

ここでは、国人と同様にモンゴル人を指す。モンゴル文面には直接対応する言葉はない。

#### [06] 魯國大長公主

魯王ディウバラの妻となったセンゲ・アガのこと。改行の上、擡頭される。

#### [06] 魯王弭不剌

魯王ディウバラ。手前に二文字分の空格がある。

#### [06] 媵臣

高貴な女性の嫁入りに付き従っていく家臣。媵は諸侯に娘が嫁ぐ際に付き添わせたその妹や従妹のこと。『史記』殷本紀「伊尹名阿衡。阿衡欲奸湯而無由、乃為有莘氏媵臣。」モンゴル語面の inje に対応する。モンゴル文面 [02] 註参照。

#### [06] 魯王族雍吉刺氏

改行の上、擡頭される。

#### [07] 野旃

モンゴル文面 [03] の註を参照。

#### [07] 必謹其人

「必」字は碑石の断裂部分にあたり、拓本では読めないが、乾隆年間に編纂された『熱河志』巻九七、古蹟に載せられている、断裂する以前の碑録文により補う（以下、『熱河志』の参照はすべてこれに同じ）。

#### [07] 以畜以孳、而

「畜以孳而」の四文字は、碑石の右下部の損傷部分にあたり、拓本から確認することができないが、『熱河志』の録文にもとづき補う。

## [08] 交稱其賢

「賢」字は碑石の断裂部分にあたり、拓本では読めないが、『熱河志』の録文にもとづき補う。

## [08-09] 數欲獻之上

[09] 冒頭で一字擡頭が施される「上」は、モンゴル文面 [06] では degere と訳され、「お上」の意味を持ち、特定のカアンを指すわけではない。

## [09] 十餘年

「年」字は碑石の断裂部分にあたり、拓本では読めないが、『熱河志』の録文にもとづき補う。

## [09-10] 貨無悖入、亦無濫出

『礼記』大学「是故言悖而出者、亦悖而入、貨悖而入者、亦悖而出。」

## [10] 民生

『左伝』成公十六年「民生厚而徳正。」

## [10] 公室

君主の家族を指す。『論語』季氏「祿之去公室五世矣、政逮於大夫四世矣。」、『左伝』文公七年「公族、公室之枝葉也、若去之、則本根無所庇蔭矣。」モンゴル文面 [08] anu ortu-tur kereglekü ed sükes-i tügetele güiçegen「彼らの府で使う財錠を十分に行き渡らせて」とあることより、ここではコンギラト駙馬家の王府を指す。

## [10] 京師之仁壽里

京師は大都を指すが、里名の具体的な位置は不明。モンゴル文面 [09] では Daiṭu balyasun (大都城) と記されるのみである。

## [10-11] 後日

「後」の後ろにすぐに「日」を書かず、二文字分の空格が空けられている。クリーヴスは文章が書かれた時点で撰者が大都から全寧まで亡骸を運ぶのにかかった具体的な時間を知らなかったため、空白のまま残したと推測する [Cleaves 1951, p. 45, n. 55]。

## [11] 五里

モンゴル文面では全寧府城から歡喜嶺までの具体的な距離は示されていない。

## [12] 今太皇太后

立碑当時の太皇太后ブダシリ、モンゴル文面 [11] の註を参照。

## [13] 宮相

「宮相」の二字は、碑石の断裂部分にあたり、拓本では読めないが、『熱河志』の録文にもとづき補う。

## [13] 今若干年矣

モンゴル文面には対応する語がない。

## [13] 入宿衛

宿衛はモンゴル語 *kesig* の漢語意識、音訳は「怯薛」。サルゲスゲブがトク・テムルのケシグに入ったことについては、モンゴル文面 [13] を参照。

## [15] 國人

元代漢語文献にあらわれる「國人」とは、モンゴル人を指す。モンゴル文面 [17] では *Mongyol irgen* と訳す。

## [15] 所在

「所」字は、碑石の断裂部分にあたり、拓本では読めないが、『熱河志』の録文にもとづき補う。

## [16] 復假之年

『左伝』僖公二十八年「晉侯在外十九年矣、而果得晉國。險阻艱難備嘗之矣、民之情偽、盡知之矣。天假之年、而除其害。」

## [16] 立廊廟

『後漢書』申屠剛伝「將軍以布衣為鄉里所推、廊廟之計、既不豫定、[李賢注：廊、殿下屋也。廟、太廟也。國事必先謀於廊廟之所也。]動軍發眾、又不深料。」

## [18] 元勳世臣

元勳は国のために大功を立てた人物を言うが、ここではモンゴル・ウルス建国のさいの功臣の家柄を指す。いっぽう世臣は代々モンゴルに仕えてきた家柄を言う。『孟子』梁恵王章句上「孟子見齊宣王曰、所謂故國者、非謂有喬木之謂也、有世臣之謂也。」にもとづく。

## [19] 裕聖太后

チンキムの夫人ココジンを指す。モンゴル文面 [25] 註を参照。

## [19] 白金

漢語の「白金」には複数の意味が存在するが、モンゴル文面 [25] に *menggti* とあるようにここでは銀のこと。

## [19] 束帶

「束帯」は一般的に「官服」の意にもなりうるが、モンゴル文面で対応部分が *büse* (ベルト) とされることと照らせば、そのまま「帯」の意でとってよいだろう。

#### [20] 首飾

漢語の「首飾」は首飾りではなく頭につける飾りの意。

#### [20] 魯國大長公主

[06] で一字擡頭されるのと異なり二字空格が施される。

#### [20] 楮幣二千五百緡

「楮幣」は紙幣のこと。具体的には中統鈔を指すと考えられる。

#### [20] 上及后

[09] の「上」が一字擡頭されるのに対し、ここでは二字空格が施される。モンゴル文面 [28] の *Buyan-tu qayan* (ブヤントゥ・カアン) に対応し、皇慶の年号からもここでは仁宗 *Ayurバルワダ* を指す。モンゴル文面には「后」に対応する表現は見られない。

#### [20] 緡對衣材廿

この五字は碑石の断裂部分にあたり、拓本からは確認できないが、『熱河志』により補う。「對衣材」は見慣れない表現だが、宋代の文献に、しばしば「衣一對」なる表現がみられることより(『范太史集』卷六、謝賜對衣金帶鞍馬表「臣某言、伏蒙聖慈、特賜衣一對・金腰帶一條・金鍍銀鞍一副・馬一匹者」)、「一對の衣の材」の意であろう。モンゴル文面の *kibutan törges* に対応することから具体的には絹のことである。

#### [21] 元聖太后

ダルマバラの夫人 *ダギ* を指す。モンゴル文面 [29] 註を参照。

#### [22] 天曆初

天曆元年は文宗 *トク・テムル* の年号であり1328年にあたるが、[10] にあるように *ジグンテイ* は至治三年(1323年)に死亡している。ここは追贈を指すか。

#### [22] 上及后

二字空格が施される。モンゴル文面 [31] の *Jayayatu qayan* (ジャヤガトゥ・カアン) に対応し、天曆の年号からもここでは文宗 *トク・テムル* を指す。[20] と同様に、ここでもモンゴル文面には「后」に対応する表現は見られない。*トク・テムル* の後は *ブダシリ*、モンゴル文面 [11] 註を参照。

## [23] 宮相副總管

サルゲスグブの宮相都総管府副総管 (=「宮相副總管」) への任命はモンゴル文面 [13] に既出。

## [23] 奉訓大夫

『元史』卷九一、百官志によれば文散官の従五品である。

## [24] 天地至大、萬物至衆

『莊子』天地第一二「天地雖大、其化均也。萬物雖多、其治一也。」

これ以降は明らかに銘文でありそのため改行もされているが、その旨の明示は存在しない。なお、銘文の踏まえる典拠についてはすでにクリーヴスが多いの指摘をしており、一々示さないが以下の注釈でも大いに参考にしてている [Cleaves 1951]。

## [24] 椅桐琴瑟

「椅」・「桐」は小さい家具や楽器を作るのに使用される木材。「琴」・「瑟」はいずれも琴(こと)。ここでは「椅桐」が「琴瑟」という小さなものにふさわしい材であることから適切な対応を表している。以下の表現を踏まえるものである。

『詩経』鄘風・定之方中「樹之榛栗、椅桐梓漆、爰伐琴瑟。」

なお、以下の大小に関する比喻はモンゴル文面 [32-33] では直截に述べられる。

## [24] 松柏

「松柏」は漢文において頻見する表現だが、通常は「松(マツ)」・「柏(コノテガシワ)」それぞれの常緑樹としての性質から繁栄・節操等を象徴する。以下の例を参照。

『論語』子罕第九「子曰、歳寒、然後知松柏之後彫也。」

ここでは、恐らくそのニュアンスも含みつつも、次項「棟楹」のような大きなものを作るのに適切な木材としての意味で用いられている。

## [24] 棟楹

楹棟とも。「棟」は棟木、「楹」は柱。ここでは「琴瑟」と対照させて大きなものを表すほか、それぞれ家屋の構造の最重要な部分であることから重臣の比喻ともなり、後出の「桷椳」とも対照されている。棟梁。

蔡邕『蔡中郎文集』卷八、表太尉董公可相国「補佐重臣、國之棟楹。」

## [24] 用大而小

「大器小用」あるいは「大材小用」に通ずると思われる。

『後漢書』辺讓伝「大器之於小用、固有所不宜也。」

## [24] 君子之戒

「君子」と「戒」の組み合わせとしては以下の例あり。

『周易』下経、萃「君子以除戎器、戒不虞。」

## [24] 公如騏驎、下隨駑駘

「騏驎」は駿馬、「駑駘」は駄馬。ここではそれぞれ才能の比喻として使用される。「騏驎」と「駑駘」の組み合わせとしては以下の例あり。

『楚辞』九辯第五段「却騏驎而不乘兮、策駑駘而取路。」

## [24] 桷榑

「桷」・「榑」はともに「たるき」の意。二字を組み合わせて使用する場合はここでの用例とは逆に「榑桷」の順で出現することが多い。ここで「桷榑」とするのは、銘文における押韻上の必要によるものである可能性がある。「榑桷」は家屋の重要な位置を占めることから重要人物を指す一方、「棟」や「楹」に比して重要性が劣ることからそれに次ぐ補佐役の比喻ともなり、ここでは後者の意。

元嶺『長慶集』卷三一、上門下裴相公書「及其爲相也、構致群材、使棟梁桷榑、咸適其用。」

## [24] 己

「己」字は拓本からは確認できないため、『熱河志』により補う。

## [25-26] 而誰爲之豈曰天子

この八文字に対応する言葉はモンゴル文面には見られない。なお、「天子」は改行して二字擡頭される。この天子が具体的なカアンを指すかどうかは不明。

## [27] 吉日

モンゴル文面では「21日」と日付が明記される。モンゴル文面 [37] 註を参照。

## 参照文献

Bosson, J. E. 1969: *A Treasury of Aphoristic Jewels; The Subhāṣitaratnanidhi of Sa Skya Paṇḍita in Tibetan and Mongolian*. Bloomington and The Hague. (Indiana

University publications, Uralic and Altaic series 92)

- 蔡美彪 1955：『元代白話碑集錄』北京。
- 蔡美彪 2011：『八思巴字碑刻文物集錄』北京。
- 陳高華 1982：『元大都』北京。
- Cleaves, F. W. 1947: "K'uei-k'uei or Nao-nao?" *HJAS* 10, pp. 1-12.
- Cleaves, F. W. 1948: "The Expression *ǰöb Ese Bol-* in the Secret History of the Mongols." *HJAS* 11, pp. 441-455.
- Cleaves, F. W. 1949: "The Sino-Mongolian Inscription of 1362 in Memory of Prince Hindu." *HJAS* 12, pp. 1-133.
- Cleaves, F. W. 1950a: "The Sino-Mongolian Inscription of 1335 in Memory of Chang Ying-Jui." *HJAS* 13, pp. 1-131.
- Cleaves, F. W. 1950b: "The Sino-Mongolian Edict of 1453 in The Topkapı Sarayı Muzesi." *HJAS* 13, pp. 431-446.
- Cleaves, F. W. 1951: "The Sino-Mongolian Inscription of 1338 in Memory of *ǰigüntei*." *HJAS* 14, pp. 2-104.
- Cleaves, F. W. 1952: "The Sino-Mongolian Inscription of 1346" *HJAS* 15, pp. 1-123.
- Cleaves, F. W. 1953: "Daruγa and Gerege." *HJAS* 16, pp. 237-259.
- Cleaves, F. W. 1954a: "The Bodistw-a Čari-a Awatar-un Tayilbur of 1312 by Čosgi Odsir." *HJAS* 17, pp. 1-129.
- Cleaves, F. W. 1954b: "Tomuγ-a/T'o-mu-hua." *HJAS* 17, pp. 445-452.
- Cleaves, F. W. 1964-65: "The Lingji of Aruγ of 1340." *HJAS* 25, pp. 31-76.
- Cleaves, F. W. 1991: "The Third Chapter of an Early Mongolian Version of Hsiao Ching." *Mongolian Studies* 14, pp.117-143.
- Cleaves, F. W. 2001: *An Early Mongolian Version of the Hsiao Ching*. Bloomington. (Publications of the Mongolia Society 23)
- Coblin, W. S. 2007: *A Handbook of 'Phags-pa Chinese*. Honolulu. (ABC Chinese Dictionary Series)
- de Rachewiltz, I. 2006: *The Secret History of the Mongols: a Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*. Leiden and Boston. (Brill's Inner Asian Library 7)
- Dobu 1983: *Uyigurjin mongγol üsüg-ün durasgaltu bičig-üd*. Begejng.
- Doerfer, G. 1963-75: *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen: unter besonderer Berücksichtigung älterer neupersischer Geschichtsquellen, vor allem der Mongolen- und Timuridenzeit*. Bd. I-IV, Wiesbaden.
- Endicott-West, E. 1986: "Imperial Governance in Yuan Times." *HJAS* 46, pp. 523-549.
- 傅申 1981：『元代皇室書畫收藏史略』台北。

- 国家文物局（主編）2003：『中国文物地図集内蒙古自治区分冊』西安。
- Hambis, L. 1954: *Le chapitre CVIII du Yuan che*, Leiden. (Monographies du T'oung pao volume III)
- Hsiao, Chi-ching → 蕭啓慶
- 市丸智子 2002：「元代貨幣の貫文・錠兩單位の別について——黒城出土及び徽州文書を中心として——」『社会経済史学』68-3, pp. 249-270。
- 石浜裕美子 2001：『チベット仏教世界の歴史的研究』東京。
- 片山共夫 1980：「怯薛と元朝官僚制」『史学雑誌』89-12, pp. 1-37。
- 加藤繁 1925：『唐宋時代に於ける金銀の研究』東京。（東洋文庫論叢6）
- 北村高 1984：「元代トルコ系色目人・康里巎巎について」『竜谷史壇』85, pp. 13-42。
- 小長谷有紀 1998：「モンゴルの葬送儀礼」『国立民族学博物館報告』8, pp. 165-182。
- Kowalewski, J. E. 1844-1849: *Dictionnaire mongol-russe-français*. 3 vols, Kazan. (影印本：柯瓦茨夫斯基編《蒙俄法文合璧 蒙語大辞典》、天津、1941.)
- 栗林均 2009：『「元朝秘史」モンゴル語漢字音訳・傍訳漢語対照語彙』仙台。（東北アジア研究センター叢書10）
- Lessing, F. D. 1960: *Mongolian-English Dictionary*. Berkeley/Los Angeles.
- 李治安 2007：『元代分封制度研究（増訂本）』北京。（南開史学家論叢第3輯）
- Ligeti, L. 1948: *Le Subhāṣitaratnanidhi Mongol: Un Document du Moyen Mongol* Budapest. (Bibliotheca Orientalis Hungarica VI)
- Ligeti, L. 1972: *Monuments préclassiques*, 1. Budapest. (Monumenta linguae Mongolicae collecta 2)
- 前田直典 1973：『元朝史の研究』東京。
- 真杉慶夫 1970：「怯薛制度について」『社会文化史学』6, pp. 24-36。
- 松川節 2004：「チベット自治区博物館蔵五言語合璧『如来大宝法王建普度大斎長卷画』（1407年）のモンゴル語テキストについて」『大谷学報』82-4, pp. 1-16。
- 蒙古学百科全書編輯委員会 2004：『蒙古学百科全書：文物考古』呼和浩特。
- 宮紀子 2006：『モンゴル時代の出版文化』名古屋。
- Mostaert, A. 1941-1944: *Dictionnaire ordos*. Peking.
- 村上正二 1970：『モンゴル秘史1 チンギス・カン物語』東京。（東洋文庫163）
- 中村淳・松川節 1993：「新発見の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, pp. 1-92, 神戸。
- 内蒙古大学蒙古学研究院蒙古語文研究所 1999：『蒙漢詞典（増訂本）』呼和浩特。
- 岡田英弘 1985：「元朝秘史の成立」『東洋学報』66-1・2・3・4, pp. 157-177。
- 長田夏樹 2000：「元代の中・蒙対訳語彙『至元訳語』」『長田夏樹論述集（上）近代漢語の成立と胡漢複合文化——鞞鞞鞞・遊仙窟・唐詩・扶桑權域・宋詞・西夏の言語とその基層文化——』pp. 15-64, 京都。
- 小沢重男 1984：『元朝秘史全訳（上）』東京。

- 小沢重男 1985: 『元朝秘史全釈(中)』東京。
- 小沢重男 1987: 『元朝秘史全釈続攷(上)』東京。
- 小沢重男 1997: 『蒙古語文語文法講義』東京。
- ペーター=ツォーメ・百濟康義 1985: 『ウイグル語の観無量寿經』京都。
- Pelliot, P. 1922-23: “Les Mongols et la Papaute.” *Revue de l’Orient Chrétien* 23, pp. 3-30.
- Pelliot, P. 1926: “Le 筌篋 K’ong-heou et le Qobuz” 羽田亨編『内藤博士還曆祝賀支那学論叢』pp. 207-210, 京都。
- Poppe, N. N. 1950: “Review (G. J. Ramstedt. “Studies in Korean Etymology.” *Mémoires de la Société Finno-Ougrienne* XCV, Helsinki, 1949, 202 pages.)” *HJAS* 13, pp. 568-581.
- Poppe, N. N. 1954: *Grammar of Written Mongolian*. Wiesbaden. (Porta Linguarum Orientalium; Neue Serie 1)
- Poppe, N. N. 1955: “The Turkic Loanwords in Middle Mongolian.” *CAJ* 1, pp. 36-42.
- Poppe, N. N. 1974: *Grammar of Written Mongolian*. 3rd printing, Wiesbaden.
- Rybatzki, V. 2006: *Die Personennamen und Titel der mittelmongolischen Dokumente: Eine lexikalische Untersuchung*. Helsinki. (Publications of the Institute for Asian and African Studies 8)
- 櫻井智美 2001: 「ダルガチ〈達魯華赤〉」西川政雄ほか『角川世界史辞典』p. 575, 東京。
- 志茂碩敏 1995: 『モンゴル帝国史研究序説』東京。
- 白石典之 2002: 『モンゴル帝国史の考古学的研究』東京。
- 杉山正明 1989: 「元代蒙漢合璧命令文の研究1」『内陸アジア言語の研究』5, pp. 1-31, 神戸。
- 杉山正明 1992: 『大モンゴルの世界: 陸と海の巨大帝国』東京。
- 杉山正明 1995: 『クビライの挑戦: モンゴル海上帝国への道』東京。(朝日選書 505)
- 杉山正明 1996: 『モンゴル帝国の興亡 下』東京。(講談社現代新書1307)
- 田村実造 1937: 「烏丹城附近に元碑を探る」『蒙古学』1, pp. 68-82, +2pls.
- 寺地遵 1987: 「故鴛淵一教授蒐集広島大学文学部東洋史学教室所蔵満蒙史関係拓本紹介」『広島大学東洋史研究室報告』9, pp. 37-41.
- 堤一昭 2006: 「石浜文庫の拓本資料—概要とモンゴル時代石刻拓本一覽—」『13、14世紀東アジア史料通信』6, pp. 1-8.
- Tumurtogoo 2006: *Mongolian Monuments in Uighur-Mongolian Script*. Taipei.
- 宇野伸浩 1993: 「チンギス・カン家の通婚関係の変遷」『東洋史研究』52-3, pp. 69-104.
- 宇野伸浩 1999: 「チンギス・カン家の通婚関係に見られる対称的婚姻縁組」『国立民族

- 学博物館研究報告別冊』20, pp. 1-68。
- 王大方 1997: 「翁牛特旗元代“竹温台碑”碑文抄件箋注」内蒙古文物考古研究所『内蒙古文物考古文集』2, 北京, pp. 684-687。
- 翁牛特旗志編纂委員会 1993: 『翁牛特旗志』呼和浩特。
- 蕭啓慶 1978: *The Military Establishment of the Yuan Dynasty*. Cambridge and London. (Harvard East Asian Monographs 77)
- 蕭啓慶 1983: 「元代的宿衛制度」『元代史新探』pp. 59-111, 台北。
- 山崎忠 1955: 「華夷訳語韃靼館来文の研究 資料編——ベルリン本と東洋文庫本との異同——」『遊牧民族の研究 ユーラシア学会研究報告』pp. 137-147。
- 箭内互 1930: 「元朝怯薛考」『蒙古史研究』pp. 211-262, 東京。
- 吉田順一ほか 1998: 『『アルタン=ハーン伝』訳注』東京。
- 張帆 1997: 『元代宰相制度研究』北京。
- 照那斯図 1991: 『八思巴字和蒙古語文獻II文獻匯集』東京。

### 略号表

CAJ: *Central Asiatic Journal*.

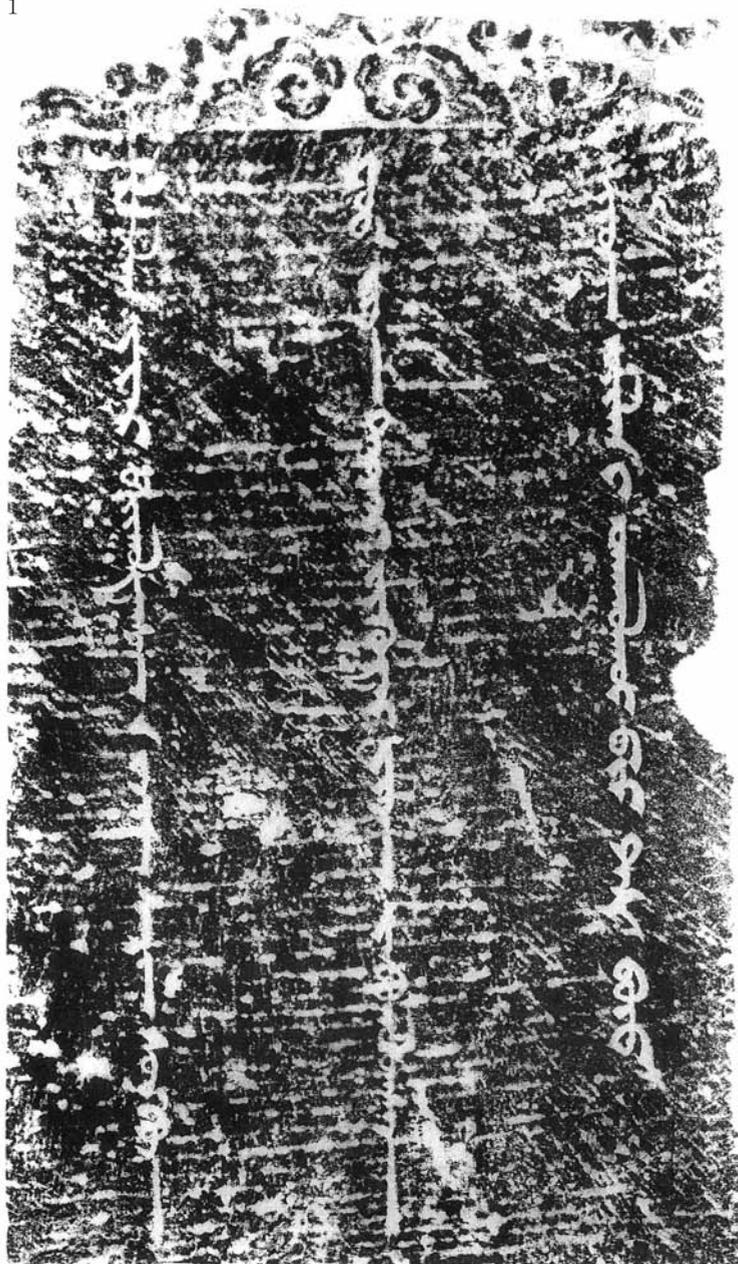
HJAS: *Harvard Journal of Asiatic Studies*.

HYYY: 『華夷訳語』(甲種本)(引用方式は栗林均編『『華夷訳語』(甲種本)モンゴル語全単語・語尾索引』東北大学東北アジア研究センター、2003に準拠)

SH: 『元朝秘史』(引用方式は栗林均・确精扎布編『『元朝秘史』モンゴル語全単語・語尾索引』東北大学東北アジア研究センター、2001に準拠)

TP: *T'oung Pao*.

Plate 1



h01

h02

h03

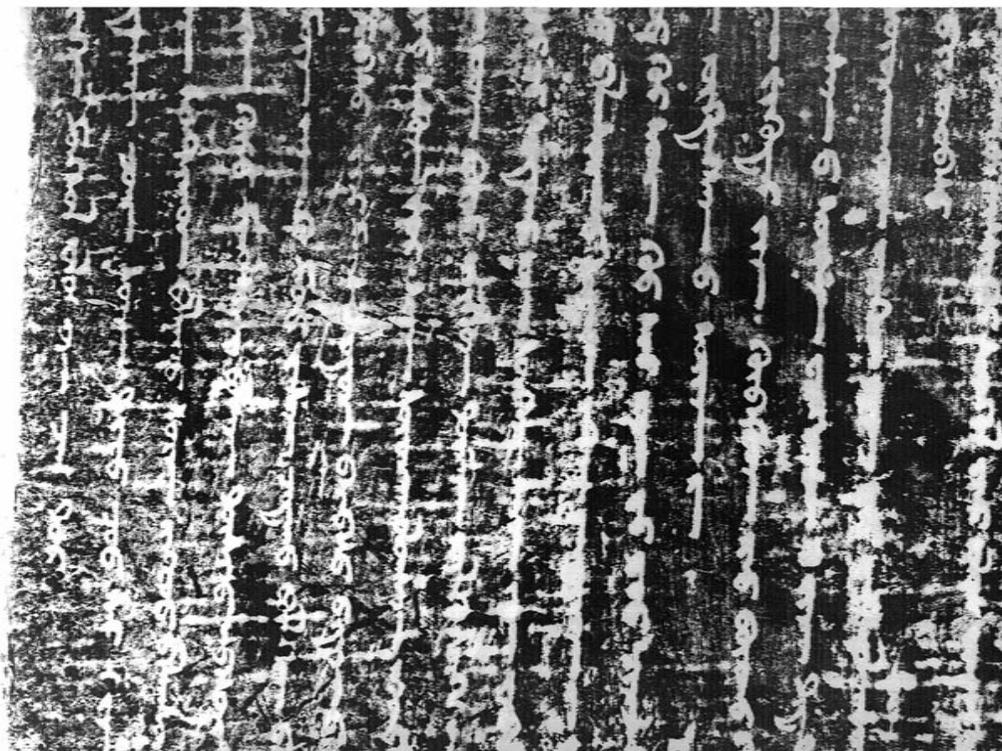
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面碑額



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16

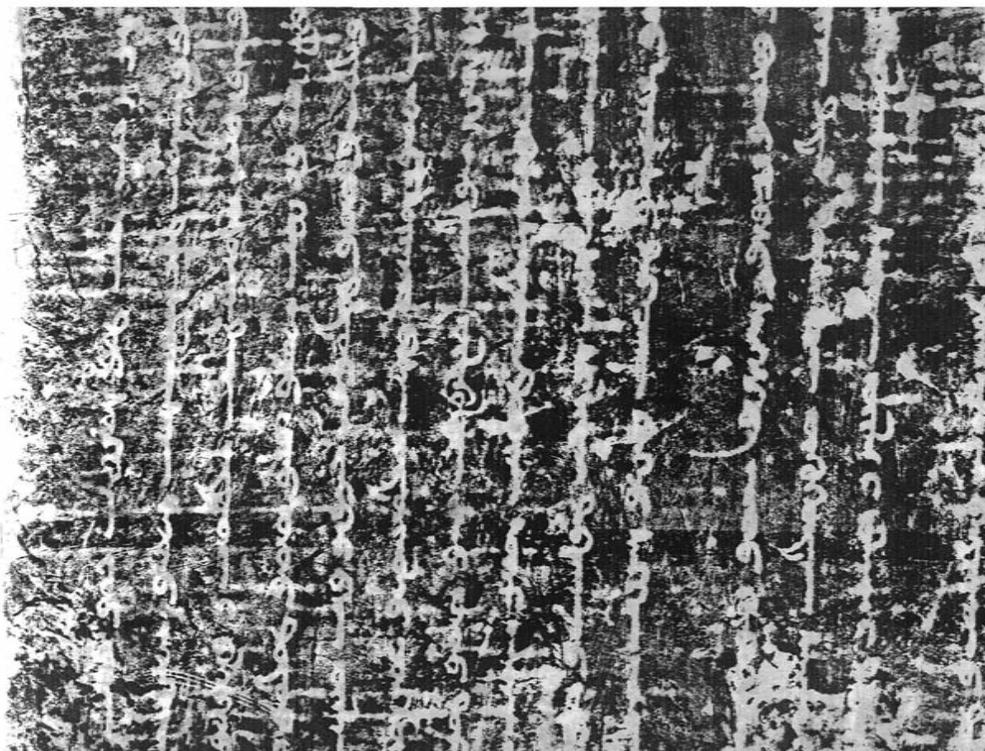
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 3



01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17

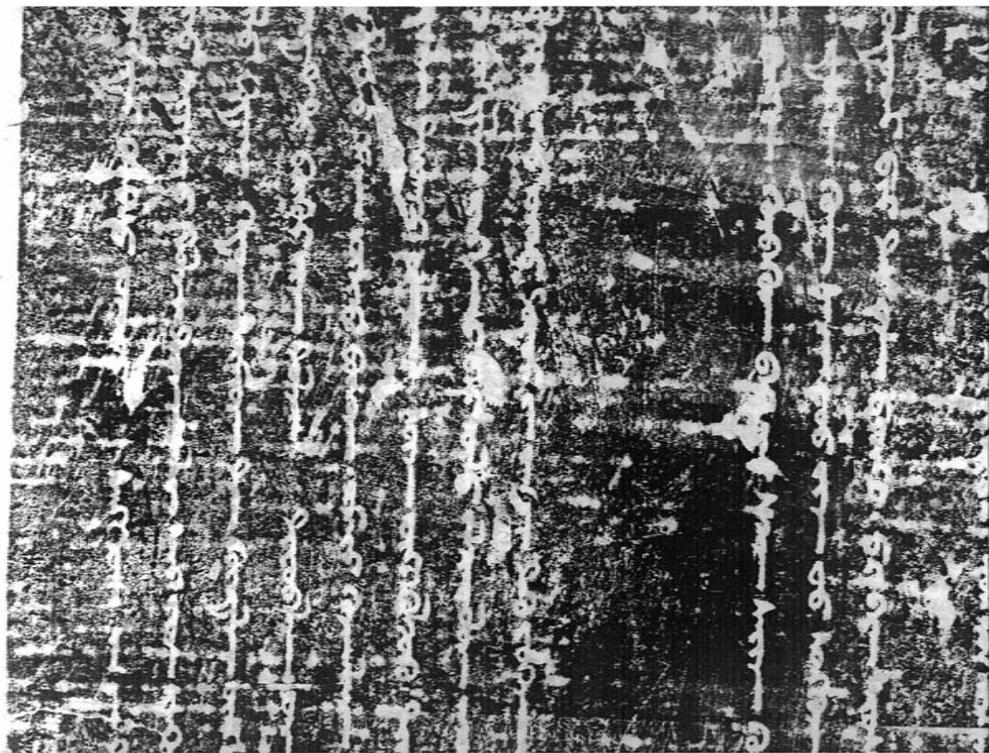
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 5



02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17

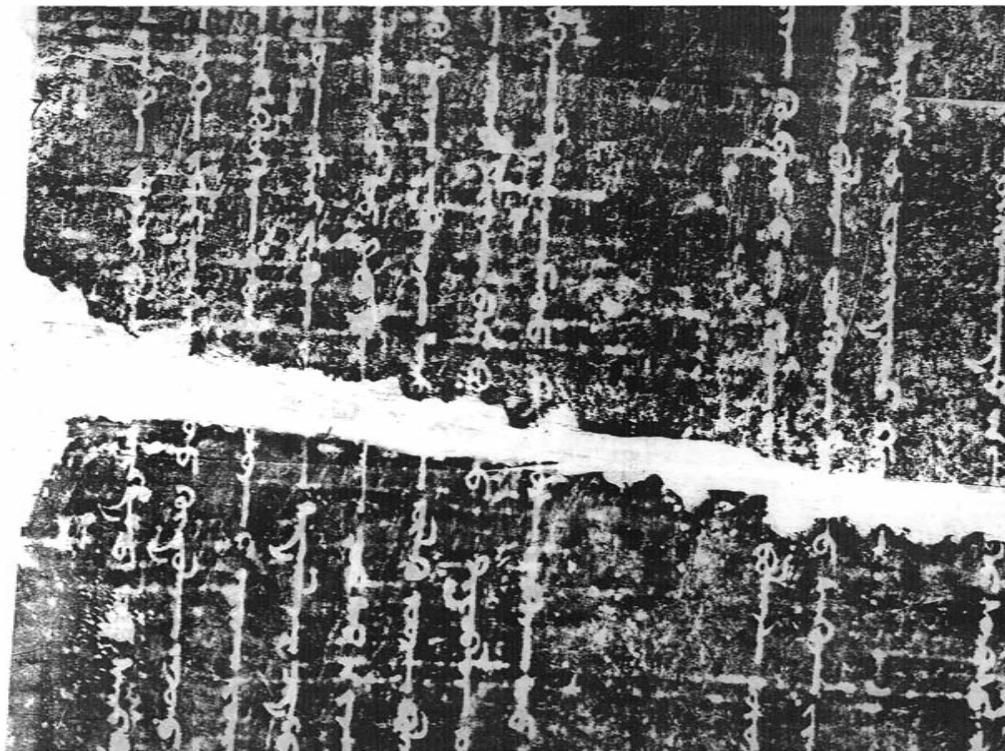
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



02 03 04 05 06 07 08 09 13 14 15 17

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 7



02 03 04 05 06 07 08 09 13 14 15 17

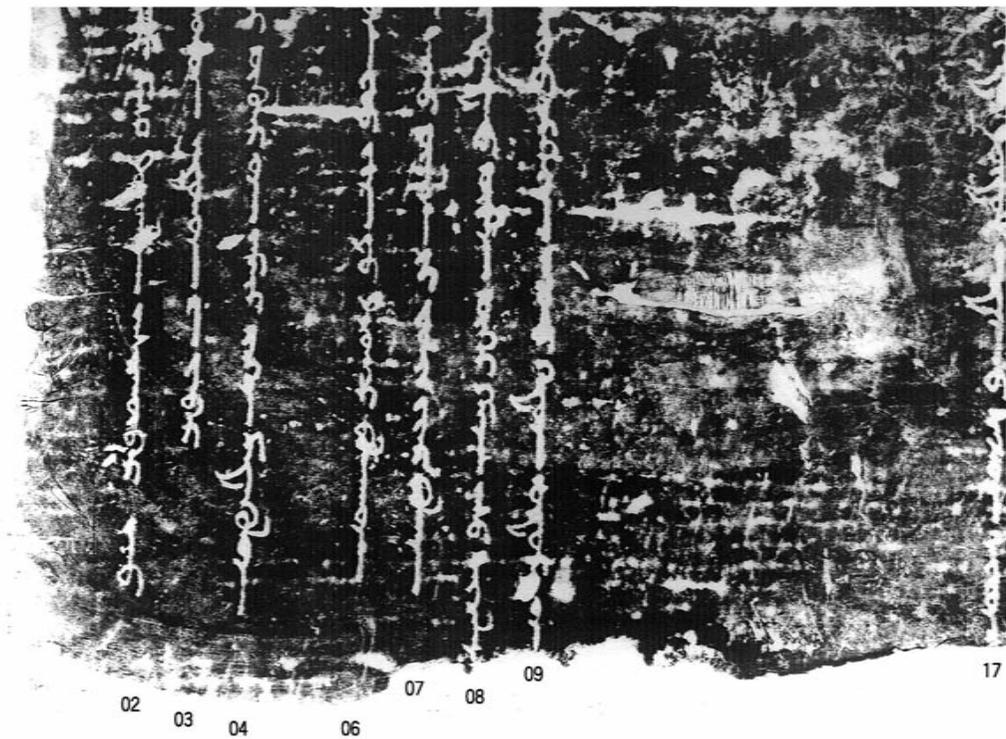
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



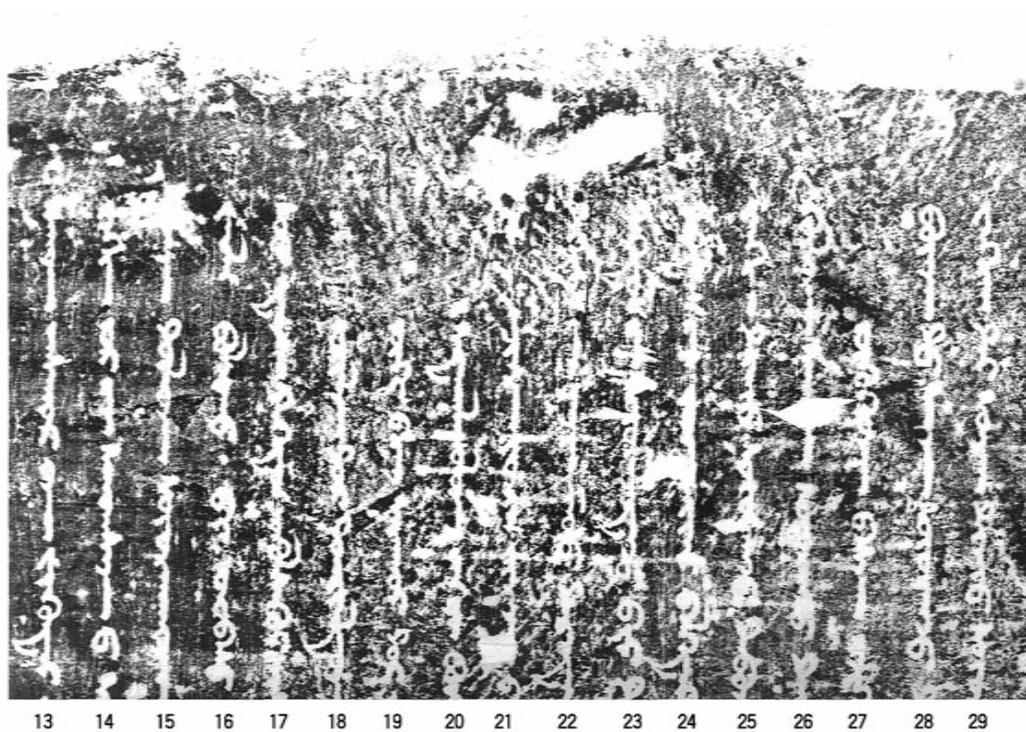
02 03 04 05 06 07 08 09 13 14 17

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 9

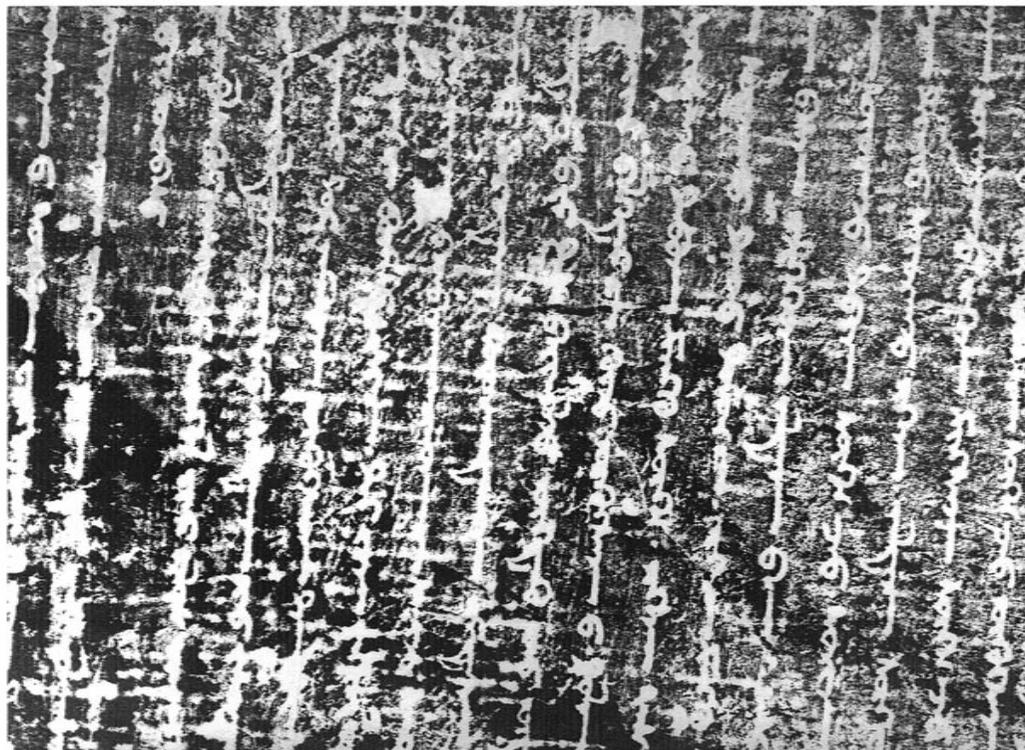


「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 11



15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



13 14 15 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 13



11 13 14 15 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



13

14

15

17

18

19

20

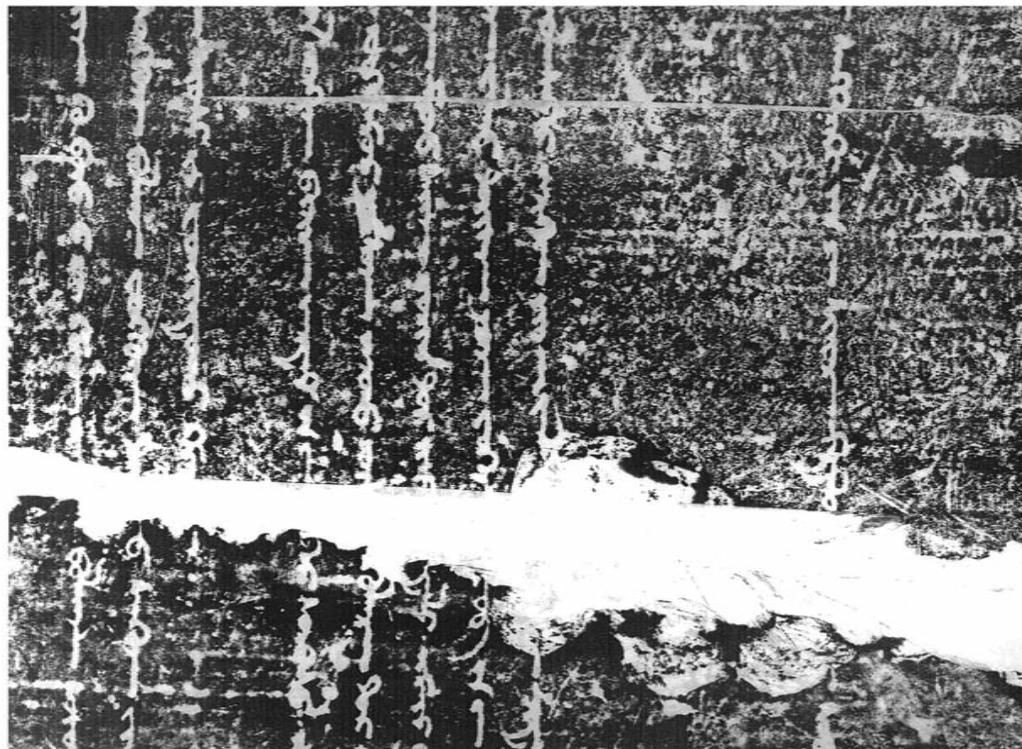
21

22

26

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 15



13

14

15

17

18

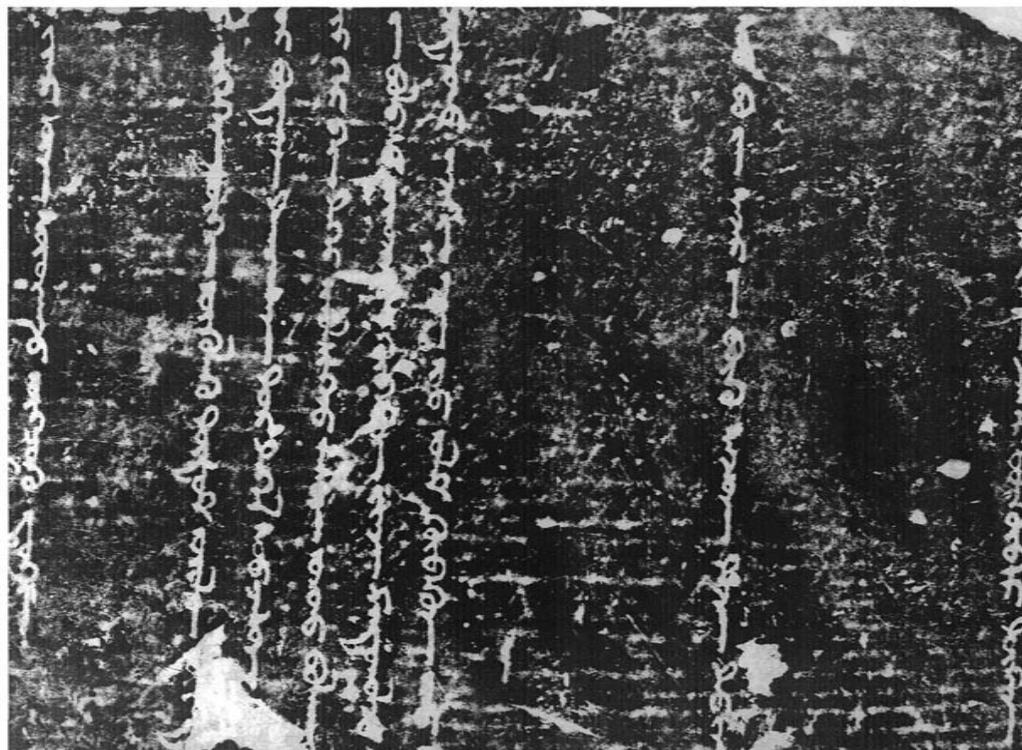
19

20

21

26

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



14

17

18

19

20

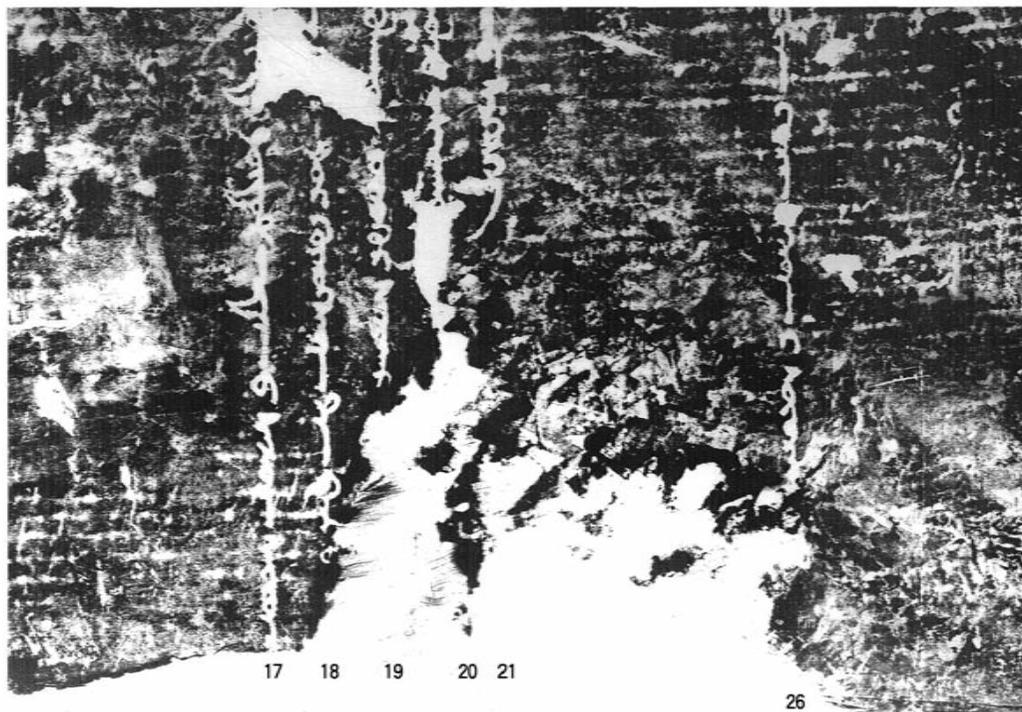
21

26

31

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 17



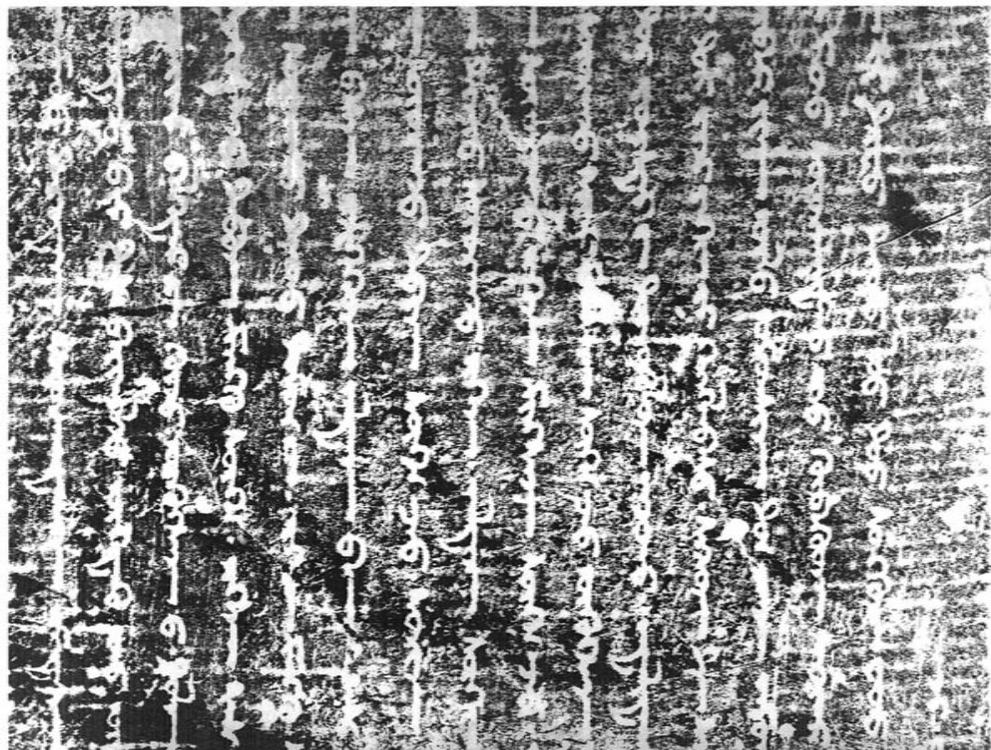
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36

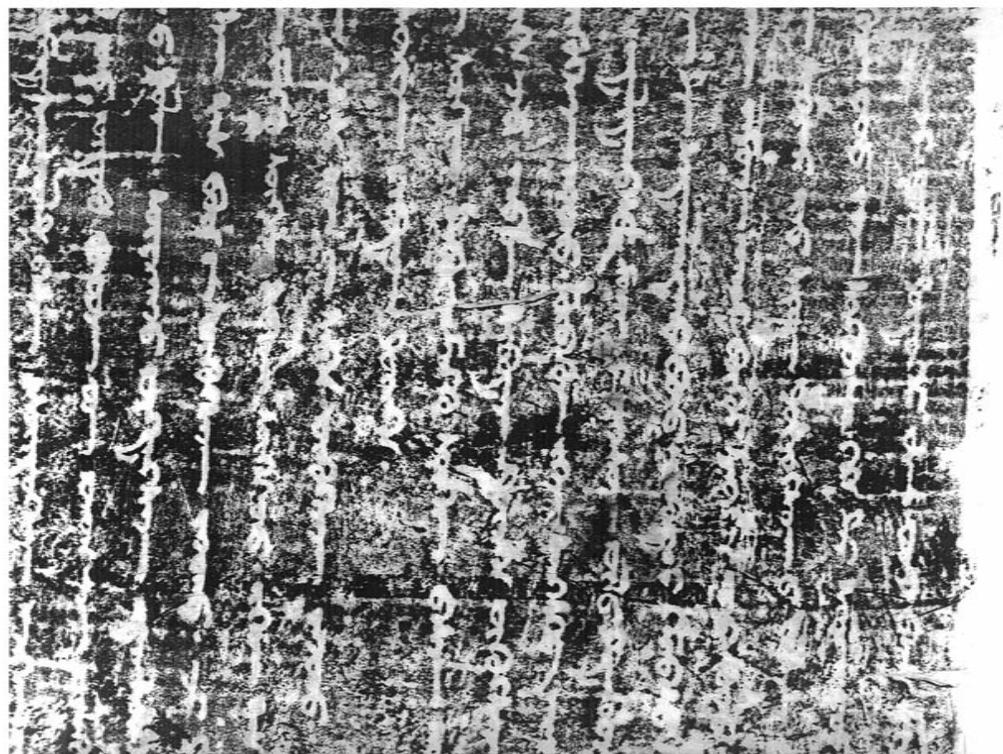
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

Plate 19



22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面

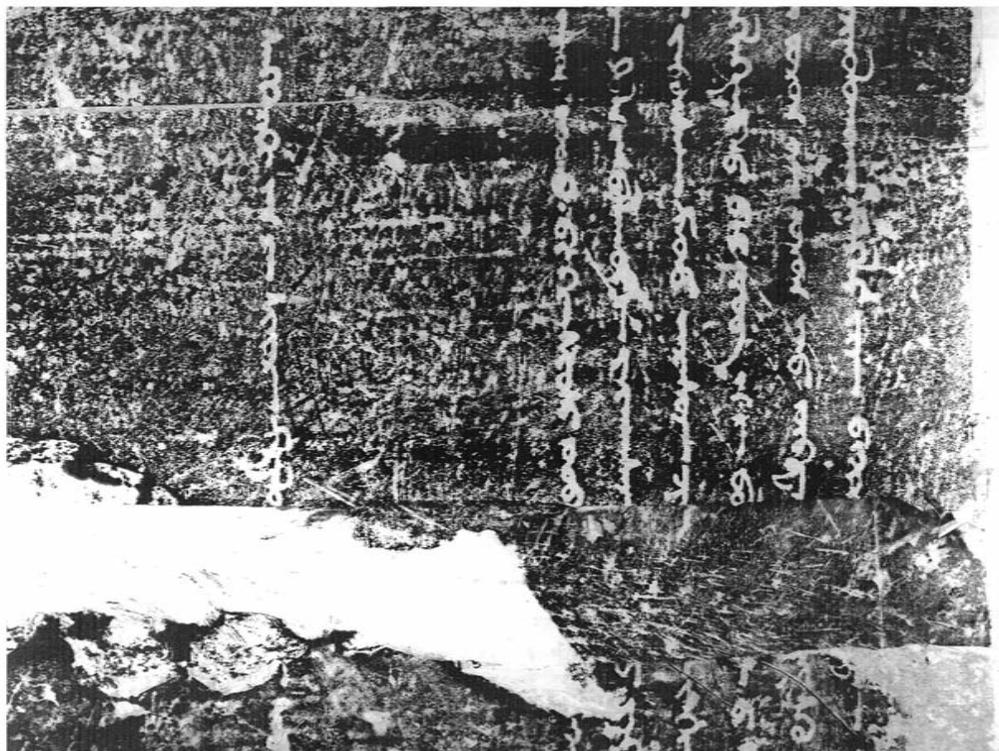
Plate 21



22 23 24 25 26 29 30 31 32 33 34 35 36 37

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面





26

31

32

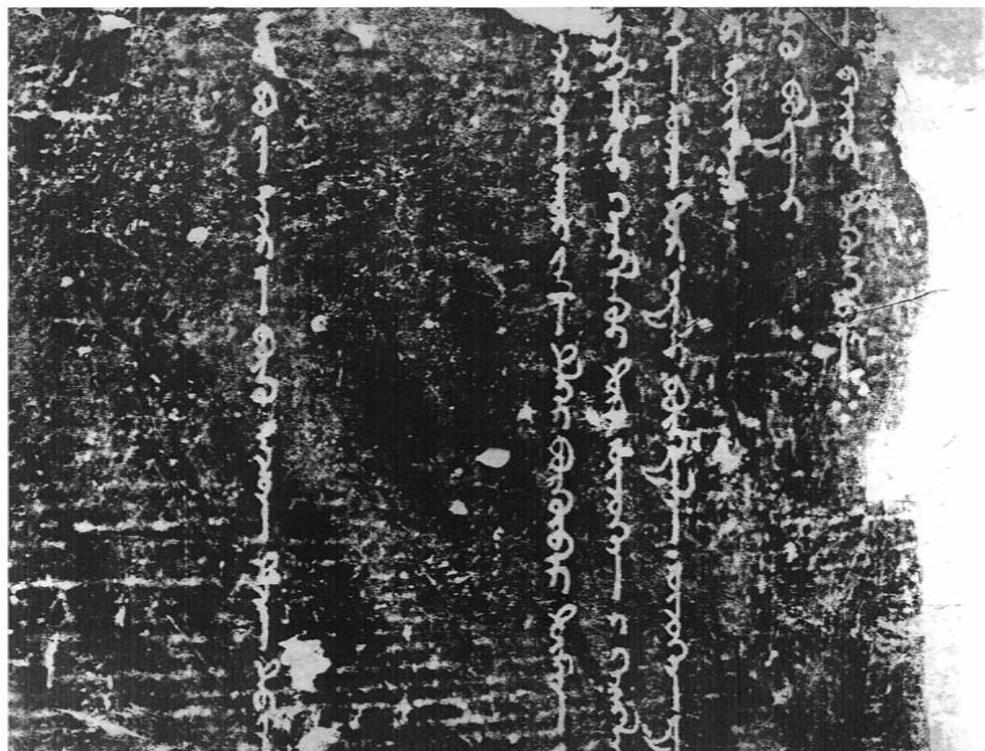
33

34

35

36

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



26

31

32

33

34

35

36

「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



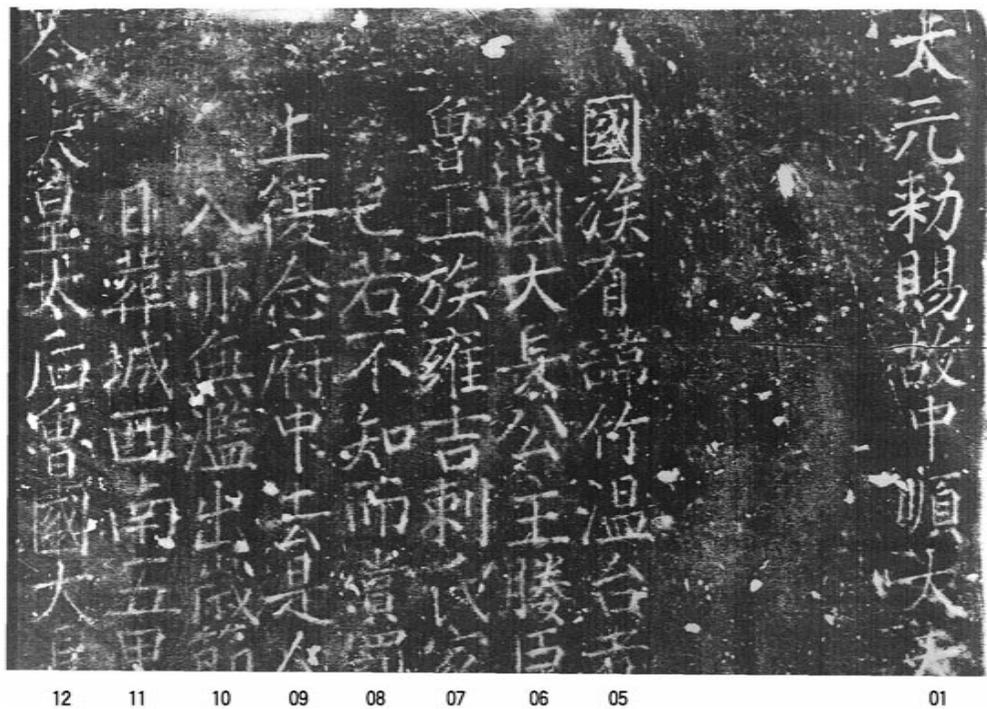
26

31 32 33

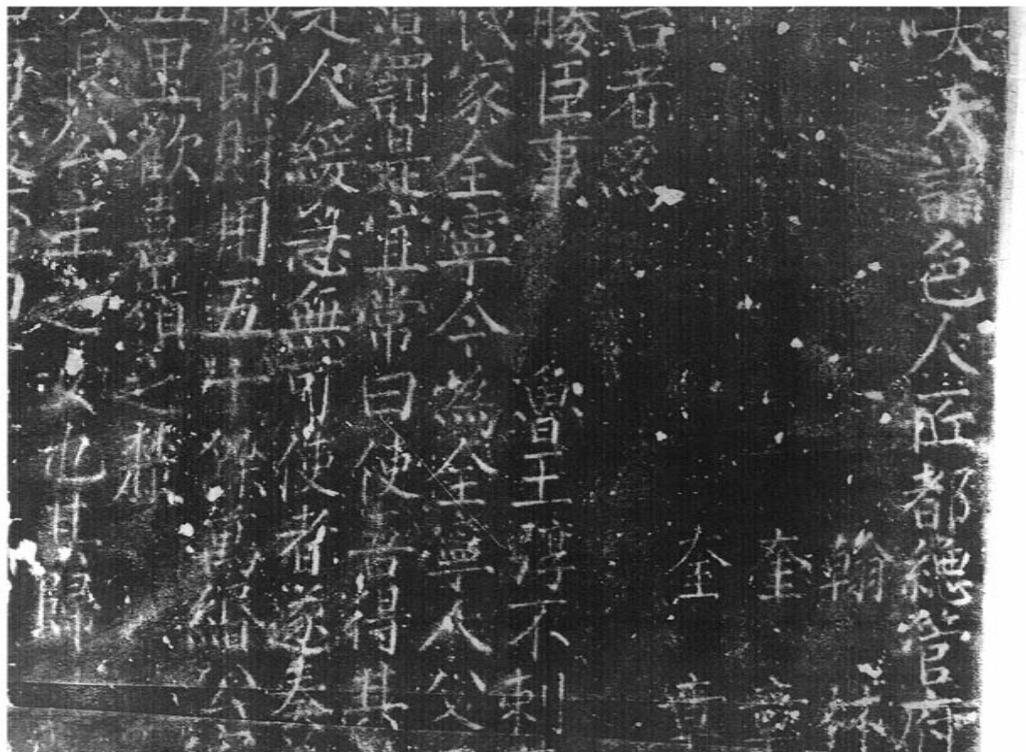
「達魯花赤竹君之碑」モンゴル文面



「達魯花赤竹君之碑」 漢文面碑額

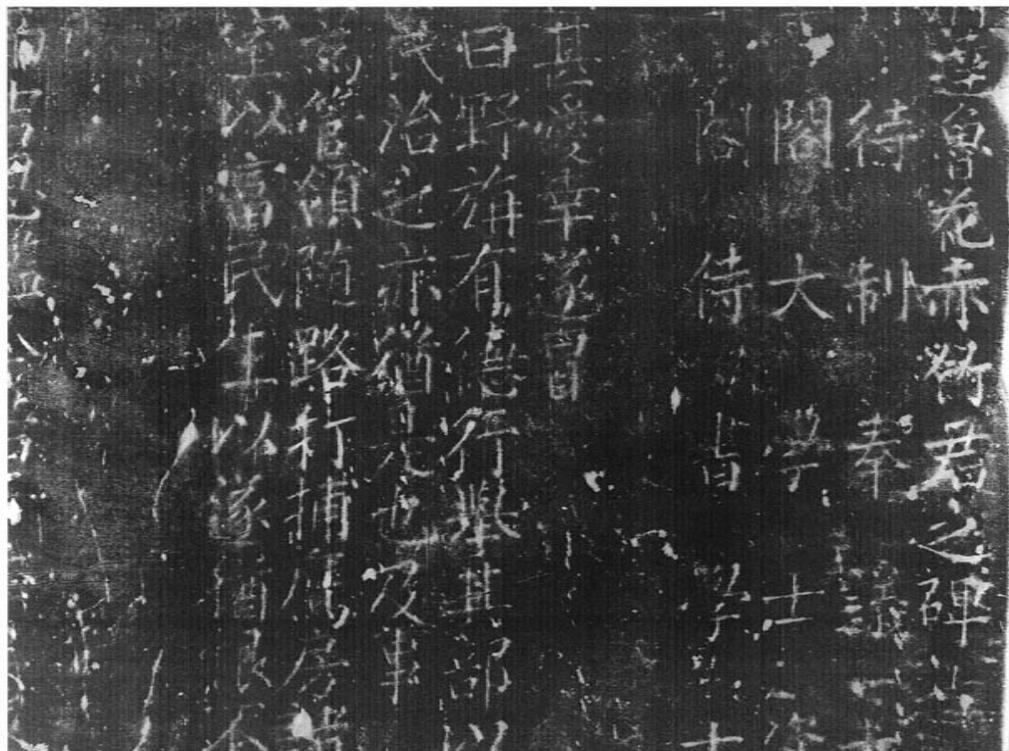


「達魯花赤竹君之碑」漢文面



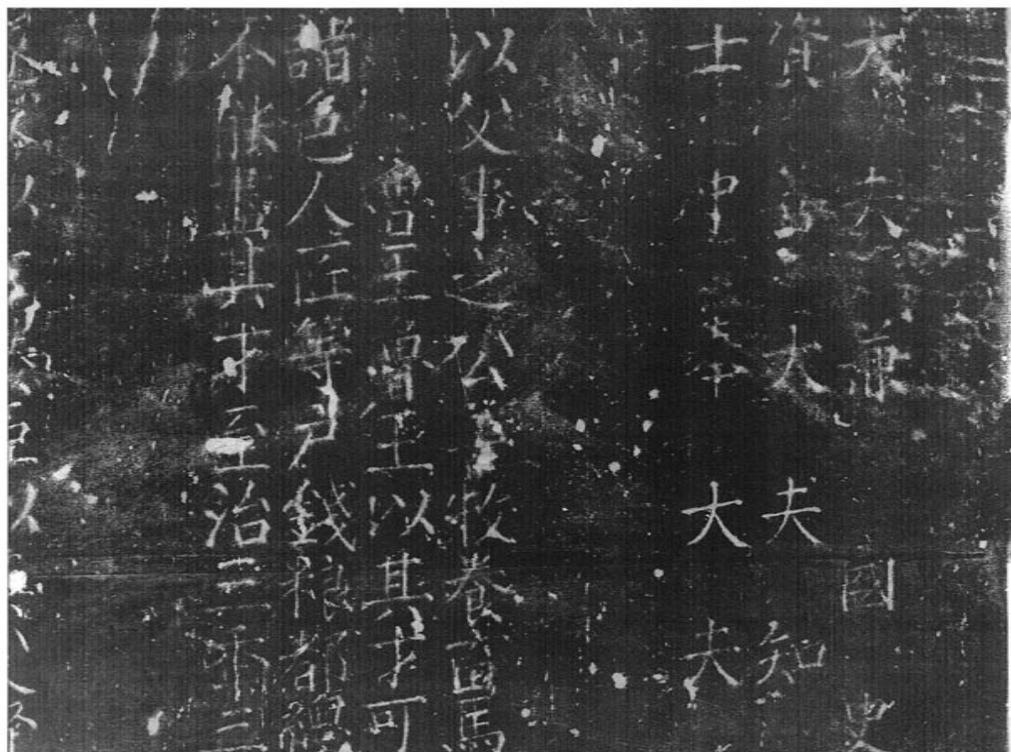
12 11 10 09 08 07 06 05 04 03 02 01

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



10 09 08 07 06 04 03 02 01

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



10 09 08 07 04 03 02

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



10 09 08 07 04 03 02

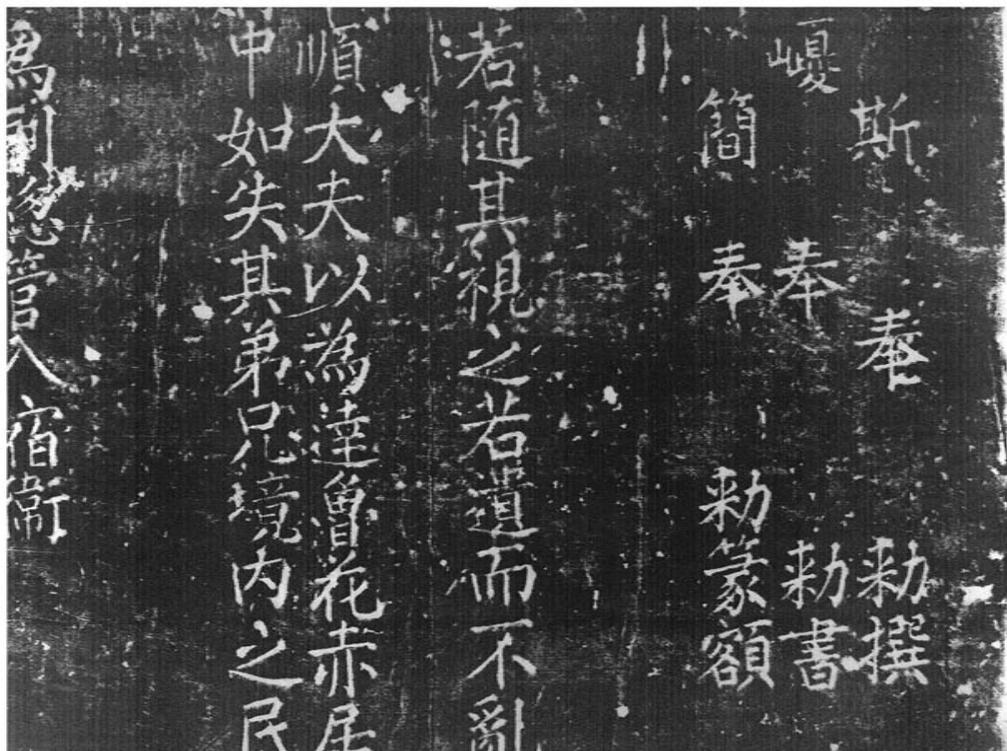
「達魯花赤竹君之碑」漢文面

Plate 31



10 09 08 07 04 03 02

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



13

10

09

07

04

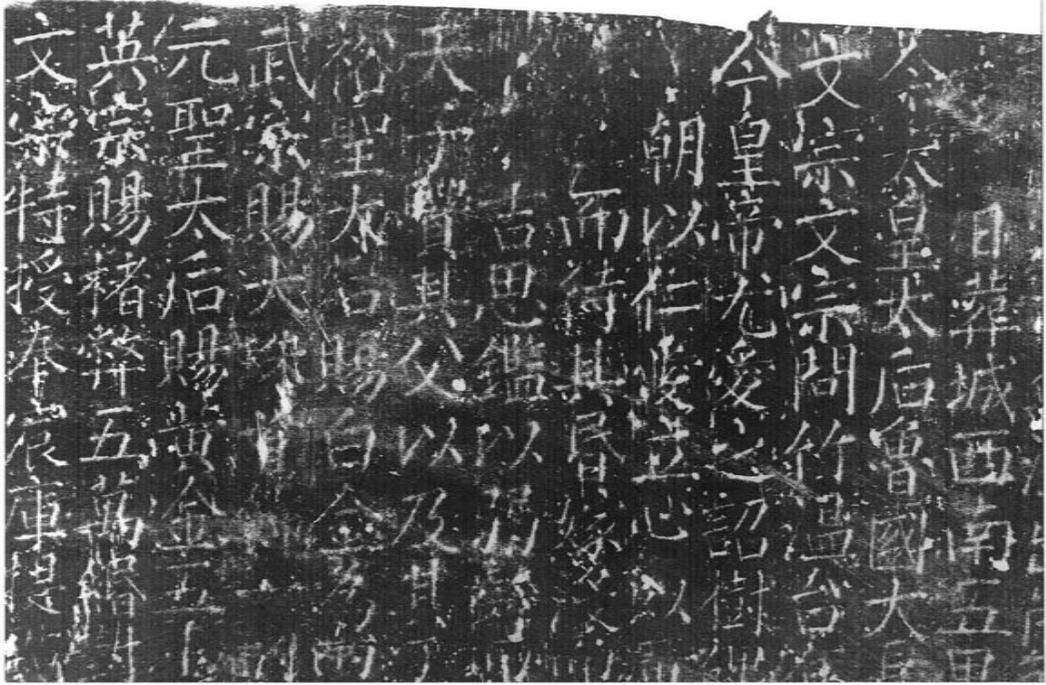
03

02

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



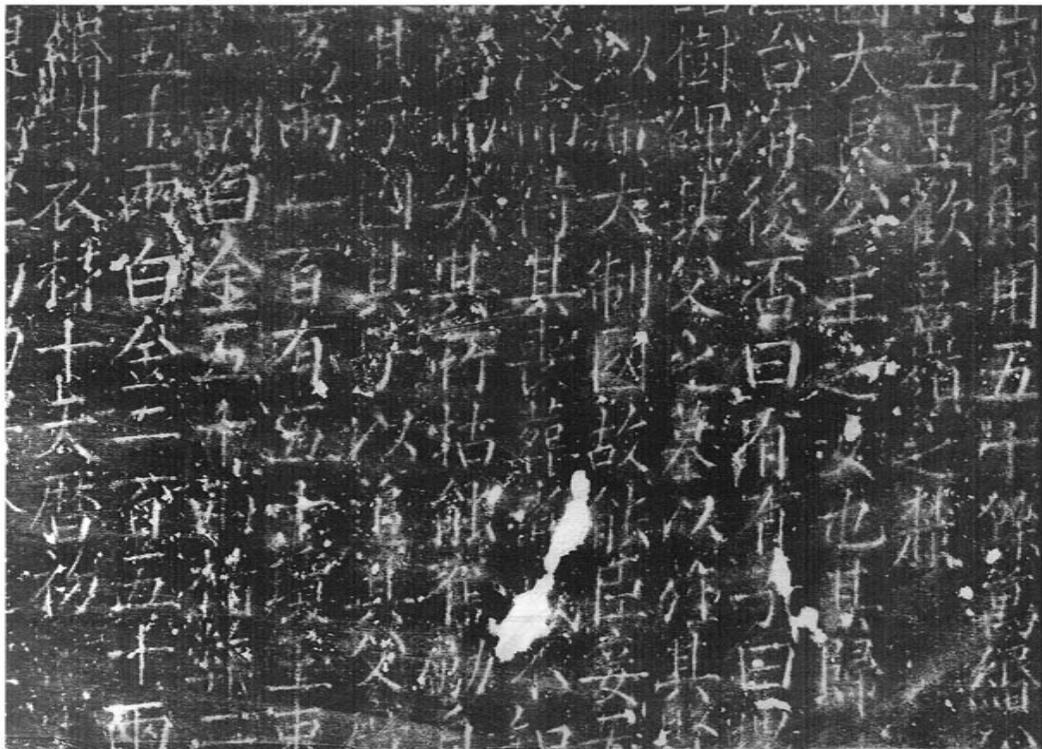
「達魯花赤竹君之碑」漢文面



11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

「達魯花赤竹君之碑」漢文面

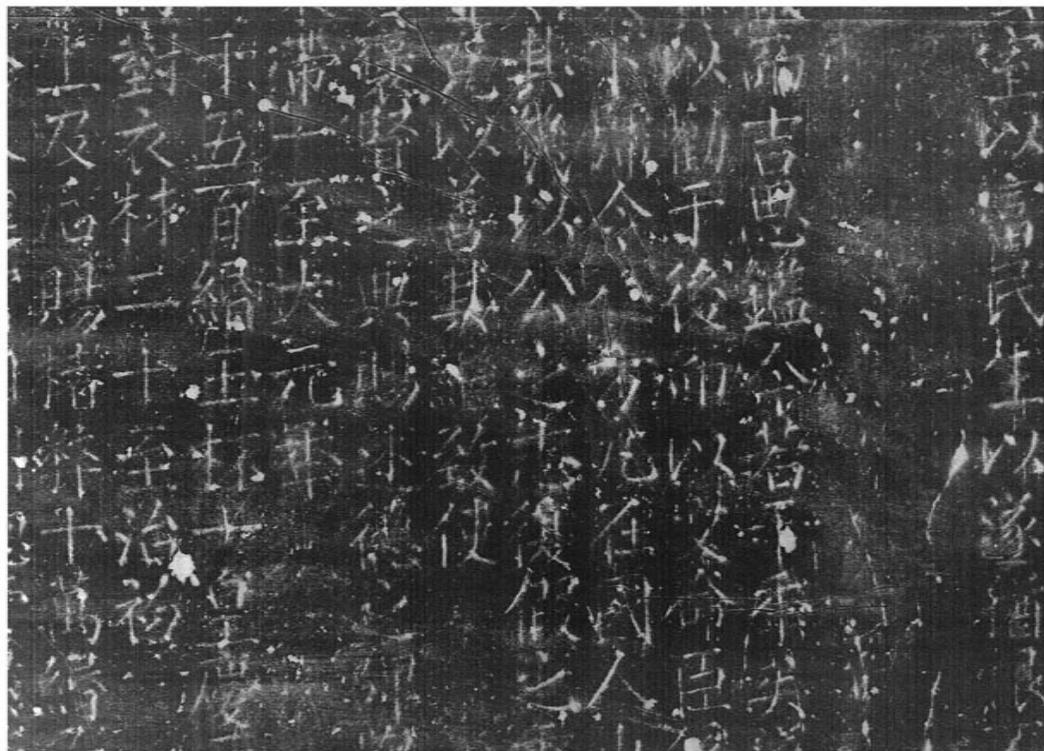
Plate 35



22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10

「達魯花赤竹君之碑」 漢文面

Plate 37



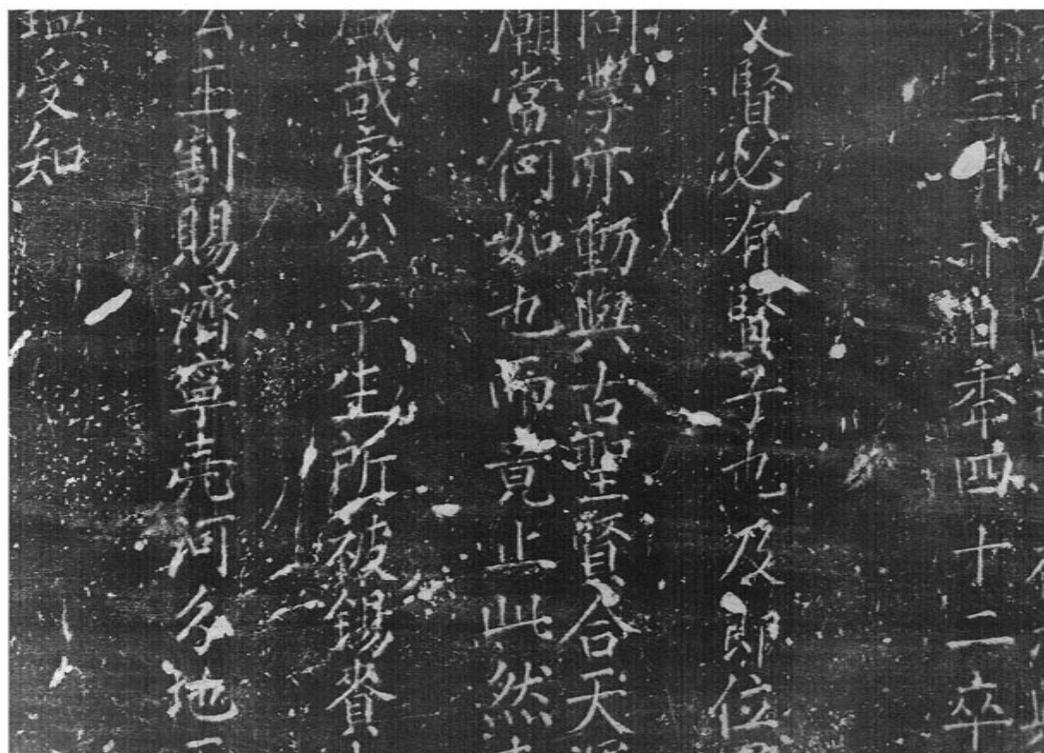
22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 10

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



20 18 16 15 14 13 10 09

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



22

20

18

16

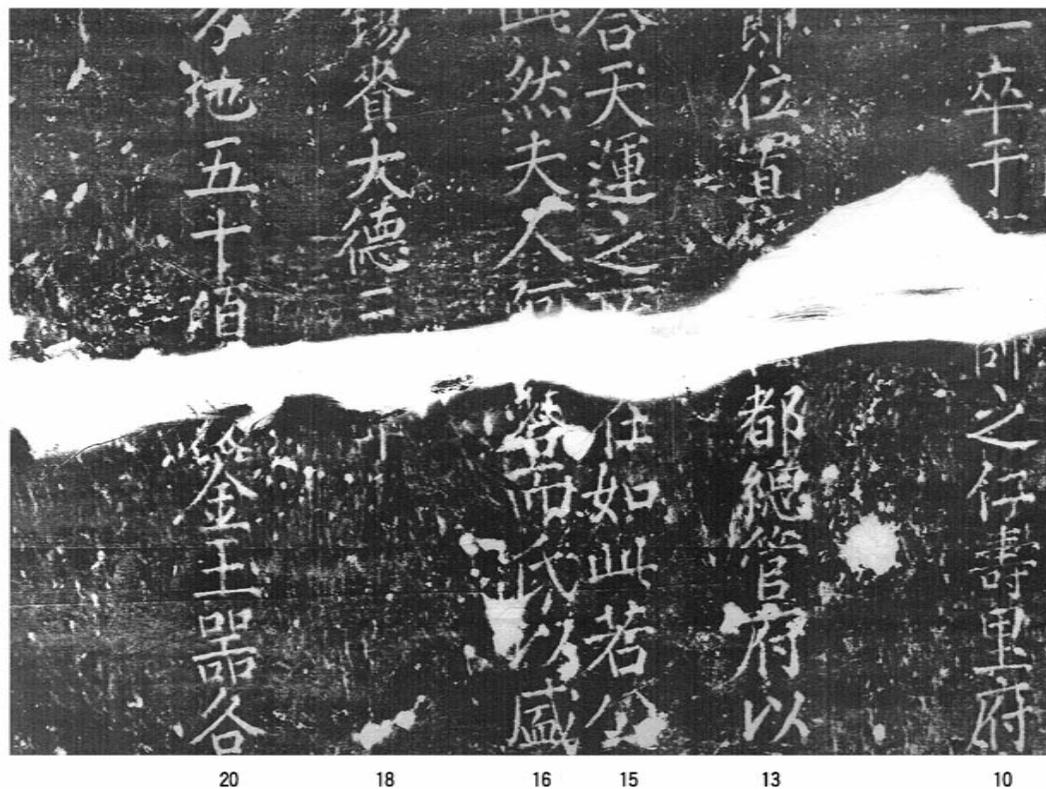
15

13

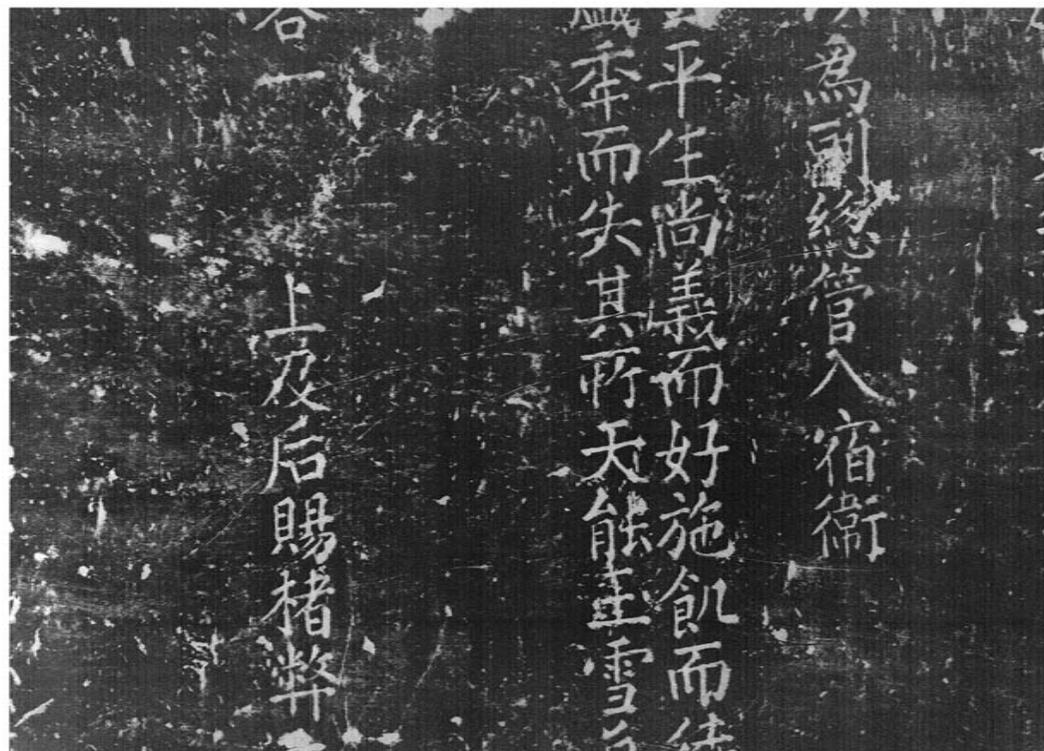
10

「達魯花赤竹君之碑」漢文面

Plate 39



「達魯花赤竹君之碑」漢文面



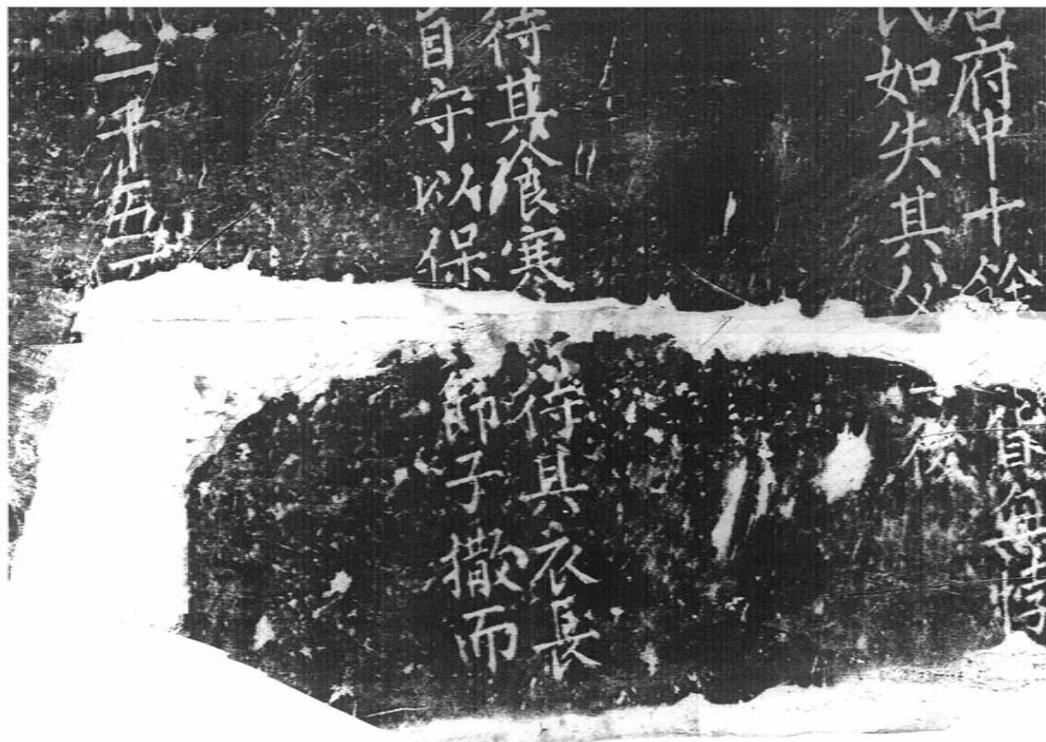
13

15

16

20

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



20

16

15

10

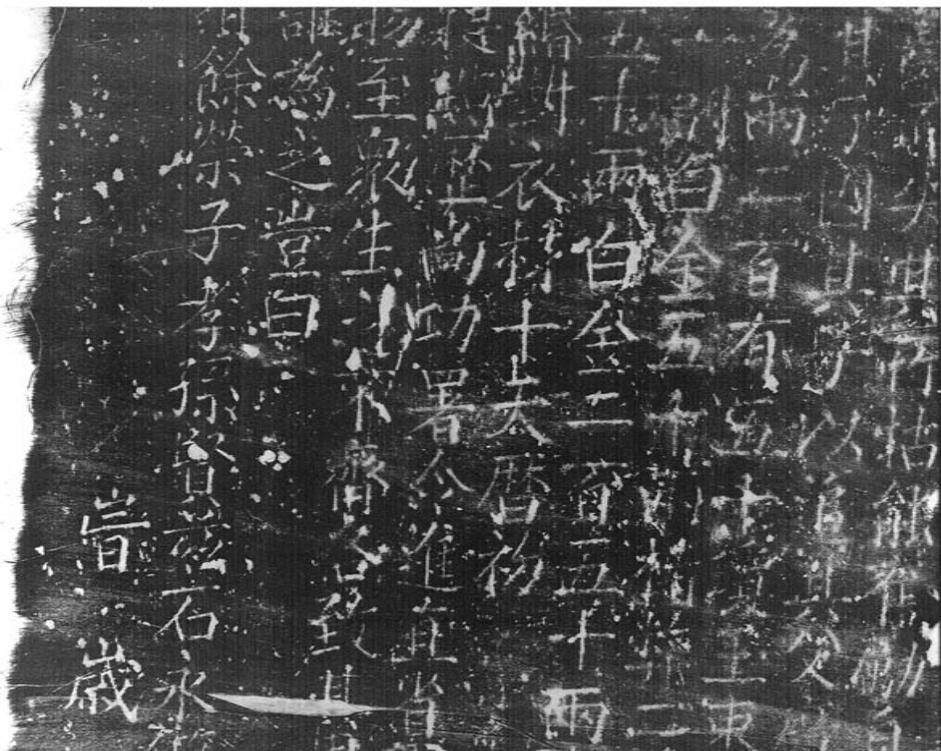
09

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



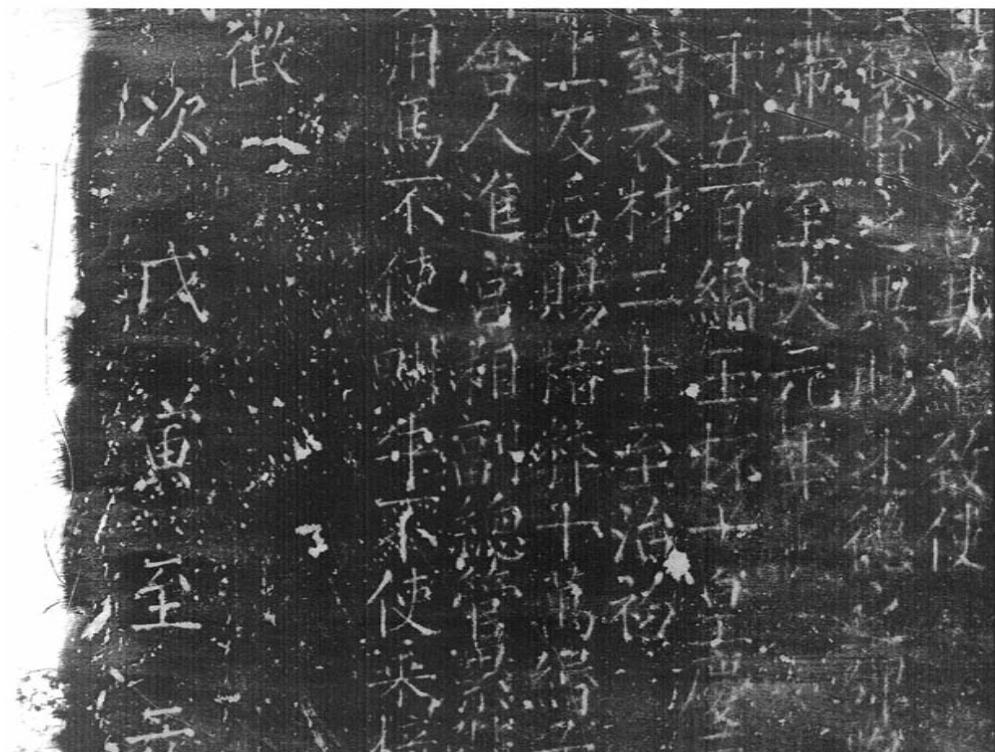
17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17

「達魯花赤竹君之碑」 漢文面



17 18 19 20 21 22 23 24 26 27

「達魯花赤竹君之碑」漢文面

Plate 45



18

20

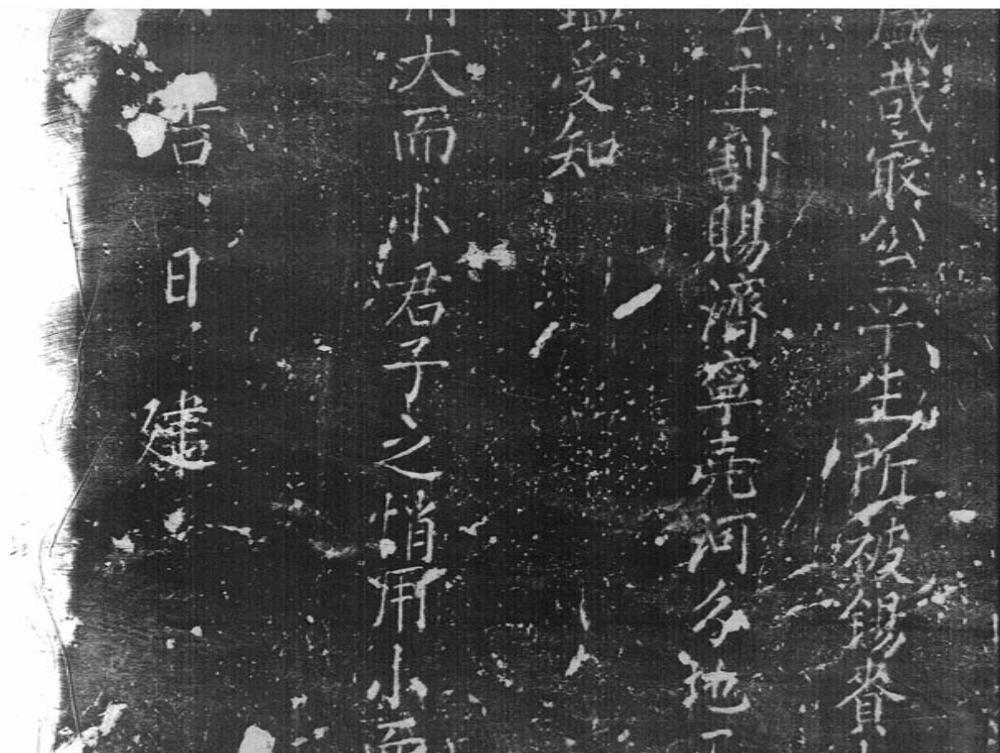
22

23

24

27

「達魯花赤竹君之碑」 漢文面



27

24

22

20

18

「達魯花赤竹君之碑」漢文面



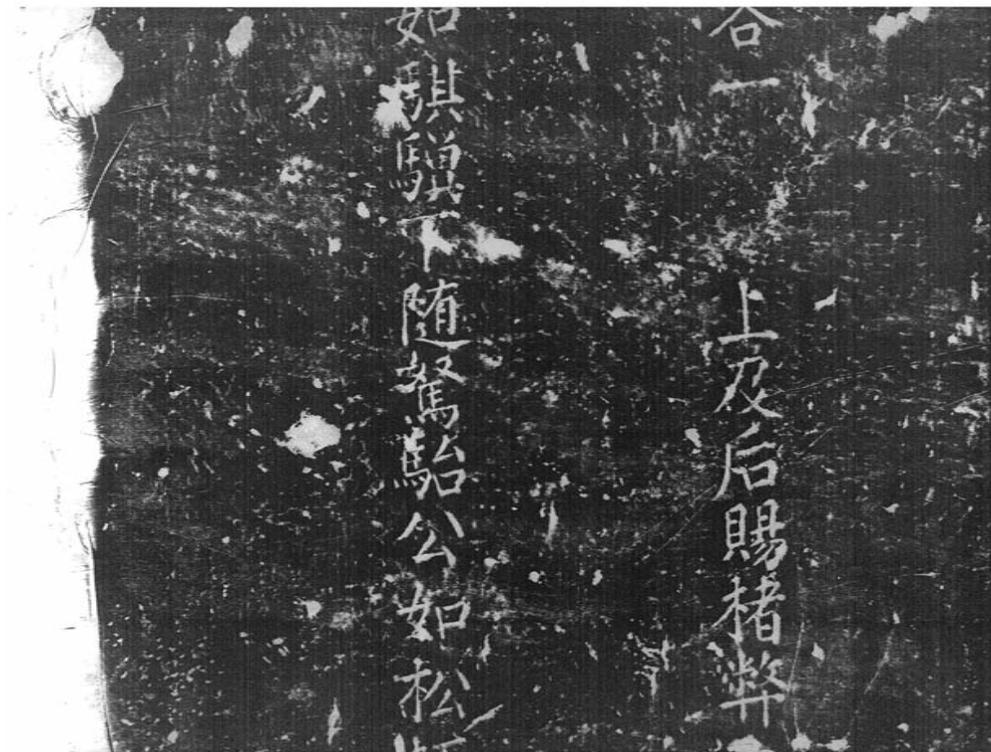
24

20

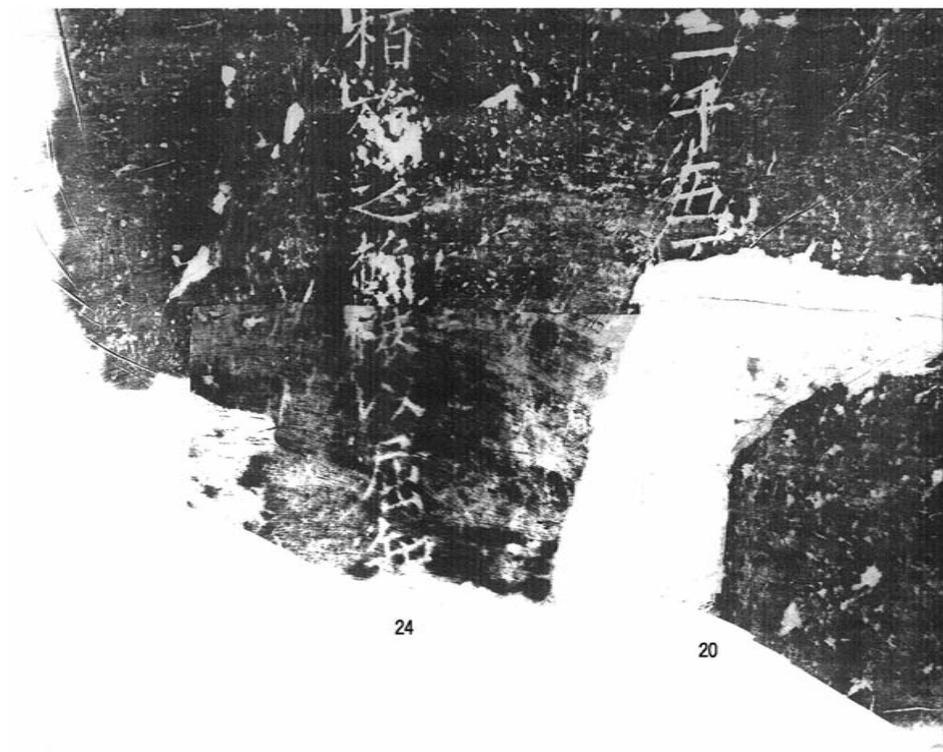
18

「達魯花赤竹君之碑」漢文面

Plate 49



「達魯花赤竹君之碑」漢文面



「達魯花赤竹君之碑」漢文面